

近畿ブロック発注者協議会（第7回幹事会）

日時：平成24年5月15日（火）

14：00～16：00

場所：大阪合同庁舎第1別館2F大会議室

議 事 次 第

I. 開 会

II. 挨拶

III. 議 事

1. ブロック協議会の経緯と取り組み

2. 公共工事の品質確保向上に向けた今後の取り組み

- (1) 総合評価方式の導入・拡大と対策について
- (2) 低入札対策について
- (3) 府県ブロック協議会の取り組み状況について
- (4) 業務効率化の推進について

3. 近畿地方整備局における新たな総合評価方式の実施状況について

4. その他

- (1) 建設コンサルタント業務等における品質確保の対策について
- (2) 経営事項審査の改正について
- (3) 保険未加入問題について（提案）

IV. 閉会

==== 配付資料 =====

○議事次第

○近畿ブロック発注者協議会（第7回幹事会）出欠表、配席表

○委員名簿、幹事会名簿、連絡窓口名簿

○資料-1「1. ブロック協議会の経緯と取り組み」

○資料-2「2. 公共工事の品質確保向上に向けた取り組み」

・（別紙）入札契約制度調査結果資料（平成24年4月現在）

○資料-3「3. 近畿地方整備局における新たな総合評価方式の実施状況について」

○資料-4「建設コンサルタント業務等における品質確保の対策について」

○資料-5「経営事項審査の改正について」

○資料-6「保険未加入問題について（提案）」

○参考（記者発表資料）

=====

1. ブロック協議会の経緯と取り組み

- (1) ブロック協議会の設立趣旨について
- (2) これまでの経緯について
- (3) これまでの取り組み概要について



国土交通省

平成24年5月15日



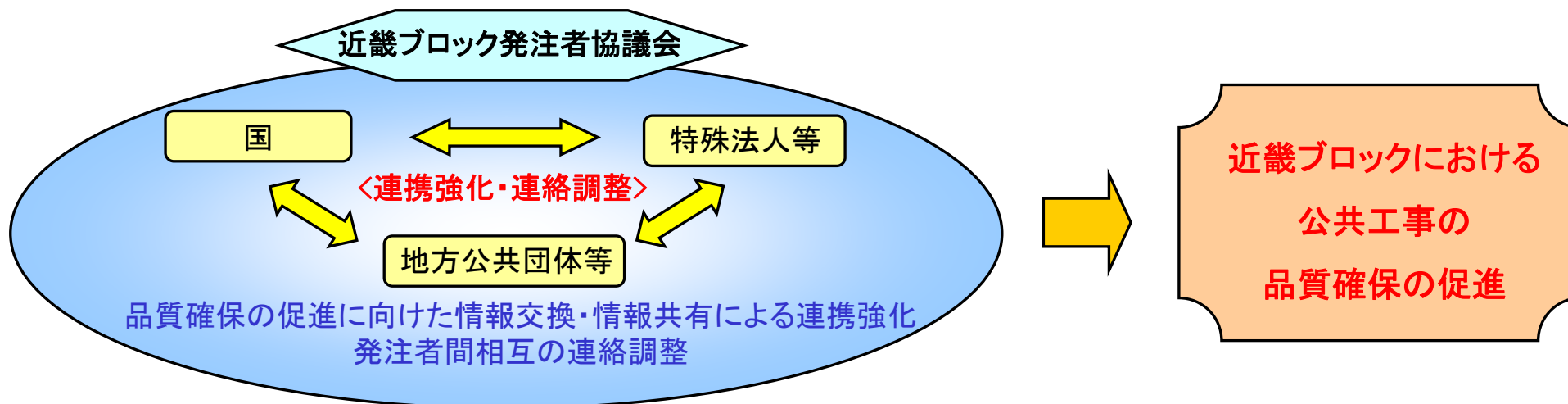
(1)ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

発注者協議会設置の背景

- 平成17年4月に「品確法」が制定。公共工事の品質確保は全ての発注者の責務に。
- しかし、地方公共団体において総合評価方式の普及が遅れていること等の課題が指摘され、公共工事の品質確保に懸念。
- 平成20年度3月28日の品確関係省庁連絡会議申し合わせ「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」においても、「上記に掲げた施策が効果的に機能するよう、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者間の連絡調整を図るため、地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置する。」と記載されており、平成20年11月13日に第1回発注者協議会を設置・開催に至った。

発注者協議会の役割





(1) ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

協議会の参加機関(協議会・幹事会で構成)

■国の地方支分局【 14機関 】

近畿管区警察局、近畿財務局、大阪国税局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局、第五管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、近畿地方環境事務所、近畿中部防衛局、大阪高等裁判所

■地方公共団体【 24機関 】

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、**神戸市**、※各府県代表市町村(福井市、池田町、**湖南市**、愛荘町、長岡京市、井手町、泉南市、能勢町、多可町、橿原市、斑鳩町、**岩出市**、有田川町) ※平成24年5月15日時点で、各府県市町村会長自治体による構成

■特殊法人等の支社等【 18機関 】

西日本高速道路(株)関西支社、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)、関西国際空港(株)、(独)空港周辺整備機構大阪国際空港事業本部、(独)京都国立博物館、(独)奈良国立博物館、(独)京都国立近代美術館、(独)国立国際美術館、(独)奈良文化財研究所、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部大阪支社、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業西日本支社、(独)都市再生機構西日本支社、(独)日本原子力研究開発機構関西光科学研究所、(独)日本原子力研究開発機構敦賀本部、(独)日本万国博覧会記念機構、(独)水資源機構関西支社、日本下水道事業団近畿・中国総合事務所

全 56機関

連携

各府県地域発注者協議会



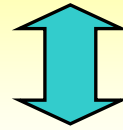
(1)ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

協議会の構成

近畿ブロック発注者協議会

全 56機関



幹事会

連携

各府県ブロック協議会

- ・すべての市町村(近畿ブロックで215市町村)が参加することが条件
- ・福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の7ブロックで構成
- ・新たに協議会を設置あるいは既存の協議会等を活用するなど各ブロック独自で設置
- ・品質確保に関する情報共有及び総合評価方式の導入など年度ごとの目標を設定



(1)ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ブロック協議会の経緯





(2)これまでの経緯－1

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

1. 一般競争入札の拡大

公共工事の入札及び契約に関して不正を排除し、手続きの透明性・客観性、競争性の向上を図る。(地方自治法令上一般競争入札が原則)

2. 総合評価方式の導入・拡大及び運用の改善

公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約によって確保されなければならない。(品確法)

○受発注者双方の事務負担の軽減のため、段階審査による落札者決定方式を活用

3. ダンピング受注の防止の徹底等

ダンピング受注においては、つぎの弊害が想定されることから排除を徹底すること。

- いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、公共工事の品質確保に支障が生じかねない。
- 公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。
- 施工監督の強化等行政コストの増大を招く。

○調査基準価格の見直しや、価格による失格基準の積極的な導入・活用によるダンピング対策の強化

4. 予定価格等の公表の適正化

地方自治体では、法令上の制約がないことから事前公表が可能であるが、次のような弊害が想定されるため事前公表の取りやめ等の対応を行うこと。

- 事前公表の価格が目安となって適正な競争が行われにくくなる。
- 建設業者の見積もり努力を損なわせる
- 談合が一層容易に行われる可能性がある。

○調査基準価格及び最低制限価格は、くじ引きによる落札の増加等の弊害が生じうるため、契約締結後に公表

○予定価格についても、同様の弊害が生じかねないことから契約締結後に公表。なお、地方公共団体は、弊害が生じることがないように事前公表の取りやめ等適切に対応。

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について
(平成20年3月31日)総行第38号・国総入企第35号による

※下線は「適正化指針」改正(平成23年8月9日閣議決定)の主な内容による



公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

目的

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達

入札・契約適正化の基本原則の明示

- ①透明性の確保
- ②公正な競争の促進
- ③適正な施工の確保
- ④不正行為の排除の徹底

全ての発注者に義務付ける事項

(1) 毎年度の発注見通しの公表

・発注工事名・時期等を公表（見通しに変更された場合も公表）

(2) 入札・契約に係る情報の公表

・入札参加者の資格、入札者・入札金額、落札者・落札金額 等

(3) 施工体制の適正化

・丸投げの全面的禁止
 ・受注者の現場施工体制（技術者の配置・下請の状況等）の報告
 ・発注者による現場の点検等

(4) 不正行為に対する措置

・不正事実（談合等）の公正取引委員会、建設業許可行政庁への通知

各発注者が取り組むべきガイドライン

(1) 「適正化指針」の閣議決定

・国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が共同で案を作成

(2) 主な内容

- ①第三者機関によるチェック
- ②苦情処理の方策
- ③入札・契約の方法の改善（一般競争・指名競争の適切な実施）
- ④工事の施工状況の評価
- ⑤その他
 - ・不良不適格業者の排除
 - ・ダンピングへの対応
 - ・入札・契約のIT化の推進 等

発注者は、指針に従い、入札・契約の適正化を推進

職員に対する教育

建設業者に対する指導 等

「適正化指針」のフォローアップ

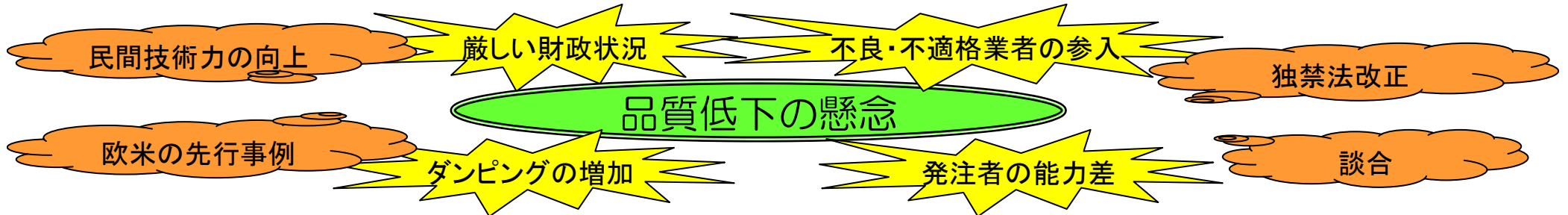
- ・毎年度、取り組み状況を把握し、公表
- ・特に必要のあるときは改善を要請

＜平成13年度の入札・契約から適用＞



公共工事の品質確保の促進に関する法律

〈法律の背景〉



〈法律の目的〉 公共工事の品質確保

公共工事の品質確保に関する
基本理念および発注者の
責務の明確化

施策

- ・公共工事の品質は、価格及び品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされることにより確保されなければならないことを明記
- ・発注者の責務として発注関係の事務を適切に実施し、必要な職員の配置に努めることを規定

「価格競争」から
「価格と品質で総合的に
優れた調達」への転換

施策

- ・工事の経験等、技術能力に関する事項を審査
- ・民間へ技術提案を求めるように努め、これを適切に審査・評価し、価格と技術提案の内容を総合的に評価

発注者をサポートする 仕
組みの明確化

施策

- ・外部支援の活用による発注者支援

法律の施行後3年を経過した段階(19年度末)で、施行状況等について検討を加え、所要の措置を講じる



(2)これまでの経緯－4

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

公共工事の品質確保に関する当面の対策について(概要)

平成20年3月28日

公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ

1. 総合評価方式の徹底

(1) 国の調達

- ①平成20年度以降の公共工事において、原則総合評価方式を実施。
- ②平成20年度早期に調査設計業務等においても総合評価方式を本格導入。

(2) 地方公共団体の調達

- ①品確法遵守が発注者の責務であることの周知徹底した上で、以下の施策を推進。
 - ・平成20年度以降、国庫補助事業については、交付決定時に品確法遵守についての条件を付すことを原則とする。
 - ・毎年度の総合評価方式の実施目標とその達成状況の公表の促進
- ②総合評価方式の導入・拡大に向け、地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの改定など、各種支援を実施。

2. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業へのしわ寄せ防止

1) 国の調達

- ①政府調達協定対象工事は原則入札ボンドを導入。
- ②下位等級業者の上位等級工事への参入機会の順次拡大。
- ③適切に地域要件を設定。
- ④地域貢献の評価、地元業者を下請とする場合等のインセンティブの付与の検討を実施。
- ⑤専門工事部分の評価を行う総合評価方式を順次導入・拡大。

(2) 地方公共団体の調達

- ①予定価格等の事後公表への移行を促進。予定価格等の事前公表を行う場合にはその理由の公表を促進。
- ②適切な地域要件の設定、入札ボンドの導入・拡大を促進。

3. 契約等の片務性の排除、ダンピングの防止

(1) 国の調達

- ①見積もりを活用する積算方式の導入・拡大。
- ②低入札価格調査基準価格の見直し。
- ③施工体制確認型総合評価方式・特別重点調査の導入・拡大。
- ④出来高部分払い方式、施工プロセスを通じた検査を順次導入・拡大。
- ⑤設計変更ガイドライン等を作成。

(2) 地方公共団体の調達

- ①予定価格や低入札価格調査基準価格などの適切な見直しの促進。
- ②最低制限価格制度の活用や、総合評価方式を実施する際における低入札価格調査と価格による失格基準の併用の促進

4. 特殊法人等の調達

国の調達における取組と同様の取組の実施について、特殊法人等を指導。

5. 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化

- ①低入札価格調査の対象となった工事等について問題となる行為が認められた場合には公正取引委員会により厳正に対処。
- ②「建設業法令遵守ガイドライン」及び「駆け込みホットライン」の周知徹底。

6. 情報共有のための体制整備

- ①地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置。
- ②施工段階での受注者からの苦情を関係者間で処理する体制を整備。



(2)これまでの経緯－5

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(適正化指針)」の主な改正内容 (H23年8月9日 閣議決定)

公正な競争の促進

- 「地域維持型契約方式」の導入
 - 地域維持事業(災害対応、除雪、インフラの維持管理の事業)の担い手確保に資するため、事業実施に要する経費を適切に費用計上するとともに、新たな契約方式として、
 - ・ 包括発注(一括契約や複数年契約)や、
 - ・ 地域維持型JVによる受注の仕組みを導入。
 - 地域維持型JVは、地域維持事業の実施を目的に継続的に結成。経常JVや個別企業との同時登録ができる。
- 一般競争入札、総合評価落札方式
 - 一般競争入札及び総合評価落札方式の性格を踏まえ適切に活用。
 - 総合評価落札方式における具体的な評価内容の通知。
 - 総合評価落札方式について、受発注者双方の事務負担の軽減のため、段階審査による落札者決定方式を活用。
- 一般競争入札等の活用に必要な条件整備
 - 地域要件については、各発注者が運用方針を作成した上で、適切な設定を図る。
 - 入札ボンドの積極的な活用と対象工事の拡大を図る。
- 予定価格の設定に当たり、設計金額からの歩切りは、行わない。

透明性の確保

不正行為の排除

- 予定価格、調査基準価格、最低制限価格の事後公表
 - 調査基準価格及び最低制限価格は、くじ引きによる落札の増加等の弊害が生じうるため、契約締結後に公表。
 - 予定価格についても、同様の弊害が生じかねないことから、契約締結後に公表。なお、地方公共団体は、弊害が生じることがないよう、事前公表の取りやめ等適切に対応。
- 外部から入札関係職員への不当な働きかけがあった場合の「記録・報告・公表の仕組み」を導入。

適正な施工の確保

- 調査基準価格の見直しや、価格による失格基準の積極的な導入・活用によるダンピング対策の強化
- 公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約等、発注者・受注者間の対等性の確保

その他

- 公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用、暴力団等による不当介入時の通報・報告の徹底。
- CM方式の活用・拡大等による業務執行体制の充実等。



○低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

低入札調査基準価格の見直しについて

S62.4～H20.3 S62モデル

【範囲】
 予定価格の2/3～85%

【計算式】

直接工事費の額	} 合計額	× 1.05
共通仮設費の額		
現場管理費 × 0.20		

H20.4～H21.3 H20モデル

【範囲】
 予定価格の2/3～85%

【計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.60		
一般管理費等 × 0.30		

H21.4～H23.3 旧公契連(H21)モデル

【範囲】
 予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.70		
一般管理費等 × 0.30		

H23.4～ 新公契連モデル

【見直し後の範囲】
 予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.80		
一般管理費等 × 0.30		

※低入札価格調査基準価格

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと。



1. 総合評価方式の導入・拡大

◆取り組み

- ①各発注者(市町村を含む。)に共通した総合評価方式の導入に関する指標の設定とフォローアップ
- ②国や都道府県が実施する研修・講習会等への市町村職員の受入
- ③技術者不足の市町村に対する技術支援体制(国、府県職員によるアドバイザー)づくり 等

◆目標

- ①市町村の総合評価方式導入拡大 目標導入率:80%(累計)
- ②市町村の総合評価方式導入拡大 目標導入率:50%(単年度)
- ③府県の工事発注件数に対する総合評価方式導入率 目標導入率:20%【目標の見直し】

2. 品質確保に関する取組の情報共有・促進等

◆取り組み

- ①地方公共団体における予定価格等の事後公表への移行促進
- ②工事成績評定データの共有化に向けた課題調整 等

◆目標

- ①予定価格等の事後公表への移行促進

2. 公共工事の品質確保向上に向けた今後の取組み

- (1) 総合評価方式の導入・拡大と対策について
- (2) 低入札対策について
- (3) 府県ブロック協議会の取組み状況について
- (4) 業務効率化の推進について



国土交通省

平成24年5月15日



(1) 総合評価方式の導入・拡大と対策について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 総合評価方式の実施状況(府県・政令市)【件数ベース】

◇平成23年度末(平成24年3月末時点)の近畿各府県における工事発注件数に占める総合評価導入率は15%強であり、平成24年度の実施予定は18%強である。また、昨年度の協議会目標値(20%以上)を達成した府県政令市は、1県から3府県に増加した。(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

◆全体的に政令市の導入率低迷が課題であり、更なる導入拡大が必要である。

府県別総合評価方式実施状況：発注件数ベース(近畿)

地整	都道府県名	平成23年度 総合評価方式 実施件数	平成23年度 工事発注件数	総合評価 実施率	平成23年度 総合評価導入率 協議会目標に対する達成率		平成24年度 総合評価方式 実施件数 (予定)	平成24年度 工事発注件数 (予定)	総合評価 実施率
		A	B	A/B	目標値	達成率	A	B	A/B
近畿	福井県	178件	1261件	(11.9%) 14.1%	20%以上	71.0%	180件	1300件	13.8%
	滋賀県	70件	923件	(3.6%) 7.6%		38.0%	100件	720件	13.9%
	京都府	250件	1092件	(19.4%) 22.9%		114.0%	250件	1100件	22.7%
	大阪府	88件	1398件	(5.9%) 6.3%		31.0%	53件	890件	6.0%
	兵庫県	110件	2232件	(11.5%) 4.9%		25.0%	100件	2200件	4.5%
	奈良県	263件	1208件	(17.1%) 21.8%		109.0%	409件	1000件	40.9%
	和歌山県	627件	2166件	(25.0%) 28.9%		145.0%	600件	2000件	30.0%
	府県小計	1586件	10280件	(13.8%) 15.4%		77.0%	1692件	9210件	18.4%
	京都市	39件	529件	(7.9%) 7.4%		37.0%	65件	488件	13.3%
	大阪市	0件	1451件	(0.1%) 0.0%		0.0%	未定	未定	
	堺市	24件	433件	(4.4%) 5.5%		28.0%	27件	312件	8.7%
	神戸市	16件	1071件	(2.6%) 1.5%		7.0%	50件	860件	5.8%
	政令市小計	79件	3484件	(2.5%) 2.3%		11.0%	142件	1660件	8.6%
	近畿合計	1665件	13764件	(10.9%) 12.1%		60.0%	1834件	10870件	16.9%

※工事発注件数とは「予定価格250万円以上」のものとする

※カッコ書きはH22年度

※H24年度の予定について大阪府は未定のため大阪府以外の集計としている



(1) 総合評価方式の導入・拡大と対策について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 総合評価方式の実施状況(府県・政令市)【金額ベース】

◇平成23年度末時点の近畿各府県における工事発注金額ベースに占める総合評価導入率は約52%であり、件数ベースと比較し金額ベースでの導入率は約3倍となっている。また平成24年度は、昨年度と比較し減少予定となり、更なる導入拡大が必要である。(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

府県別総合評価方式実施状況：発注金額ベース(近畿)

H24.4時点

地整	都道府県名	平成23年度 総合評価方式 に係る金額(億円)	平成23年度 工事発注金額(億円)	総合評価 実施率		平成24年度 総合評価方式 に係る金額 (億円) 予定	平成24年度 工事発注金額 (億円) 予定	総合評価 実施率
		A	B	A/B	A	B	A/B	
近畿	福井県	161	316	(39.1%)	51%	162	316	51.3%
	滋賀県	113	305	(18.4%)	37.2%	150	328	45.7%
	京都府	83	339	(23.6%)	24.5%	85	340	25.0%
	大阪府	508	907	(42.6%)	56.0%	464	1111	41.7%
	兵庫県	311	888	(43.0%)	35.0%	220	880	25.0%
	奈良県	214	266	(64.1%)	80.4%	378	427	88.5%
	和歌山県	558	717	(70.8%)	77.9%	560	700	80.0%
	府県小計	1,949	3,738	(42.4%)	52.1%	2,019	4,102	49.2%
	京都市	94	145	(38.2%)	64.7%	178	253	70.3%
	大阪市	0	998	(1.7%)	0.0%	未定	未定	
	堺市	36	169	(17.5%)	21.3%	34	未定	
	神戸市	53	431.5	(16.0%)	12.3%	100	380	26.3%
	政令市小計	183	1,743	(10.4%)	10.5%	312	633	49.3%
	近畿合計	2,132	5,481	(31.4%)	38.9%	2,331	4,735	49.2%

※工事発注件数とは「予定価格250万円以上」のものとする

※カッコ書きはH22年度

※H24年度の予定について大阪市・堺市は未定のため、両市を除いた集計としている



(1) 総合評価方式の導入・拡大と対策について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 総合評価方式の導入状況(市町村)【累計】

◇過年度実施を含む累計導入率(協議会目標値80%以上)は、70%(平成24年3月末)であり、今年度新たに総合評価方式を行うのは、1自治体のみである。

◇各府県ブロック発注者協議会を活用し、未実施の自治体への助言を行うなど、導入を促す必要がある。

政令市市町村における総合評価方式の導入状況

H24.4時点

地整	府県名	平成22年度		平成23年度		平成23年度実施結果		平成24年度見込(4月時点)				
		府内 市町村数 (A)	うち総合評価 導入 市町村数 (B)	市町村総合評価 導入割合 (C=B/A)	府内 市町村数 (A)	うち総合評価 導入 市町村数 (B)	市町村総合評価 導入割合 (C=B/A)	平成23年度 協議会 目標導入率	協議会目標 に対する達成率	府内 市町村数 (A)	うち総合評価 導入 市町村数 (B)	市町村総合評価 導入割合 (C=B/A)
近畿	福井県	17	14	82%	17	14	82%	80%以上	103%	17	14	82%
	滋賀県	19	18	95%	19	18	95%		119%	19	18	95%
	京都府	26	8	31%	26	9	35%		44%	26	9	35%
	大阪府	43	15	35%	43	16	37%		46%	43	16	37%
	兵庫県	41	29	71%	41	29	71%		89%	41	29	71%
	奈良県	39	35	90%	39	35	90%		113%	39	36	92%
	和歌山県	30	30	100%	30	30	100%		125%	30	30	100%
近畿管内	215	149	69%	215	151	70%	80%以上	88%	215	152	71%	

近畿7府県・4政令市における総合評価方式導入状況 H24.4月現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)



■ 総合評価方式の導入状況(市町村)【単年度】

◇平成23年度近畿地方の市町村(7府県計:215市町村)における総合評価の実施率は平成23年度末(平成24年3月末)で30%(64市町村)となっている。また、平成24年4月での実施見込みは39%で平成23年度実績を上回る予定となっているが、全体的に導入率が下がってきている状況である(協議会目標値50%)。

◇府県ブロック発注者協議会を活用し、継続に向けての取り組みの強化が必要である。

政令市・市町村における総合評価方式の導入状況

地整	府県名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			平成24年度見込み(4月時点)		
		市町村総合評価導入割合	市町村総合評価導入割合	市町村総合評価導入割合	府県内市町村数(A)	うち総合評価導入市町村数(B)	市町村総合評価導入割合	府県内市町村数(A)	うち総合評価導入市町村数(B)	市町村総合評価導入割合(C=B/A)
近畿	福井県	65%	47%	41%	17	6	35%	17	7	41%
	滋賀県	73%	42%	53%	19	8	42%	19	6	32%
	京都府	23%	23%	19%	26	5	19%	26	5	19%
	大阪府	19%	23%	23%	43	10	23%	43	7	16%
	兵庫県	44%	46%	37%	41	11	27%	41	14	34%
	奈良県	77%	74%	59%	39	20	51%	39	32	82%
	和歌山県	77%	53%	33%	30	4	13%	30	12	40%
	近畿管内	52%	45%	37%	215	64	30%	215	83	39%

近畿7府県・4政令市における総合評価方式導入状況 H24.4月現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)



■ 第4回近畿ブロック発注者協議会(H23.8.29)での報告・意見

1. 総合評価落札方式の実施状況等

- 入札事務の簡素化として、標準型において技術提案の項目数を3項目から1項目に減らして、事務量の軽減に取り組んでいる。
- 自治法に従い総合評価方式の場合は低入札調査基準価格とセットにしたことにより、事務量が増大している。

2. 低入札対策についての実施状況等

- 総合評価方式での予定価格の事後公表を試行。事後公表の対象範囲を段階的に拡大していく。
- 事後公表の試行拡大を図っており、低入札は減少しているが、依然として低落札の傾向にある。
- 総合評価方式で2億円超の工事において施工体制確認型を導入している。



① 講習会・研修の開催

- ・ 公共工事の品質確保向上を目的とした総合評価方式の導入やダンピング契約などについて、国・府県連携による講習会を昨年度に引き続き実施していく。
- ・ 昨年度新たに新設した、総合評価方式を主体とした「建設生産システム(H24年度名称変更)」研修について、平成24年度は2期に分けて受講生の拡大を図る。また本研修を含め平成24年度は、管内研修の内、16コース(80名)の受け入れを実施する。

② 審査会等における職員交流の推進

- ・ 府県における技術審査会等への国職員の派遣、市町村における技術審査会等への府県職員の派遣を更に進める。
- ・ 府県ブロック協議会を開催していただくとともに、講師等に国・府県職員を派遣する。



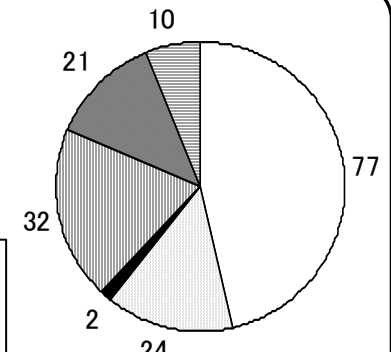
■ 講習会の開催結果 (「総合評価落札方式に関する技術評価」講習会)

講習会実施内容

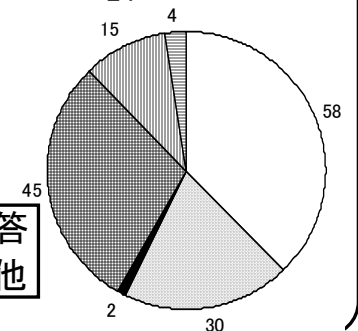
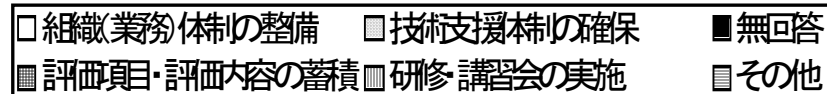
- 日時:平成23年7月29日(金)10:00~17:00
- 会場:大阪合同庁舎第一号館 第1別館 2F大会議室
- 主催:近畿ブロック発注者協議会
- プログラム
 1. 挨拶 (近畿地方整備局大塚企画部長)
 2. 公共工事の品質確保対策について
(近畿地方整備局 企画部 山本技術調整管理官)
 3. 総合評価落札方式の概要について
(近畿地方整備局 企画部 大西技術開発調整官)
 4. 入札契約から検査まで
(近畿地方整備局 企画部 和佐技術管理課長)
 5. 技術提案書の求め方と評価(河川編)について
(近畿地方整備局 河川部 下野河川工事課長)
 6. 技術提案書の求め方と評価(道路編)について
(近畿地方整備局 道路部 藤田特定道路事業対策官)
 7. 和歌山県における取り組み事例紹介
(和歌山県 県土整備部 技術調査課 上山主査)

アンケート結果 (一部抜粋)

総合評価落札方式の導入・拡大に対する課題は？



総合評価落札方式の導入・拡大に対する改善策は？



総合評価落札方式を導入拡大するために、国・府県からの支援・要望について(主な意見)

- ・学識経験者からの意見聴取支援
- ・特別簡易型、簡易型など小規模工事についての事例集の作成
- ・事務処理の簡素化



(当日参加者 101名)



■ 研修の開催予定 (H24年度管内研修への自治体等受入予定)

平成24年度は管内研修のうち、16コース(80名)について受け入れを実施する予定。

平成24年度 機関別・研修コース別希望人数																					
	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	京都市	大阪市	神戸市	堺市	大津市	東大阪市	茨木市	明石市	水資源機構	阪神高速	本四高速	大阪広域	合計	受け入れ枠
道路管理									1		1				1					3	5
建設生産システム (監督員級)						1			2										1	4	5
橋梁技術			1			1			1	1	1				1					6	5
防災・危機管理																				0	5
建設生産システム (事務所係長級)(I期)																				0	5
広域・都市計画					1	1			1					1						4	5
環境技術																				0	5
災害対応技術					1	1						1								3	5
港湾空港一般基礎			1																	1	5
河川管理			1																	1	5
河川技術(上級)						1														1	5
ダム・砂防					1															1	5
新技術・情報課施工										1										1	5
建設生産システム (事務所係長級)(II期)																				0	5
建設生産システム (主任監督員級)																			1	1	5
構造物設計			1			1				1										3	5
合計	0	0	4	0	3	6	0	0	5	3	2	1	1	1	1	0	0	0	2	29	80



■府県対象の意見交換会での意見等

【主な課題・意見】

- ・分離分割発注により小規模工事の増大
- ・技術系職員の減少
- ・目標達成が目的ではない
- ・低入札の事務量が負担
- ・自己申告により、技術評価を含む一定の評価基準を満足した者から価格競争で落札者を決定する、実績申告型の試行
- ・重要構造物や施工上配慮が必要な工事を対象としたい

【主な総合評価方式の事務量軽減の方策】

- ・事後審査型の実施（福井県、和歌山県）
- ・標準型の評価項目を減らす
- ・評価方法のガイドライン、過去の事例集を作成（京都府）
- ・学識経験者の意見聴取が無くなり各土木事務所で構成する審査会で実施（京都府）

【主なダンピング対策と低入調査の事務量軽減の方策】

- ・（最低制限価格を）価格による失格基準として運用
- ・施工体制確認型の導入（福井県）

※参考:対象工事(250万円以上)根拠

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

第二章 情報の公表

（地方公共団体による情報の公表）

第七条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で**政令で定めるもの**を公表しなければならない。

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令

第五条 地方公共団体の長は、毎年度、四月一日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事（**予定価格が二百五十万円を超えないと見込まれるもの**及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であつて当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを**除く**。）に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない

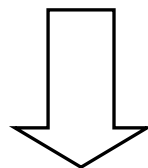


■ 府県の総合評価方式導入率の見直しについて

◆現在の目標(第1回幹事会で決定 H21.2)

- ・府県の工事発注件数に対する総合評価方式導入率 目標導入率:20%

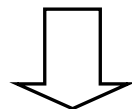
公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも配慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約によって確保されなければならない(品確法)



	府県平均	
	件数ベース	金額ベース
H22年度(実績)	13.8%	42.4%
H23年度(実績)	15.4%	52.1%
H24年度(予定)	18.4%	49.2%

◆新たな目標設定の考え方

- ・分離・分割発注により小規模工事が増加する中でこれらの品質確保が求められる。
- ・H23年度の発注金額に対する総合評価方式の平均導入率が52.1%であり、各府県が目標値を目指す。
- ・既に目標が達成している自治体においては、品確法の趣旨に則りさらなる拡大を図る。
- ・政令市においても導入拡大に向けて検討する。



新たな目標(平成24年度以降)

府県の総合評価方式導入率

- ・工事発注件数に対する導入率:20%以上
- かつ
- ・工事発注金額に対する導入率:50%以上

○市町村において総合評価方式の導入・拡大が進まない要因を分析するため、市町村を対象としたアンケート調査を行い次回協議会に向けて要因と対策のとりまとめを行う。



○低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

低入札調査基準価格の見直しについて

S62.4～H20.3 S62モデル

【範囲】

予定価格の2/3～85%

【計算式】

直接工事費の額	} 合計額	× 1.05
共通仮設費の額		
現場管理費 × 0.20		

H20.4～H21.3 H20モデル

【範囲】

予定価格の2/3～85%

【計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.60		
一般管理費等 × 0.30		

H21.4～H23.3 旧公契連(H21)モデル

【範囲】

予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.70		
一般管理費等 × 0.30		

H23.4～ 新公契連モデル

【見直し後の範囲】

予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.80		
一般管理費等 × 0.30		

※低入札価格調査基準価格

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと。

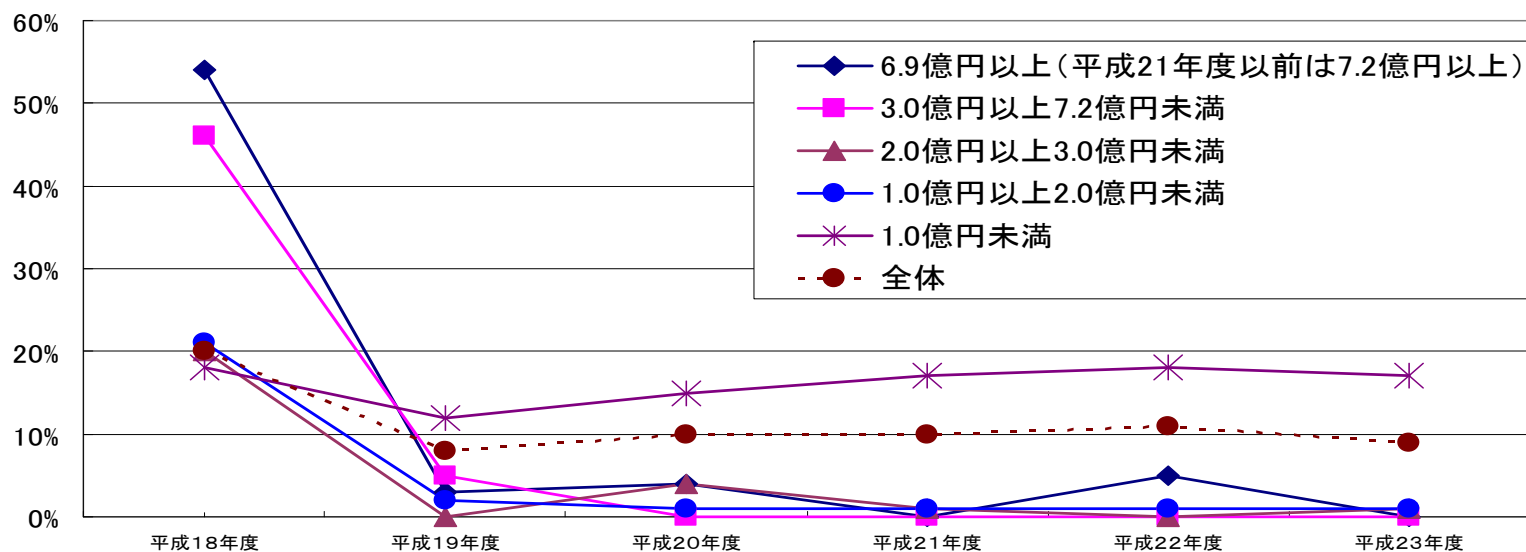
○近畿地方整備局における発注件数に占める低入札の状況(H18年度～H23年度) (※港湾空港部除く)

予定価格	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度							
	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数						
7.2億円以上(平成22年度以降は6.9億円以上)	15	54%	28	1	3%	39	3	4%	73	0	0%	30	1	5%	19	0	0%	38
3.0億円以上 7.2億円未満	12	46%	26	3	5%	55	0	0%	61	0	0%	41	0	0%	40	0	0%	38
2.0億円以上 3.0億円未満	28	20%	139	0	0%	155	7	4%	169	1	1%	141	0	0%	135	0	0%	183
1.0億円以上 2.0億円未満	45	21%	215	5	2%	228	3	1%	282	4	1%	291	1	1%	205	2	1%	264
1.0億円未満	157	18%	891	90	12%	774	116	15%	751	120	17%	721	114	18%	625	90	17%	538
(0.6億円未満)										(114)	(22%)	(527)	(110)	(25%)	(444)	(88)	(24%)	(371)
計	257	20%	1,299	99	8%	1,251	129	10%	1,336	125	10%	1,224	116	11%	1,024	92	9%	1,061

施工体制確認型
(1億円以上)

施工体制確認型
(6千万円以上)

H23.11より
1千万円以上



「施工体制確認型総合評価落札方式」の採用により、平成19年度以降、全体件数に占める低入札の割合は減少し、その後ほぼ横ばいであるが、施工体制確認型が適用されない1億円未満では、増加傾向であった。平成21年度から施工体制確認型の適用を予定価格6千万円以上の全工事に引き下げたが、適用外である6千万円未満においては22%～25%(平成21～22年度)と依然高い状況となっていた。

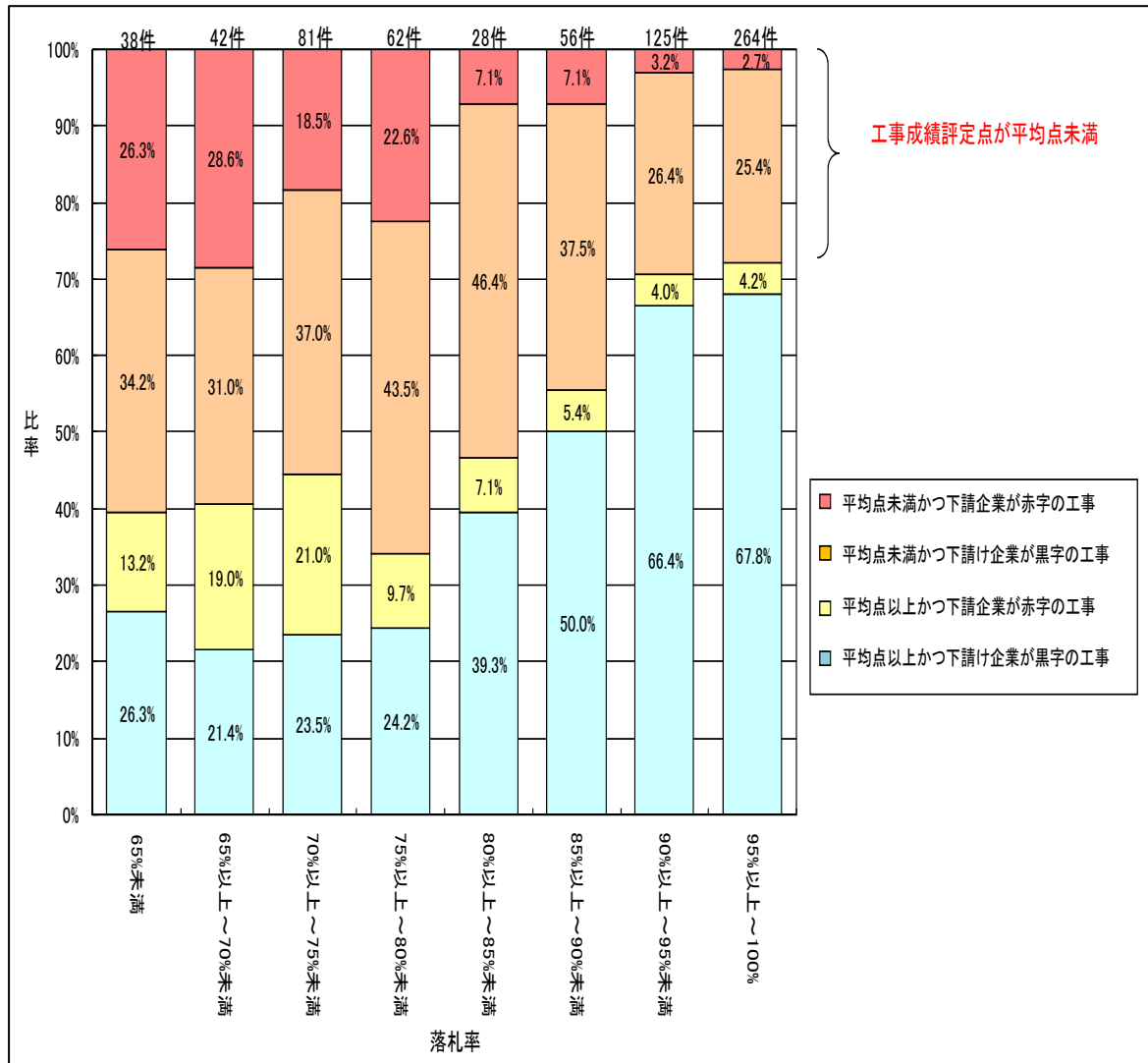
平成23年11月以降、予定価格1千万円以上の全工事を対象に引き下げた結果、全体の低入札の割合はやや減少傾向となった。



(2)低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

○ 落札率が低くなると、工事成績評定点が平均点未満となる工事の割合が増加傾向。



公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成23年8月9日閣議決定)
《抜粋》

(2)適正な施工体制を確保するためのダンピングの防止に関すること

いわゆるダンピング受注は、建設業の健全な発達を阻害するとともに、特に、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすいことから、各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に活用し、ダンピング受注の排除を図るものとする・・・

低入札価格調査制度は、・・・適宜、**調査基準価格を見直す**とともに、・・・一定の価格を下回る入札を失格とする価格による**失格基準を積極的に導入・活用**するとともに、**その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ**、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するものとする。



(2) 低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 低入札対策の実施状況(府県)

平成24年4月時点

府県市 町 各機関 名	入札ポッド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
福井県	5億円以上の工事	2億円超の工事	新公認重モデル	2億円未満の工事	新公認重モデル	事後	事後	事後
滋賀県	WTO対象工事	総合評価方式を採用する工事	新公認重モデル (H24.5.1以降入札公告から適用)	・総合評価を採用しない工事(価格競争による工事)	新公認重モデル (H24.5.1以降入札公告から適用)	事後	非公表	非公表
京都府	今後検討	1億円以上	新公認重モデル (H23.4)	1億円未満	調査基準価格を参考に設定	事前	事後	事後
大阪府	今後検討	土木一式 3.5億円以上 建築一式 6億円以上	新公認重モデル	低入札調査制度を適用しない案件	調査基準価格算定式と同様	事後(試行) ※土木一式工事D等級 建築一式工事C等級 D等級、電気工事C等級、D等級、管工事C等級、D等級を除く(今後拡大)	事後	事後
兵庫県	WTO対象工事	5億円以上の建設工事	新公認重モデル	5億円未満の工事	調査基準価格と同様	事後	事後	事後
奈良県	7億円以上の建設工事	5千万円以上の建設工事全て	新公認重モデル	5千万円未満の建設工事全て	新公認重モデル	事前	事前	事前
和歌山県	WTO対象工事	原則として 1億円以上の工事	新公認重モデル	1億円未満の工事	(直接工事費×1.0+共通施設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05	事後 【1億円未満事前】	事後	事後



(2)低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 低入札対策の実施状況(政令市)

平成24年4月時点

府県市 町 各機関 名	入札ポイント実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
京都市	4億円以上の工事 で 試行	5千万円を超える工事	新公契約モデル	5千万円以下の工事	新公契約モデル	事前	事前	事前
大阪市	検討中	19.4億円以上の工事	旧公契約モデル (H21.4モデル)	19.4億円未満の工事	調査基準価格と同じ	事後	事後	事後
堺市	今後検討	6千万円以上の工事	新公契約モデル	250万円超6千万円 未満の工事	新公契約モデル	事前 (総合評価落し方式 対象案件は事後)	事後	事後
神戸市	導入の予定なし	総合評価を適用する 案件 予定価格5億円以上 の工事(総合評価を適 用する案件以外)	新公契約モデル	予定価格5億円未満 の工事(総合評価を適 用する案件以外)	新公契約モデル	事前 (WTO案件及び一部 総合評価案件を除く)	事後	事後



(2)低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 低入札対策の実施状況(国・関係機関・代表市町村) ①

平成24年4月時点

府県市町 各機関名	入札ポネテ実施状況 (今後の導入見直し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
国土交通省 近畿運輸局	未定	予定価格1,000万円以上	適宜による	—	—	原則事後	非公開	—
国土交通省 大阪航空局	予定価格3.0億円を超える土木工事及び建築工事、予定価格3.0億円を超える専門工事(施設等の維持・保守又は現状回復のための維持工事を除く。)	1千万円以上の工事	新公募型モデル	—	—	事後	事後	—
海上保安庁 第五管区海上保安本部	今後発注予定	1千万円以上の工事	新公募型モデル	—	—	事後	事後	—
海上保安庁 第八管区海上保安本部	今後発注	1千万円以上の工事	新公募型モデル	—	—	事後	事後	—
農林水産省 近畿農政局	2億円以上の工事導入	1千万円以上の工事	新公募型モデル	—	—	事後	事後	—
林野庁 近畿中国四国林管理局	今後発注	1千万円以上の工事	(直接工事費×0.95+共通固定費×0.7+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05	—	—	事後	事後	—
防衛省 近畿中部防衛局	一式工事5億円以上 その他工事3億円以上	予定価格1,000万円以上	本省適宜による	—	—	事後	事後	—

■ 低入札対策の実施状況(国・関係機関・代表市町村)②

平成24年4月時点

府县市町 各機関名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
警察庁 近畿管区警察局	未定	1000万円以上の工事	通達による	—	—	事後	事後	—
財務省 近畿総務局	未定	1000万円以上の工事	財務省通達による (平成23年4月中央公 契連モデル)	—	—	事後	事後	なし
財務省 大阪国税局	なし	なし	なし	—	—	なし	なし	なし
経済産業省 近畿経済産業局	・実績なし ・未定	・実績なし ・未定	—	・実績なし ・未定	—	・非公表	—	—
環境省 近畿地方環境事務所	無し	1000万円以上の工事	通達による	—	—	事後	事後	—
最高裁判所 大阪高等裁判所	導入済み	1000万円以上の工事	新公契連モデル	—	—	事後	事後	—



(2)低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 低入札対策の実施状況(国・関係機関・代表市町村)③

平成24年4月時点

府県市町 各機関名	入札ガイド実施状況 (今後の導入見直し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
福井市	導入予定なし	低入札調査制度は実施してない	—	予定価格130万円を超える工事	建築一式工事:設計金額の82~85%の間でコンピュータによるランダム設定 建築一式以外の工事:設計金額の80~83%の間でコンピュータによるランダム設定	事後公表	—	事後公表
池田町	現在、実施してない 今後、導入見直し無し	実施してない	—	実施してない	—	公表してない		
湖南市	—	—	—	予定価格130万円以上	新公契約モデル	事前	—	事後
愛宕町	今後検討	—	—	全件 (予定価格130万円以上の入札案件)	非公表	事前事後の併用	—	非公表
長岡京市	導入予定なし	一般競争入札で案件により適用の可否を判断	予定価格の3分の2又は工事の内容により予定価格の10分の8.5までを上限として設定	予定価格500万円以上	・入札参加者が6者以上の場合:有効な入札を行った者の入札額の最高値と最低値を除いた者の平均を求め、その額に0.85を乗じ、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる ・入札参加者が6者以内の場合:有効な入札を行った者の平均を求め、その額に0.85を乗じ、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる	事前	事前	事後
井手町	未定	設計金額 5,000万円以上	予定価格の60%	工事		事前	事前	事後



(2)低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 低入札対策の実施状況(国・関係機関・代表市町村)④

平成24年4月時点

府県市町 各機関名	入札不実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
泉南市	導入予定なし	×	×	設備金額30万円以上	非公表	事後	×	事前
能勢町	導入予定なし	導入実績及び 予定なし	-	5千万円以上の工事	H20公契連モデル	事前	-	事前
多可町	今後検討	一億以上の工事	一億以上の工事	一億円以下の工事	旧公契連(H21)モデル (直接工事費×0.95+ 共通施設費×0.9+現場 管理費×0.7+一般 管理費×0.3)×1.05	事後	事後	事後
橿原市	今後検討	導入していません	導入していません	130万円以上	最低制限基準金額= 直接工事費の9.5/10+ 共通施設費の9/10+ 現場管理費の8/10+ 一般管理費3/10	事前	導入していません	事後
斑鳩町	未導入	すべての工事	新公契連モデル	対象なし		事前	事前	事後
岩出市	導入予定なし	制度未導入	制度未導入	原則、全ての工事	非公表	事前	制度未導入	事後
有田川町	今後検討	なし	なし	すべての工事	公契連モデル [(直接工事費×0.95)+ (共通施設費×0.90)+(現 場管理費×0.70)+(一般 管理費×0.30)]×1.05	事前	事後	事前



(2)低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 低入札対策の実施状況(国・関係機関・代表市町村)⑤

平成24年4月時点

府県市町 各機関名	入札不実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
西日本高専建設株式会社 関西支社	未導入(予定なし)	予定価格250万円以上	新公算モデル ※低入札基準価格 (業種名称)	250万円以上の土木 工事系工種(土木、舗 装・橋梁等、15工種) のうち下記のもの ・予定価格が4億円未 満の土木工事のうち 新築工事及び改築工 事 ・上記を除く予定価格 が2億円未満の工事	直接工事費+共通仮 設費 ※上限:予定価格の 85% 下限:予定価 格の75%	事後	事後	事後
本州四国連絡高専道路 株式会社	現在導入予定なし	1000万円以上の工事	新公算モデル (H23.08改定)	未導入	—	事後	事後	—
阪神高専建設株式会社	検討中	予定価格(契約制限 価格)1,000万円超	新公算モデル	×	×	事後	事後	×
関西国際空港株式会社	・今後検討	・3千万円以上で、競 争が激化する工事	・調査基準額は、契約 制限価格の10分の 7.5~3分の2 ・契約制限価格の算 出基礎額=(直接工 事費+共通仮設費+ 現場管理費)×0.2 ×1.05	・設定なし	・設定なし	・事後(随意契約の場 合を除く。)	・調査の有無のみ	・設定なし
独立行政法人 空母衛戩整備機構 大阪国際空港事業本部	他発注者の意向を踏ま えて検討	予定価格1千万円以 上	新公算モデル	導入してない	導入してない	事後	事後	導入してない
独立行政法人 京都国立博物館	該当なし (導入予定なし)	該当なし		該当なし		非公表	非公表	非公表



(2)低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 低入札対策の実施状況(国・関係機関・代表市町村) ⑥

平成24年4月時点

府県市町 各機関名	入札ポネ実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
独立行政法人 国立文化財機構 奈良国立博物館	導入済み	予定価格が1千万円 以上	新公契約モデル	未導入		事後	事後	事後
独立行政法人 京都国立近代美術館	今後検討	予定価格が1千万円を 超える	予定価格算出の基礎 ととなり直接工事費 から直接仮設工事費 相当額を控除した額	予定価格が1億円を 超える工事	文教施設等の基準に準 拠する	事後	事後 (総合評価落札方式 でない場合は非公表)	事後 (総合評価落札方式 でない場合は非公表)
独立行政法人 国立国際美術館	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討
独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所	今後検討	予定価格1,000万円以 上	新公契約モデル	無	無	事後	事後	無
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備 支援機構 鉄道建設本部 大阪支社	・導入するかどうか不 明。	・予定価格250万円を 超える工事	新公契約モデル	-	-	事後	事後	-
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備 支援機構 国鉄青算事業 西日本支社	なし	予定価格が250万を 超える工事	新公契約モデル	なし	なし	事後	事後	なし



(2) 低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 低入札対策の実施状況(国・関係機関・代表市町村) ⑦

平成24年4月時点

府県市町 各機関名	入札不実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
独立行政法人 都市再生機構 西日本支社	—	予定価格1千万円以上	新公算重モデル	—	—	事後	事後	—
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 関西科学研究所	・今後検討	1千万円以上の工事	新公算重モデル	なし	なし	事後	事後	対象外
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 敦賀本部	今後検討	予定価格1千万円以上	非公表	—	—	事後	事後	—
独立行政法人 日本万国博覧会記念機構	今後検討	1,000万円以上	新公算重モデル	なし	なし	事後	事後	なし
独立行政法人 水資源機構 関西支社	予定価格が1億円以上で本社標準となる工事	予定価格1,000万円以上	新公算重モデル	未導入	非公表	事後	事後	未導入
日本下水道事業団 近畿・中国 総合事務所	導入予定なし	予定価格1千万円超	$(土) : \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3$ $(建) : (\text{直接工事費} + \text{現場管理費} + \text{共通仮設費}) \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{現場管理費相当額}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3$ ※ 現場管理費相当額 = 直接工事費 $\times 0.1$ $(機電) : \text{機器費} \times 0.9 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{掘削管理費相当額}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3$	導入してない	—	原則事後	事後	—



(3)府県ブロック協議会の取り組み状況

■平成23年度の府県ブロック協議会取り組み状況について

	府県ブロックの取組状況(H23年度)	目標(H23年度)	課題	今後の予定
福井県	平成23年11月17日(木) 「福井県公共工事品質確保促進協議会」開催 入札談合防止について (公正取引委員会請願) 建設産業の現状と最近の取組について (近畿地方整備局建設産業課請願) 県の入札制度改正概要の毎月4回開催	・市町の総合評価方式 導入拡大	・社会保険未加入 ・市町の総合評価方式 導入拡大	平成24年度 2回開催予定
滋賀県	滋賀県公共工事発注者協議会協議会の開催 H23.7.22(入札条件の改善)	一般競争入札の導入・拡大 総合評価方式の導入・拡充(3件以上)	依然として、総合評価方式の未導入市町がある。 導入している市町でも3件以下と少ない。	引き続き、本協議会を中心に、契約制度の改善を図っていく。
京都府	京都府公共工事発注者協議会2回開催 (H23.9.13及びH24.2.2)	2回開催	・入札条件の制度や建設状況に係る現状・動向	平成24年度においても、2回開催開催予定
大阪府	ブロック協議会等の定例的取組は、実施していません。			
兵庫県	兵庫県公共工事発注者協議会において、総合評価方式の拡充に向けた取組を依頼	—	—	兵庫県公共工事発注者協議会において、総合評価方式の拡充に向けた取組を依頼
奈良県	10月21日に奈良県発注者協議会を開催し、公共工事の品質確保の足值に関する情報共有・総合評価方式の導入目標を設定。 【協議会の要旨】 ・近畿ブロック発注者協議会(H23.8.29)の資料を活用した情報共有 ・総合評価方式の導入意義 ・市町における総合評価方式の導入状況(H22年度)と、導入目標の設定(H23) ・奈良県の取組について	・市町での総合評価方式導入 ①目標導入率(累計):90% ②目標導入率(単年度):80% ・総合評価方式での工事発注件数の拡大 ・特別簡易型から簡易型(標準型)への移行	公共投資が減少し、市町ではお支那係職員が不足しており、さらなる奈良県の技術支援(指導)が必要。	今年度も10月頃に奈良県発注者協議会を開催する予定。 【協議会の要旨(予定)】 平成23年度の内容に加え、業務における総合評価方式の導入を促し、社会保険未加入問題への対応を検討する。
和歌山県	○和歌山県公共工事発注者協議会を活用し、7月に開催。 ○「公共工事の品質確保について(総合評価方式の取組状況と状況と活用)」をテーマに開催。 1 各発注者間相互の連携強化 2 総合評価方式の取組と今年度の予定 3 市町における総合評価方式の取組(落札者決定基準等の提示、県設置の第三者機関の活用等) 4 県における取組(総合評価方式の取組内容等) ○「総合評価方式の取組状況」について市町での事例発表表。	・発注者間相互の情報共有・情報共有による連携強化 ・品質確保の足值	・総合評価方式導入率(市町)の、単年度目標(50%以上)の達成に向け、市町への指導を行っていくことが必要。また、今後も、継続的に関与し、ブロック協議会実施していくことが必要。 ※累計目標導入率(80%以上)は達成済み。	・平成24年度においても、和歌山県ブロック協議会(和歌山県公共工事発注者協議会を活用)を開催し、市町との情報共有・連携強化を図る。



(4) 業務効率化の推進について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 業務効率化実施状況(府県政令市)

分類	機関名	「情報共有システム(ASP)」の使用 [サーバー方式も含む]			「三者会議」の実施			「ワンデーレスポンス」 の実施			「設計変更審査会」 の実施		
		実施件数	全工事件数	実施率	実施件数	全工事件数	実施率	実施件数	全工事件数	実施率	実施件数	全工事件数	実施率
府県	福井県	0	1261	0.00%	4	1261	0.32%	0	1261	0.00%	0	1261	0.00%
府県	滋賀県	232	379	61.21%	5	379	1.32%	0	379	0.00%	0	379	0.00%
府県	京都府	0	1092	0.00%	0	1092	0.00%	1092	1,092	100.00%	0	1092	0.00%
府県	大阪府	42	1503	2.79%	15	1503	1.00%	0	1,503	0.00%	1	1503	0.07%
府県	兵庫県	328	2232	14.70%	5	2232	0.22%	全工事で取り組んでいる。			-	-	-
府県	奈良県	0	1554	0.00%	8	1554	0.51%	1554	1554	100.00%	0	1554	0.00%
府県	和歌山県	0	2166	0.00%	43	2166	1.99%	2166	2166	100.00%	2166	2166	100.00%
政令市	京都市	0	529	0.00%	0	529	0.00%	288	529	54.44%	0	529	0.00%
政令市	大阪市	0	1451	0.00%	0	1451	0.00%	0	1,451	0.00%	0	1451	0.00%
政令市	堺市	0	433	0.00%	0	433	0.00%	0	433	0.00%	0	433	0.00%
政令市	神戸市	0	1071	0.00%	0	1071	0.00%	0	1,071	0.00%	0	1071	0.00%



(4) 業務効率化の推進について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 業務効率化実施状況(国)

分類	機 関 名	「情報共有システム (ASP)」の使用 [サーバー方式も含む]			「三者会議」の実施			「ワンデーレスポンス」 の実施			「設計変更審査会」 の実施		
		実施件数	全工事件数	実施率	実施件数	全工事件数	実施率	実施件数	全工事件数	実施率	実施件数	全工事件数	実施率
国	国土交通省 近畿地方整備局 (港湾空港部除く) <small>※平成23年2月29日時点</small>	161	881	18.27%	請負金額1億円以上		49.3%	全工事で取り組んでいる		93.4%	全工事で取り組んでいる		23.4%
国	国土交通省 近畿運輸局	0	6	0.00%	0	6	0.00%	0	6	0.00%	0	6	0.00%
国	国土交通省 大阪航空局	0	53	0.00%	0	53	0.00%	0	53	0.00%	0	53	0.00%
国	海上保安庁 第五管区海上保安本部	0	43	0.00%	0	43	0.00%	0	43	0.00%	0	43	0.00%
国	海上保安庁 第八管区海上保安本部	0	21	0.00%	0	21	0.00%	0	21	0.00%	0	21	0.00%
国	農林水産省 近畿農政局	0	77	0.00%	4	77	5.19%	77	77	100.00%	0	77	0.00%
国	林野庁 近畿中国森林管理局	0	47	0.00%	0	47	0.00%	0	47	0.00%	0	47	0.00%
国	防衛省 近畿中部防衛局	0	76	0.00%	52	76	68.42%	76	76	100.00%	0	76	0.00%
国	警察庁 近畿管区警察局	0	1	0.00%	0	1	0.00%	0	1	0.00%	0	1	0.00%
国	財務省 近畿銀務局	0	31	0.00%	0	31	0.00%	0	31	0.00%	0	31	0.00%
国	財務省 大阪国税局	0	40	0.00%	0	40	0.00%	0	40	0.00%	0	40	0.00%
国	経済産業省 近畿経済産業局	0	-		0	-		0	-		0	-	
国	環境省 近畿地方環境事務所	0	4	0.00%	0	4	0.00%	0	4	0.00%	0	4	0.00%
国	最高裁判所 大阪高等裁判所	0	11	0.00%	0	11	0.00%	0	11	0.00%	0	11	0.00%



(4) 業務効率化の推進について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 業務効率化実施状況(関係機関)

分類	機 関 名	「情報共有システム (ASP)」の使用 [サーバー方式も含む]			「三者会議」の実施			「ワンデーレスポンス」 の実施			「設計変更審査会」 の実施		
		実施件数	全工事件数	実施率	実施件数	全工事件数	実施率	実施件数	全工事件数	実施率	実施件数	全工事件数	実施率
特殊法人	西日本高速道路株式会社 関西支社	80	150	53.33%	6	150	4.00%	0	150	0.00%	0	150	0.00%
特殊法人	本州四国連絡高速道路株式会社	10	79	12.66%	0	79	0.00%	0	79	0.00%	0	79	0.00%
特殊法人	阪神高速道路株式会社	0	74	0.00%	0	74	0.00%	3	74	4.05%	0	74	0.00%
特殊法人	関西国際空港株式会社	0	40	0.00%	0	40	0.00%	0	40	0.00%	0	40	0.00%
特殊法人	独立行政法人 空港都市整備機構 大阪国際空港事業本部	0	2	0.00%	0	2	0.00%	2	2	100.00%	0	2	0.00%
特殊法人	独立行政法人 京都国立博物館	0	1	0.00%	0	1	0.00%	0	1	0.00%	0	1	0.00%
特殊法人	独立行政法人 国立文化財機構 奈良国立博物館	0	-		0	-		0	-		0	-	
特殊法人	独立行政法人 京都国立近代美術館	0	1	0.00%	0	1	0.00%	0	1	0.00%	0	1	0.00%
特殊法人	独立行政法人 国立国際美術館	0	-		0	-		0	-		0	-	
特殊法人	独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所	0	-		0	-		0	-		0	-	
特殊法人	独立行政法人 鉄鋼建設・運輸施設整備支援機構 鉄鋼建設本部 大阪支社	0	14	0.00%	0	14	0.00%	0	14	0.00%	0	14	0.00%
特殊法人	独立行政法人 鉄鋼建設・運輸施設整備支援機構 国鉄青算事業 西日本支社	0	12	0.00%	0	12	0.00%	0	12	0.00%	0	12	0.00%
特殊法人	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社	0	237	0.00%	0	237	0.00%	0	237	0.00%	0	237	0.00%
特殊法人	独立行政法人 日本原子力研究開発機構 関西科学研究所	0	-		0	-		0	-		0	-	
特殊法人	独立行政法人 日本原子力研究開発機構 敦賀本部	0	11	0.00%	0	11	0.00%	0	11	0.00%	0	11	0.00%
特殊法人	独立行政法人 日本万国博覧会記念機構	0	-		0	-		0	-		0	-	
特殊法人	独立行政法人 水資源機構 関西支社	0	113	0.00%	0	113	0.00%	0	113	0.00%	0	113	0.00%
地方共同法人	日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所	0	485	0.00%	3	485	0.62%	0	485	0.00%	24	485	4.95%



(4) 業務効率化の推進について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 業務効率化実施状況(市町)

分類	機 関 名	「情報共有システム (ASP)」の使用 [サーバー方式も含む]			「三者会議」の実施			「ワンデーレスポンス」 の実施			「設備変更審査会」 の実施		
		実施件数	全工事件数	実施率	実施件数	全工事件数	実施率	実施件数	全工事件数	実施率	実施件数	全工事件数	実施率
地方公 共団体	福井市	0	503	0.00%	0	503	0.00%	0	503	0.00%	0	503	0.00%
地方公 共団体	池田町	0	63	0.00%	0	63	0.00%	0	63	0.00%	0	63	0.00%
地方公 共団体	湖南市	0	75	0.00%	0	75	0.00%	0	75	0.00%	0	75	0.00%
地方公 共団体	愛荘町	0	27	0.00%	0	27	0.00%	0	27	0.00%	0	27	0.00%
地方公 共団体	長岡京市	0	71	0.00%	0	71	0.00%	0	71	0.00%	0	71	0.00%
地方公 共団体	井手町	0	33	0.00%	0	33	0.00%	0	33	0.00%	0	33	0.00%
地方公 共団体	泉南市	0	37	0.00%	0	37	0.00%	0	37	0.00%	0	37	0.00%
地方公 共団体	能登町	0	14	0.00%	0	14	0.00%	0	14	0.00%	0	14	0.00%
地方公 共団体	多可町	0	114	0.00%	0	114	0.00%	114	114	100.00%	114	114	100.00%
地方公 共団体	橿原市	0	-		0	-		0	-		0	-	
地方公 共団体	斑鳩町	0	36	0.00%	0	36	0.00%	0	36	0.00%	0	36	0.00%
地方公 共団体	岩出市	0	161	0.00%	0	161	0.00%	0	161	0.00%	0	161	0.00%
地方公 共団体	有田川町	0	224	0.00%	0	224	0.00%	0	224	0.00%	0	224	0.00%



(4) 業務効率化の推進について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 近畿地方整備局での業務効率化の取り組み

建設生産システム効率化に向けた取り組みの報告

～受発注者パートナーシップ向上2012～

近畿地方整備局では、過去に実施した工事・業務について受注者に対するアンケート等を実施し、その結果を踏まえて、入札契約制度や工事の円滑化などの建設生産システムにおける改善すべき主な課題や取組みの方向性、進め方を「受発注者パートナーシップ向上2012」としてとりまとめました。

この「受発注者パートナーシップ向上2012」では、詳細設計から工事発注段階までの「工事発注適正化発注者心得八箇条」、工事施工段階における「工事円滑化発注者心得十箇条」、発注者の資質・技術力向上に向けた「現場技術力向上発注者心得八箇条」の全26箇条からなる発注者心得を新たに制定し関係する職員や受注者への周知の徹底を図るとともに、入札・契約制度のさらなる透明性の向上と事務の簡素化を図るための改善策や設計便覧の改訂等による設計品質の向上策等をとりまとめています。

また、こうした取組みをPDCAサイクルによって、さらに効果を高めていくために、毎年度受注者へのアンケートを行い、取組み内容の改善に反映させることとしています。

《受発注者パートナーシップ向上2012の概要》

① 「受発注者パートナーシップ向上2012」の周知徹底(関係団体へも通知)

毎年度、工事成績・業務成績通知後に受注者アンケートの実施とその内容の公表、アンケート結果に基づく対応方策の見直し(PDCAサイクル)。

<参考資料4を参照>

③ 平成23年度設計便覧改訂において、受注者側(コンサルタント)の意見を踏まえたチェックシートの見直しと、受発注者双方が活用する「利用の手引き」の策定、基準等が改訂された時の速やかな改訂方策の実現。

④ 入札・契約手続きのさらなる簡素化・合理化。

⑤ 入札・契約手続きにおける技術提案者への対応マニュアルの作成。

⑥ 入札・契約手続きに関する問い合わせ窓口の明確化

⑦ ASP導入に関するFAQの作成(平成23年度に第1版作成)と問い合わせ窓口の明確化。

⑧ 発注者側の資質向上を図るため、研修において接遇内容を取り入れたコンプライアンス講義の実施。

～ 受発注者パートナーシップ向上2012

～

現場技術力向上発注者心得八箇条

第1条: 受発注者は契約に基づき、ライフサイクルコ

備するノ

切磋琢磨

成される

第2条: 発注

立場であ

～ 受発注者パートナーシップ向上2012 ～

工事発注適正化発注者心得八箇条

第1条: 主任調査員は、詳細設計業務の発注にあたり、設計条件を明確に示すとともに、積算基準書に基づき適切な

～ 受発注者パートナーシップ向上2012 ～

工事円滑化発注者心得十箇条

第1条: 河川及び道路管理者等への法令協議は、発注者(協議担当者)が行い、その状況は受注者にも情報提供すること。

第2条: 事務所長は、ワンデーレスポンス、工事施工調整会議(三者会議)、設計変更審査会の実施状況を点検し、受発注者間の意思疎通、情報共有を図ること。

第3条: 発注担当課は、原則として工事施工調整会議(三者会議)、設計変更審査会を開催し、副所長又は工物品質管理官が必ず会議に出席すること。

第4条: 発注担当課は各種ガイドラインの内容を理解し、設計変更審査会、工事施工調整会議(三者会議)においてガイドラインを見せながら受注者に対して説明を行うこと。

第5条: 発注担当課は、工事中止の必要がある場合は、速やかに受注者に一時中止の通知をするとともに、再開に向けた協議等の進捗状況を受注者に情報提供すること。

・
・
・

3. 近畿地方整備局における 新たな総合評価方式の実施状況について



平成24年5月15日



近畿地方整備局における新たな総合評価方式の実施状況について

(1)総合評価落札方式について

(2)ダンピング対策等

(3)品質向上に向けた取り組み

(4)地域企業の適切な活用

(5)優れた技能者を有した企業の育成・評価

(6)民間技術力の活用、発注者及び競争参加者双方の事務量軽減

(7)若手技術者の育成に向けた評価内容の見直し

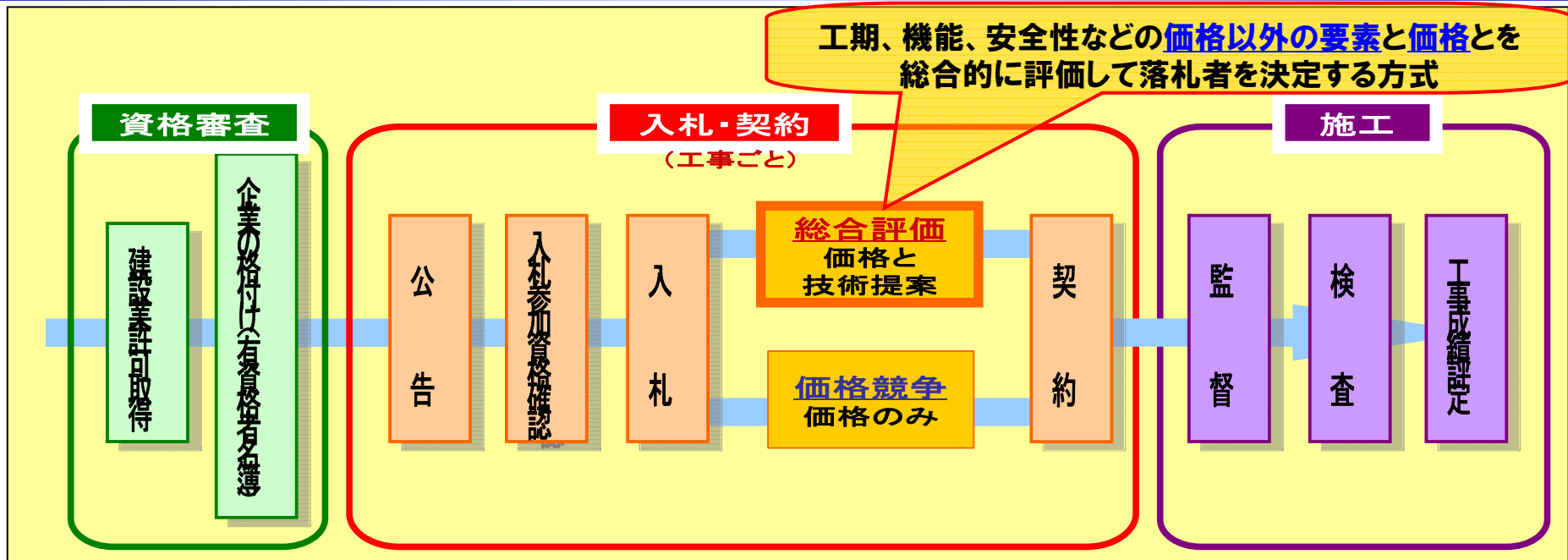
(8)工事成績評定に係る加算点の見直し

(9)地域防災力の向上に向けた取り組み



(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

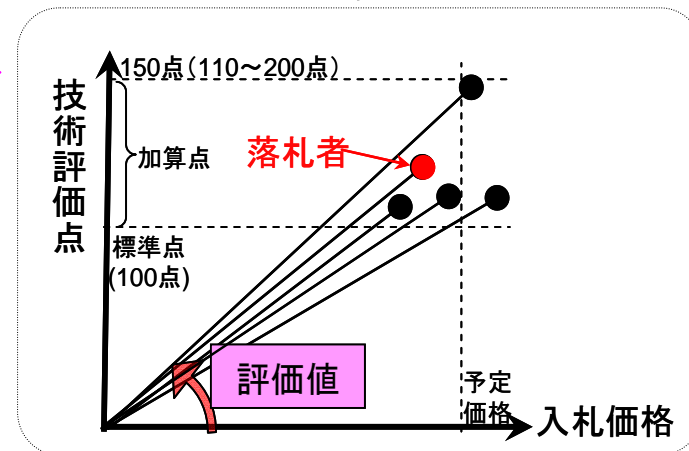


◆総合評価落札方式の評価方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

- 技術評価項目
- 技術提案
 - 工事の施工能力等
 - 地域精通度・地域貢献度等

技術提案者(入札参加者)の中から**評価値**が最大の者を契約の相手方として決定





(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■総合評価落札方式のタイプ(近畿)

1. 簡易型

- ・ 技術的な工夫の余地が小さい工事を対象
- ・ 発注者が示す仕様に基づき、**適切で確実な施工を行う能力**を求める場合に適用

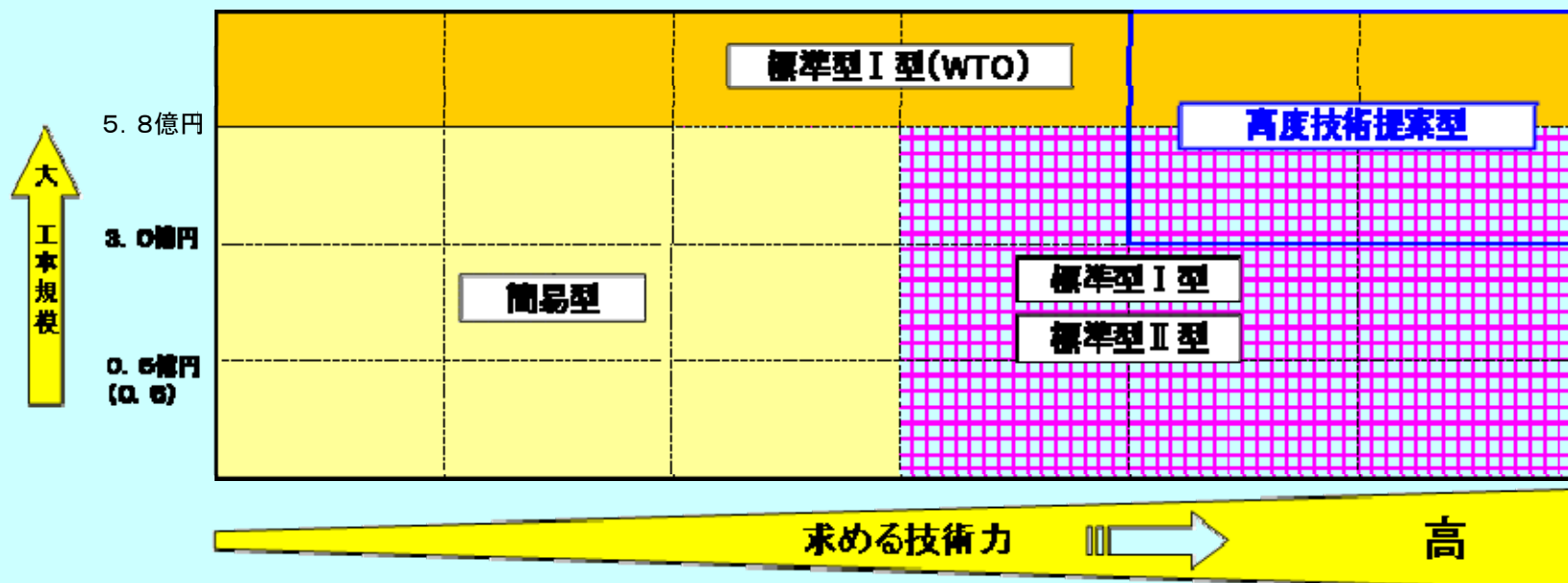
2. 標準型

- ・ 技術的な工夫の余地が大きい工事を対象
- ・ 発注者が示す標準案に対し、**特定の課題について施工上の工夫等の技術提案**を求め、発注者が**標準案に基づき算定した工事価格を予定価格**

3. 高度技術提案型

- ・ 技術的な工夫の余地が大きい工事を対象
- ・ **特定の課題について構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案**を求め、工事の品質をより高めることを期待する場合に適用
- ・ **技術提案に基づき予定価格**を作成

☆標準案に基づく総合評価方式のタイプ選定<近畿運用>



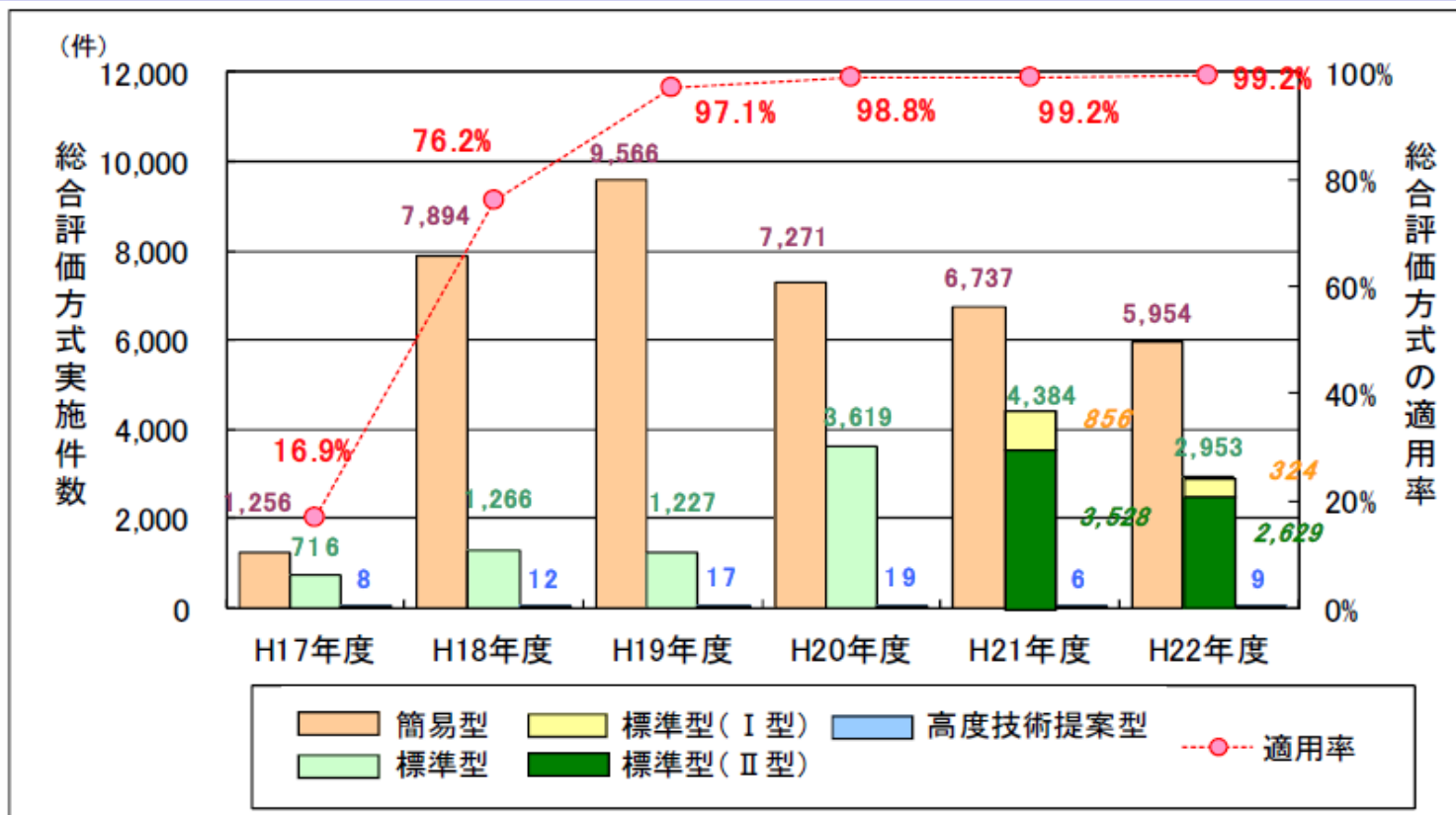


(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■総合評価落札方式の普及・拡大の状況(全国)

- ・平成22年度の適用率は件数ベースで99.2%となり、ほぼ100%の適用状況
- ・タイプ別では、最も多いのは簡易型の5,954件(全体に占める割合66.8%)最も少ないのは高度技術提案型の9件(同0.10%)



年度別・タイプ別の実施状況(件数)

注1) 8地方整備局における実施件数 注2) 適用率は随意契約を除く全発注工事件数に対する総合評価方式実施件数の割合



(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■平成23年度総合評価実施状況(近畿)

年度別総合評価実施状況

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
総合評価件数	123	693	1,235	1,368	1,273	1,082	1,115
総合評価金額 (百万円)	82,300	151,600	235,896	276,956	168,226	144,300	204,247
総合評価実施率 (金額ベース、%)	41.5	88.8	99.6	99.9	99.9	99.9	99.3

※随意契約を除く

※ H24.3.31時点

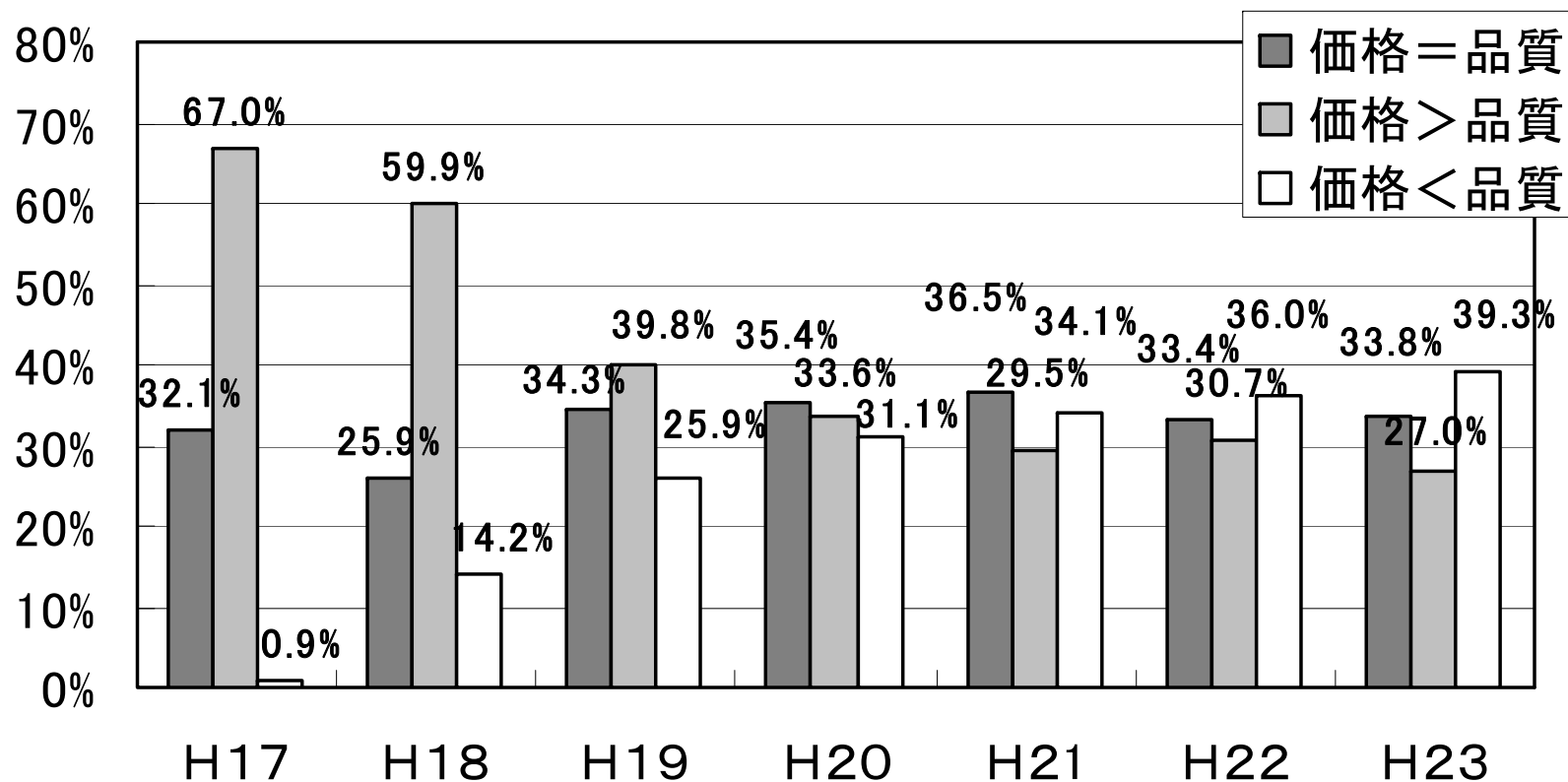


(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■総合評価発注における落札者の加算点と価格について

年度別落札者の加算点と落札価格について



※1社応札及び予定価格内1社を除く

※ H24.3.31時点

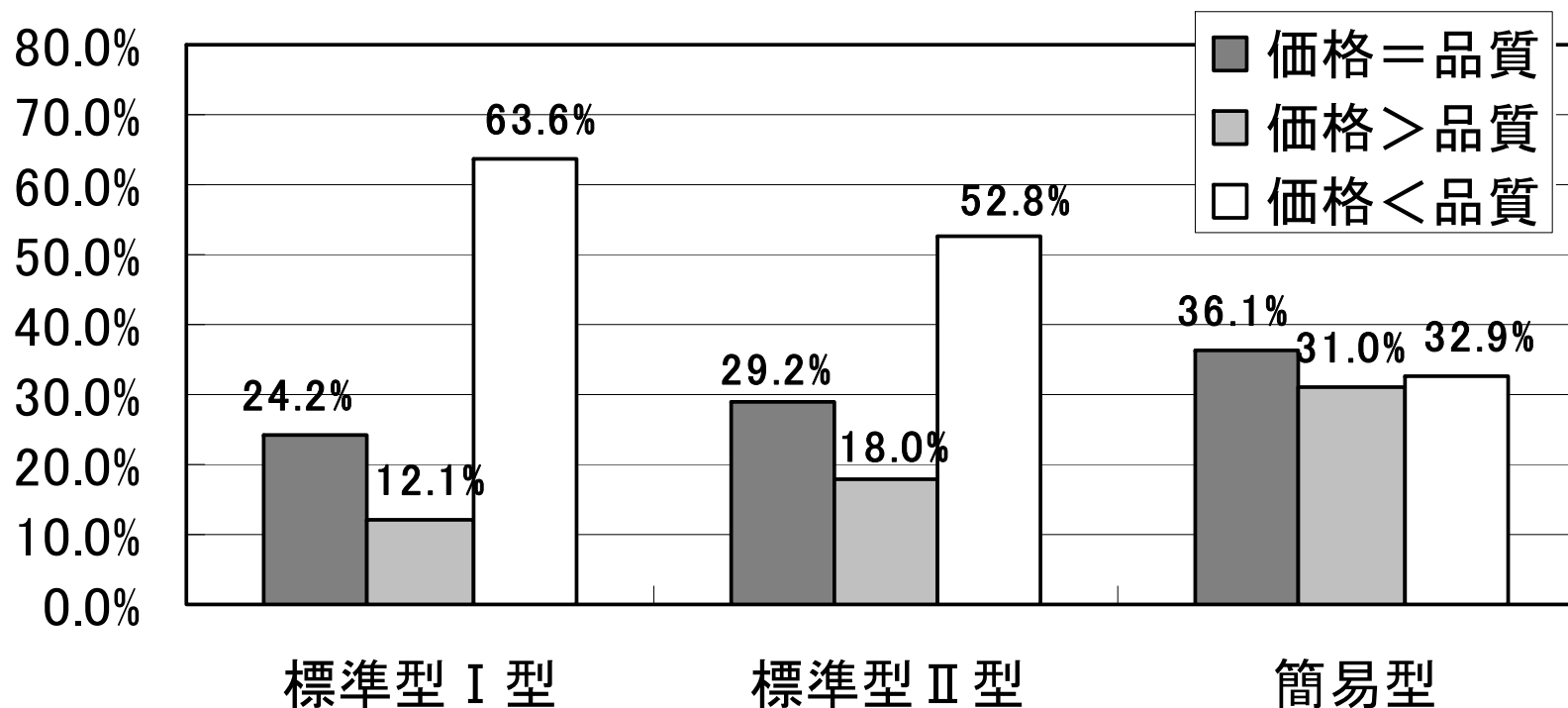


(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■総合評価発注における落札者の加算点と価格について

平成23年度総合評価方式別落札者の加算点と価格について



※1社応札及び予定価格内1社を除く

※ H24.3.31時点

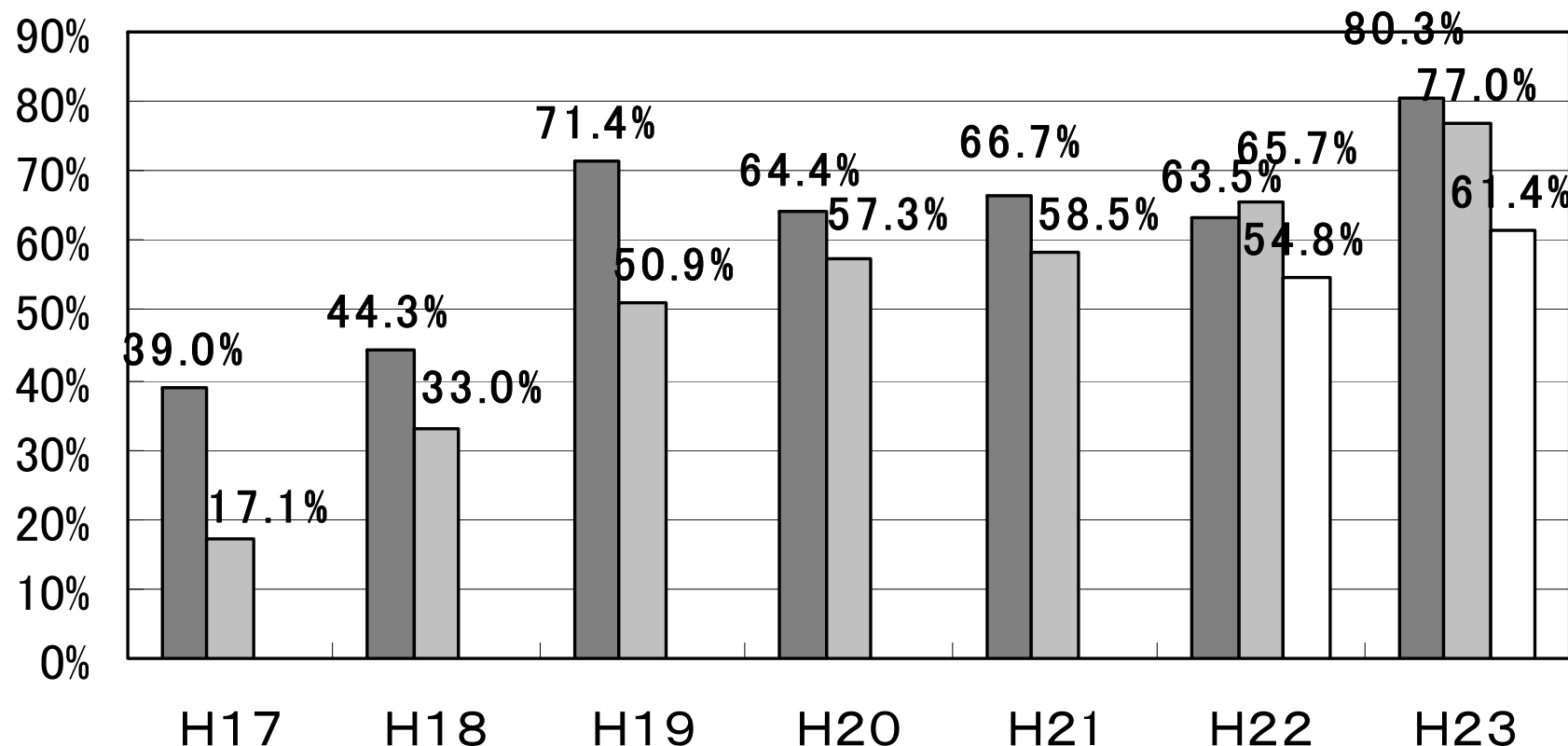
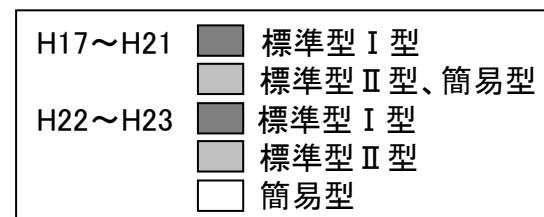


(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■総合評価発注における加算点1位の落札割合

加算点1位の業者が落札した割合



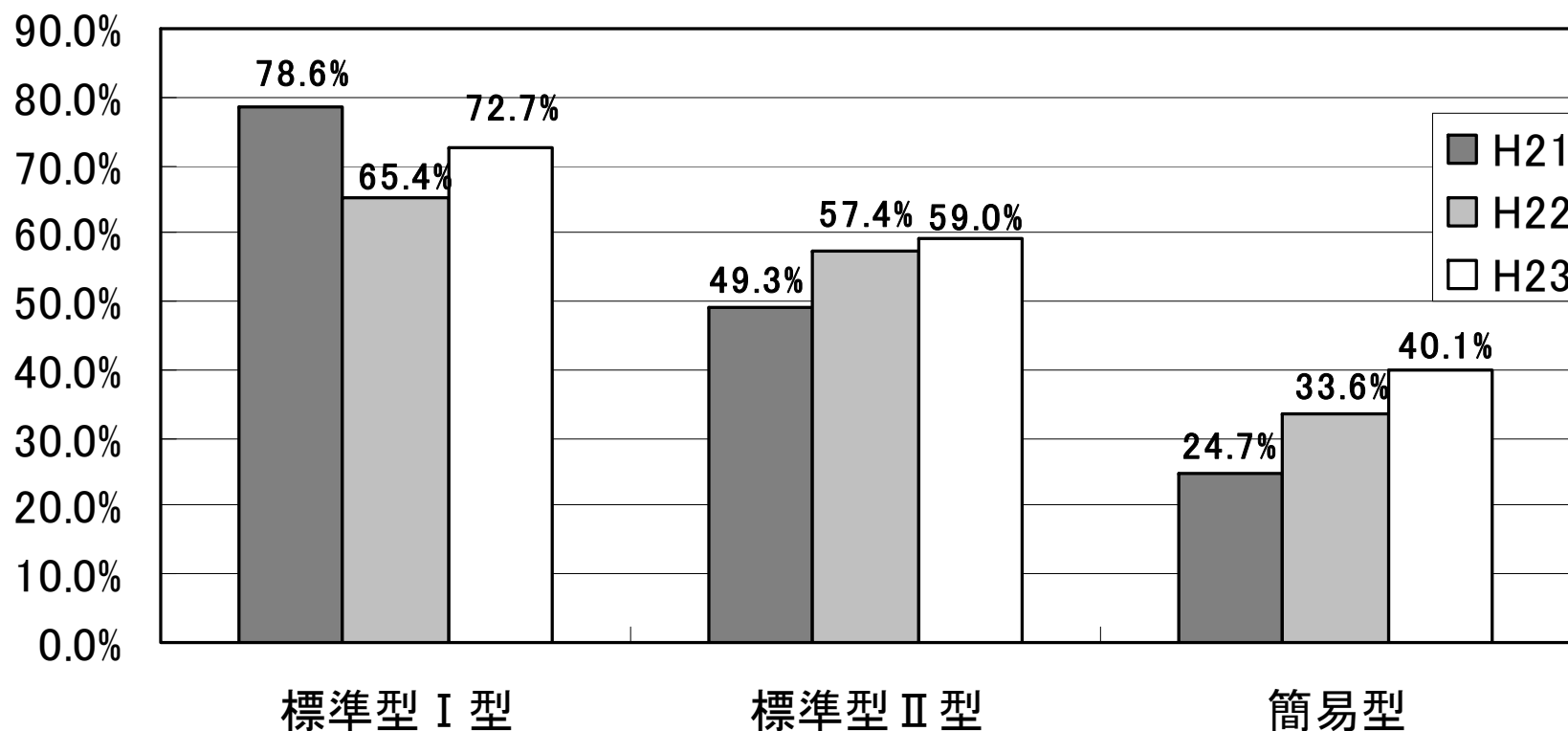
※1社応札及び予定価格内1社を除く

※ H24.3.31時点



■総合評価発注における価格点1位以外の落札割合

総合評価発注における入札価格1位以外の落札割合



※1社応札及び予定価格内1社を除く

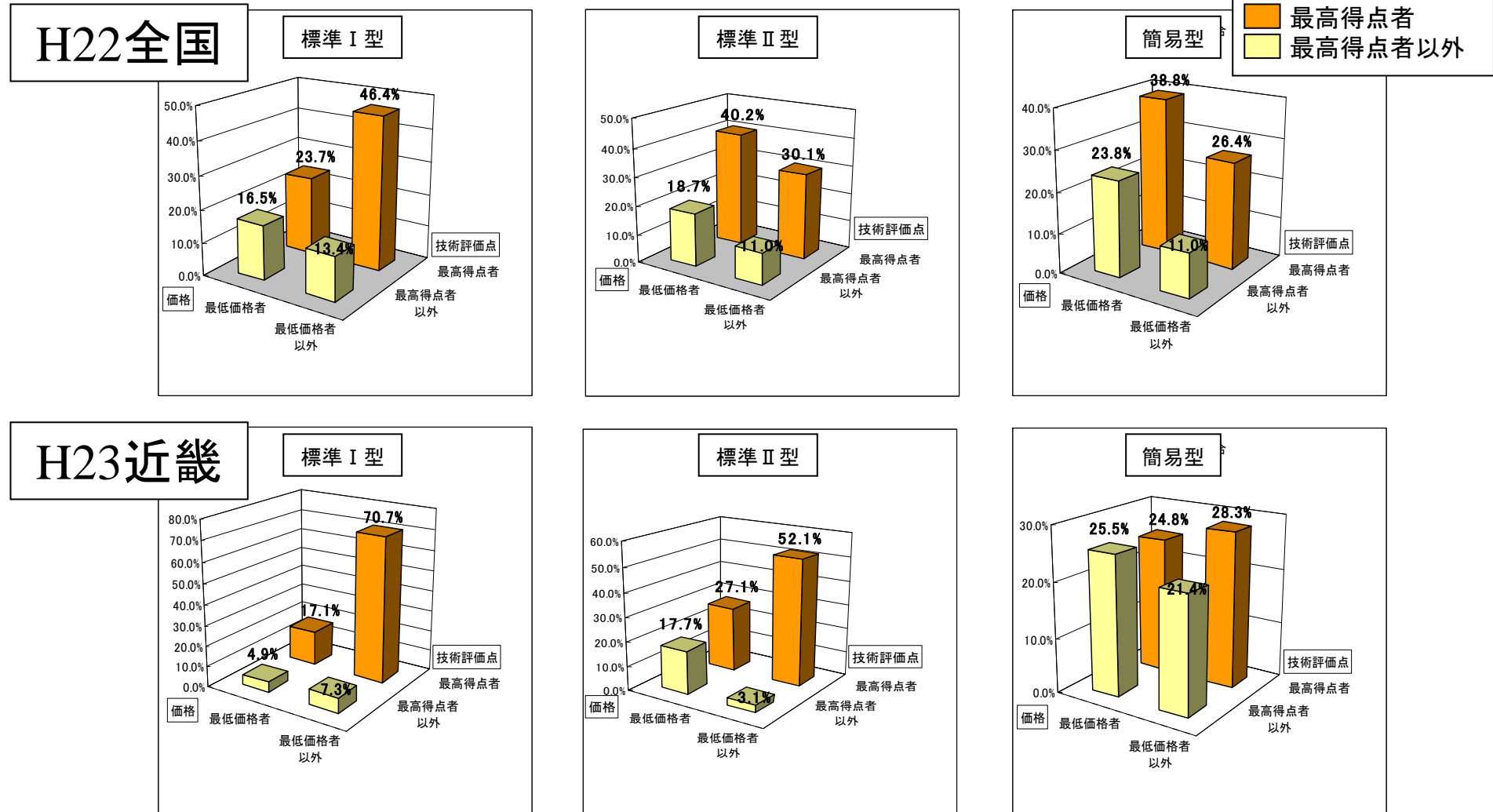
※ H24.3.31時点



(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

総合評価発注における落札割合



※全国との比較のため主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部)としている
 ※1社応札及び予定価格内1社を除く
 ※ H24.3.31時点



(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■総合評価発注における価格点1位以外の落札割合

平成23年度総合評価による落札結果 (標準I型)

落札者の入札価格順位と加算点順位

加算点順位 入札価格順位	1位	2位	3位以下	計
1位	12 (18.2%)	4 (6.1%)	2 (3.0%)	18 (27.3%)
2位	16 (24.2%)	2 (3.0%)	2 (3.0%)	20 (30.3%)
3位以下	25 (37.9%)	1 (1.5%)	2 (3.0%)	28 (42.4%)
計	53 (80.3%)	7 (10.6%)	6 (9.1%)	66

価格=品質 = 16/66=24.2%
 価格>品質 = 8/66=12.1%
 価格<品質 = 42/66=63.6%

平成23年度総合評価による落札結果 (標準II型)

落札者の入札価格順位と加算点順位

加算点順位 入札価格順位	1位	2位	3位以下	計
1位	39 (24.2%)	20 (12.4%)	7 (4.3%)	66 (41.0%)
2位	32 (19.9%)	6 (3.7%)	2 (1.2%)	40 (24.8%)
3位以下	53 (32.9%)	0 (0.0%)	2 (1.2%)	55 (34.2%)
計	124 (77.0%)	26 (16.1%)	11 (6.8%)	161

価格=品質 = 47/161=29.2%
 価格>品質 = 29/161=18.0%
 価格<品質 = 85/161=52.8%

平成23年度総合評価による落札結果 (簡易型)

落札者の入札価格順位と加算点順位

加算点順位 入札価格順位	1位	2位	3位以下	計
1位	188 (31.7%)	92 (15.5%)	75 (12.6%)	355 (59.9%)
2位	87 (14.7%)	25 (4.2%)	17 (2.9%)	129 (21.8%)
3位以下	89 (15.0%)	19 (3.2%)	1 (0.2%)	109 (18.4%)
計	364 (61.4%)	136 (22.9%)	93 (15.7%)	593

価格=品質 = 214/593=36.1%
 価格>品質 = 184/593=31.0%
 価格<品質 = 195/593=32.9%

	価格=品質
	価格>品質
	価格<品質

※1社応札及び予定価格内1社を除く

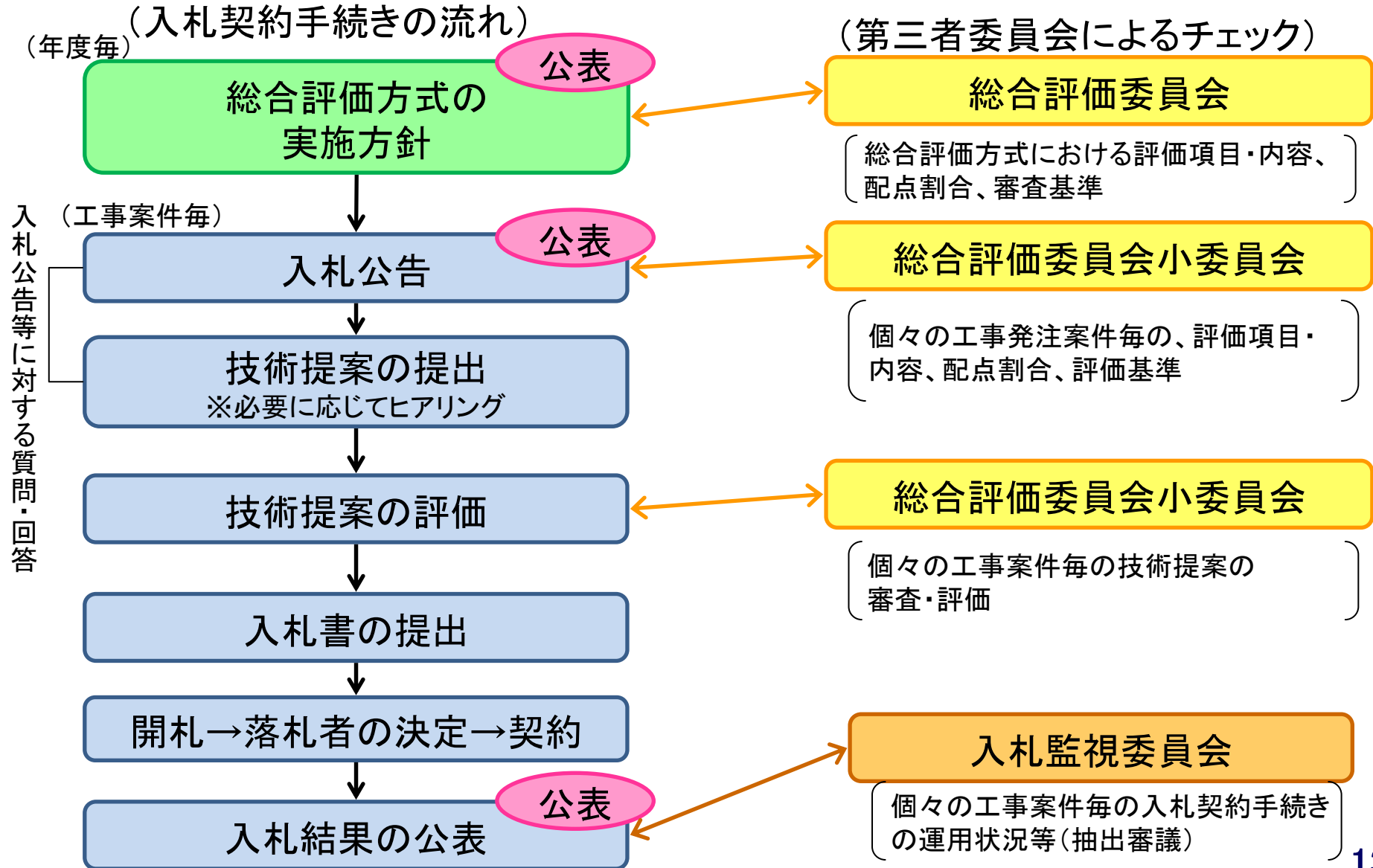
※ H24.3.31時点



(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■総合評価落札方式における透明性の確保





(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■今後の動きについて

現状	簡易型		標準型		高度技術提案型		
	提案内容	企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合		発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合</div> <div style="width: 30%;">有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合</div> <div style="width: 30%;">通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合</div> </div>	
評価方法	確実な施工に資する簡易な施工計画		社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">高度な施工技術等に係る提案</div> <div style="width: 30%;">施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案</div> </div>		
ヒアリング			点数化して評価				
予定価格			必要に応じ実施		技術提案に基づき予定価格を作成		
			設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成				
			II型		I型		III型 II型 I型

←
→
←
→

見直し案	施工能力評価型(仮称)		技術提案評価型(仮称)			
	提案内容	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案。高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり技術提案で最適案を選定する場合
評価方法	実績で評価	可・不可の二段階で評価	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替も可)	点数化		必須	
段階選抜	実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施	WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施		必須※2
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
	II型	I型	S型	AIII型	AII型	AI型

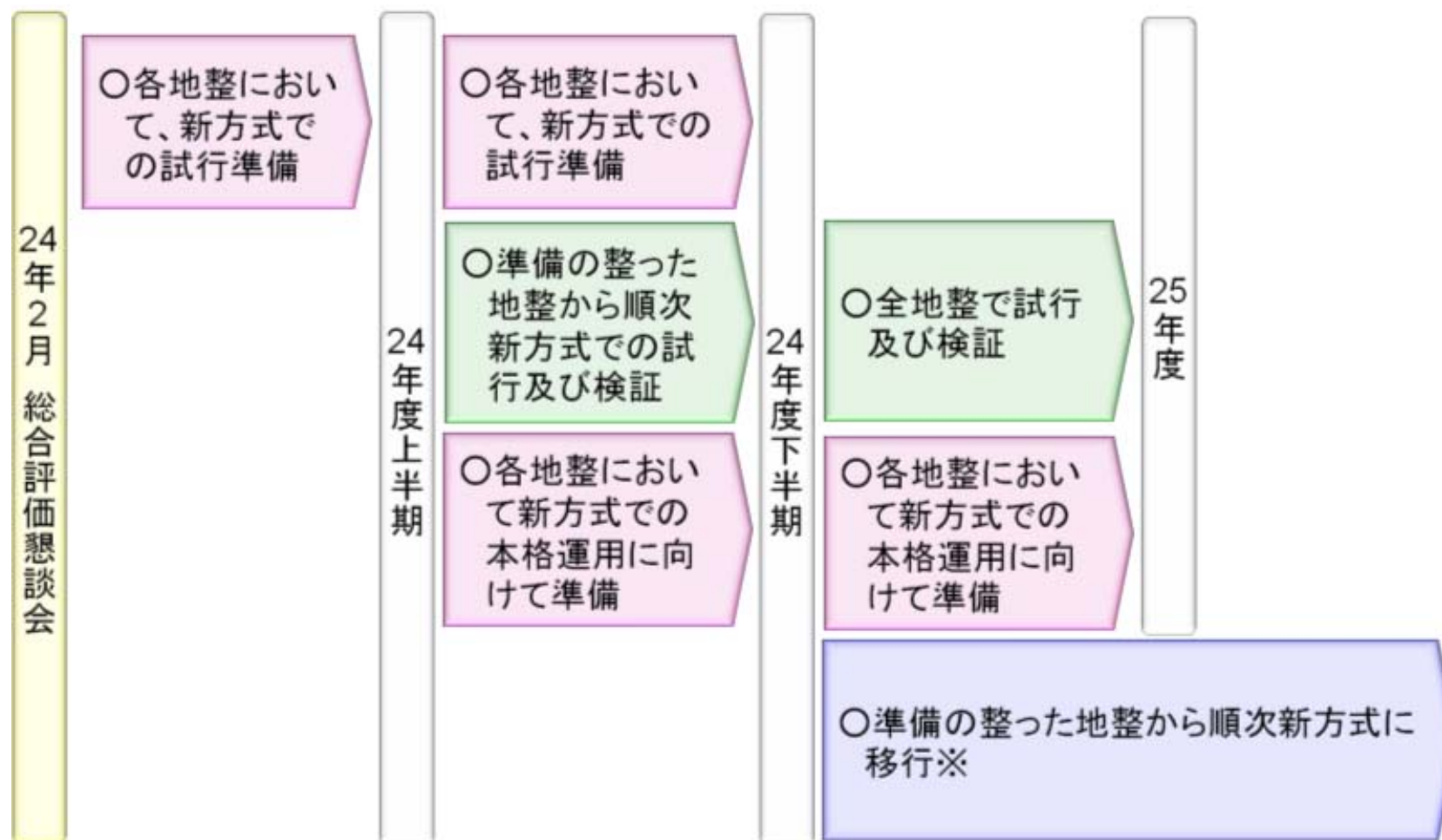
※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する
 ※2) 段階選抜は引き続き試行で実施する



(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■今後の動きについて



※) 段階選抜、WTOIにおける企業・技術者の能力等の評価方法については試行を実施し、実施方法の確立に努める。また、ヒアリングについては、段階選抜方式が確立するまでは、段階選抜方式の試行に合わせ試行的に実施する。競争参加資格審査、工事ごとの競争参加資格要件の設定と総合評価の役割分担については引き続き検討を行う。



(2) ダンピング対策等

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 施工体制確認型の拡大

平成19年度以降施工体制確認型の導入
(河川維持作業、道路維持工事等を除く予定価格1億円以上の工事に適用)

低入札工事の割合は減少したが、1億円未満の工事では増加傾向

平成21年度から適用金額を予定価格6千万円以上に引き下げたが、6千万円未満の工事における割合は依然高い水準で移行している。
(※平成22年度全国における低入札工事のうち、近畿による件数が約57%)

公共工事におけるさらなる品質確保並びにダンピング受注等の対策として、

平成23年11月1日以降に入札公告を行う工事から
施工体制確認型を1千万以上に拡大



(2) ダンピング対策等

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

平成18年度から平成23年度までの発注件数に占める低入札の状況

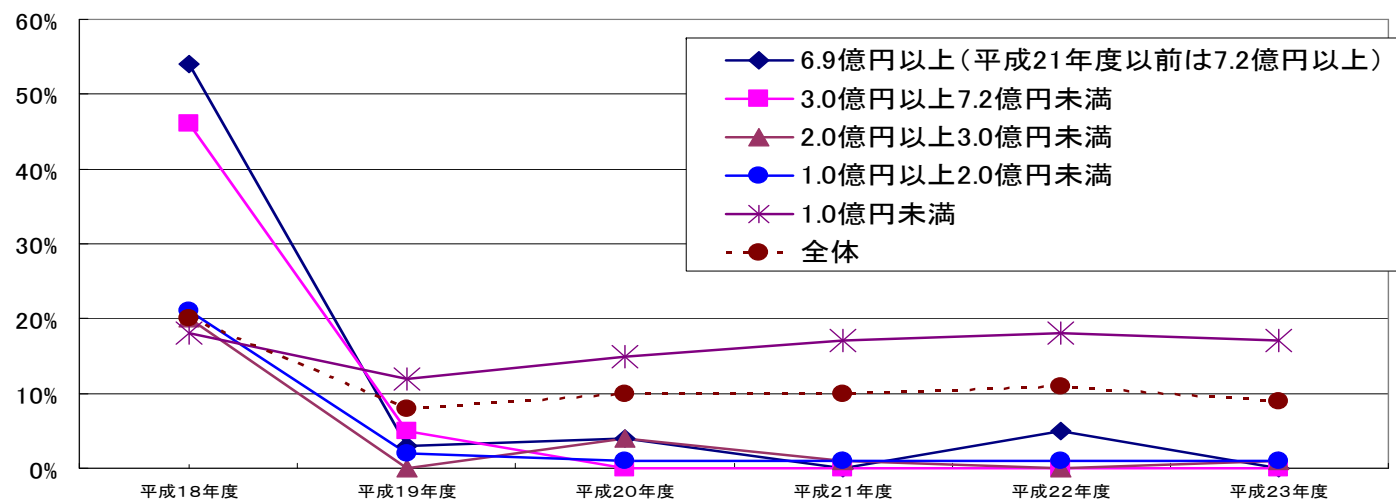
※ 港湾空港部を除く

予定価格	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度							
	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数						
7.2億円以上(平成22年度以降は6.9億円以上)	15	54%	28	1	3%	39	3	4%	73	0	0%	30	1	5%	19	0	0%	38
3.0億円以上 7.2億円未満	12	46%	26	3	5%	55	0	0%	61	0	0%	41	0	0%	40	0	0%	38
2.0億円以上 3.0億円未満	28	20%	139	0	0%	155	7	4%	169	1	1%	141	0	0%	135	0	0%	183
1.0億円以上 2.0億円未満	45	21%	215	5	2%	228	3	1%	282	4	1%	291	1	1%	205	2	1%	264
1.0億円未満	157	18%	891	90	12%	774	116	15%	751	120	17%	721	114	18%	625	90	17%	538
(0.6億円未満)										(114)	(22%)	(527)	(110)	(25%)	(444)	(88)	(24%)	(371)
計	257	20%	1,299	99	8%	1,251	129	10%	1,336	125	10%	1,224	116	11%	1,024	92	9%	1,061

施工体制確認型
(1億円以上)

施工体制確認型
(6千万円以上)

H23.11より
1千万円以上



「施工体制確認型総合評価落札方式」の採用により、平成19年度以降、全体件数に占める低入札の割合は減少し、その後ほぼ横ばいであるが、施工体制確認型が適用されない1億円未満では、増加傾向であった。平成21年度から施工体制確認型の適用を予定価格6千万円以上の全工事に引き下げたが、適用外である6千万円未満においては22%~25%(平成21~22年度)と依然高い状況となっていた。

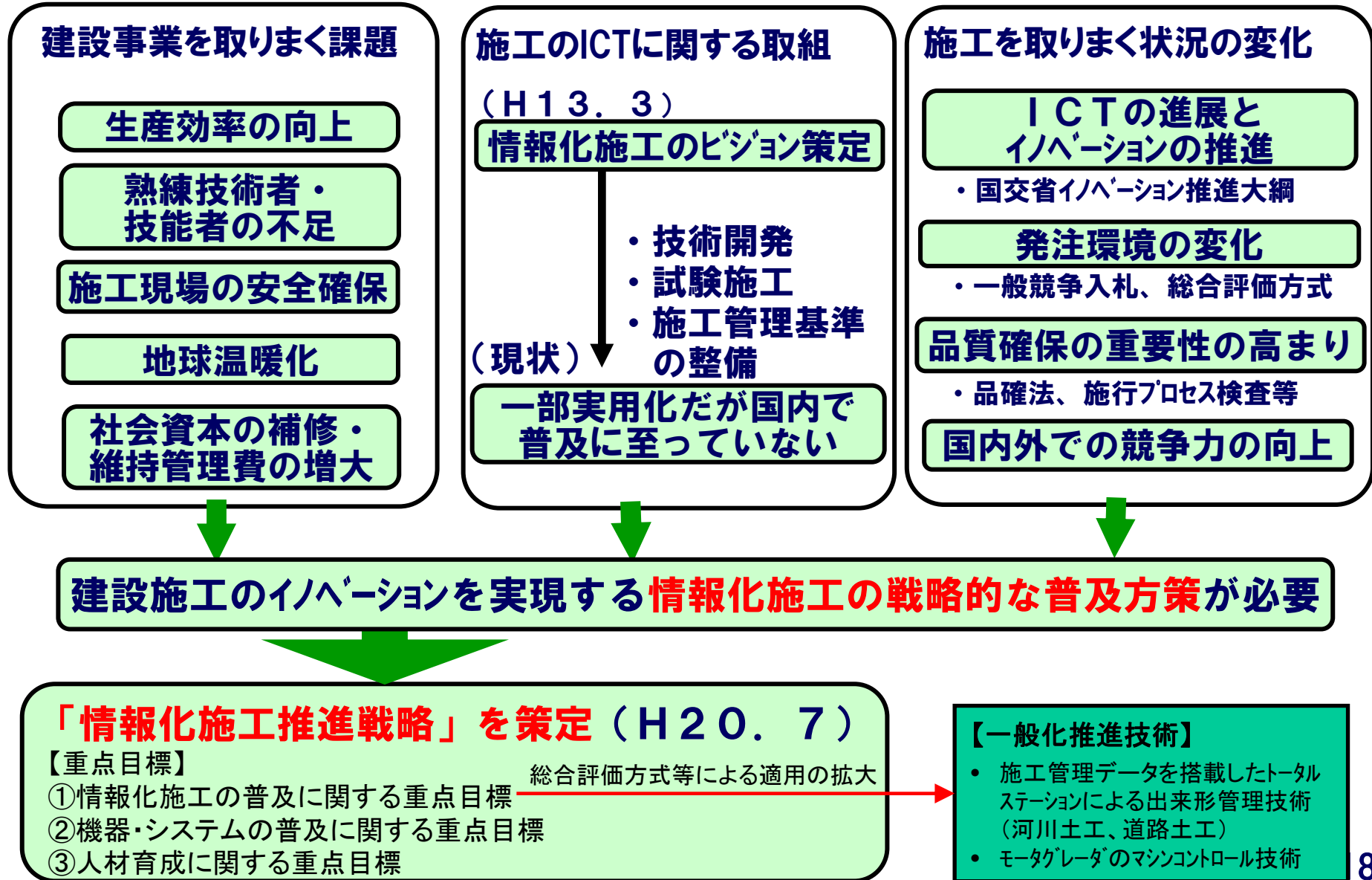
平成23年11月以降、予定価格1千万円以上の全工事を対象に引き下げた結果、全体の低入札の割合はやや減少傾向となった。



(3) 品質向上に向けた取り組み

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■情報化施工推進の背景





■一般化推進技術の評価

一般化推進技術とは

既に実用化段階にあり、平成25年度の一般化に向けて普及措置を講じる技術であり、施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理技術(河川土工、道路土工)、マシンコントロール技術(モータグレーダ)が指定されている。

実用化 ⇒従来の施工法・施工管理方法と同様に取り扱い、任意により利用できる状態。

一般化 ⇒多くの工事において利用され、積算基準も改訂された状態。または、使用原則化された状態。

情報化施工推進の意義・役割

情報化施工とは、ICTの活用により各プロセスから得られる電子情報を活用して高効率・高精度な施工を実現し、さらに施工で得られる電子情報を他のプロセスに活用することによって、建設生産プロセス全体における生産性の向上や品質の確保を図ることを目的としたシステム。



(3) 品質向上に向けた取り組み

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■情報化施工に関する評価

近畿地方整備局の取り組み

- ◆総合評価方式の標準 I 型(WTO除く)、II 型、簡易型
工事種別が下記のものに関し試行

一般土木	A, B, C, D ランク	河川土工、道路土工を含む工事に限る
舗装	A, B ランク	舗装工事(Bランクは5,000m ² 以上の路盤工を含む工事)に限る

評価項目： 情報化施工技術の活用(企業の施工能力に追加)

評価基準： 「施工管理データを搭載したTSによる出来形管理技術(河川土工、道路土工)」「MC技術(グレーダ)」の活用を評価

配点： 情報化施工技術の活用時に2点(累積しない)→**最大2点**
「有用な新技術の採用」評価と合算しない

評価の考え方

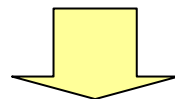
- ◆技術提案書記載項目、評価
 - ・ 情報化施工の活用技術名、活用工種が明確であれば2点

分類	技術評価項目		評価基準	配点	
施工能力等	企業の施工能力	有用な新技術の採用 (情報化施工技術の活用を除く)	本工事において、新技術情報提供システム(NETIS)登録技術のうち、有用な技術とされた新技術(推奨技術、準推奨技術、設計比較対象技術、少実績優良技術、活用促進技術)の活用の有無	Max 2	
		情報化施工技術の活用 【該当工事において①又は②のいずれかを記載する。】	①【舗装工事において路盤工を含む場合に記載】 本工事において、情報化施工技術(マシンコントロール(MC)技術(モータグレーダ)の活用の有無。	2	2
			②【一般土木工事において河川土工、道路土工を含む場合に記載】 本工事において、情報化施工技術(施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理技術(河川土工、道路土工))の活用の有無。	2	



■有用な新技術の採用について

○活用効果評価に基づいた有用な新技術の活用促進を図る。



総合評価落札方式において新技術の採用を評価

平成19年度より新技術情報提供システム(NETIS)登録技術のうち、有用な技術とされた新技術を活用する場合に評価を行う。

◆有用な新技術の採用についての評価方法◆

評価項目:有用な新技術の活用の有無

配点:推奨技術、準推奨技術、設計比較対象技術 2点

少実績優良技術、活用促進技術 1点

最大2点

※複数ある場合は累積する。

その他:技術提案書又は簡易な施工計画に記載された内容でも可
但し情報化施工技術の活用に係る提案とは重複しない。



(3) 品質向上に向けた取り組み

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 「有用な新技術」について【参考】

推奨技術

公共工事等に関する技術の水準を一層高めるために選定された、画期的な新技術。

登録技術【H23.12.12時点】

推奨技術 : 6件

準推奨技術 : 20件

準推奨技術

設計比較対象技術

技術の優位性が高く、安定性が確認されている技術。
設計業務において、設計比較の対象となる。

登録技術【H23.12.12時点】 : 137件

少実績優良技術

技術の優位性が高いが直轄工事等における実績が少ない技術。技術の安定性が確認されるまでの間、活用等に努める。

登録技術【H23.12.12時点】 : 65件

活用促進技術

安定性が確認されている技術のうちから、特定の性能又は機能が著しく優れている技術等から選考。

登録技術【H23.12.12時点】 : 34件



(3) 品質向上に向けた取り組み

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 専門工事審査型総合評価方式の実施状況

1) 工事目的物の品質に対し実質的に大きな影響を与える専門工事業者の施工能力等を評価することにより、工事品質の確保を目的として平成20年度から試行。

H20・21・22・23年度実施した結果から、専門工事業者の同種実績については、概ね全社提出(H23年度工事において1者、実績無し)の提案があったが結果、入札辞退)されており、評価上は差が付かない状況である。

しかし、同種実績を評価することは一定の品質が確保できることが見込まれることとなり、今後も引き続き試行を実施していくこととした。

2) 平成20～23年度専門工事審査型総合評価方式の試行

年度	工事件名	工種	総合評価	専門工事分野
H20	米原BP丸葎地区道路改良工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	地盤改良工
H21	平成21年度志高地区築堤他(その2)工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	地盤改良工
	平成21年度公庄地区地盤改良工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	地盤改良工
	大和御所道路本馬高架橋茅原地区下部工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	鋼管 セメント杭工
H22	志高地区地盤改良工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	地盤改良工
	志高中流地盤改良工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	地盤改良工
	志高下境地区地盤改良工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	地盤改良工
H23	姫路港須加地区泊地(-12m)浚渫工事	港湾等しゅんせつ	標準型Ⅰ型	しゅんせつ工
	国道8号三明川横断函渠設置工事	一般土木 B又はC	標準型Ⅱ型	既製杭工



■地元企業活用審査型の実施について

1) H20年度から地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的に、一般土木B等級工事において地元企業の活用を総合評価における加算点項目とする試行を実施。

○ H20・21・22年度実施した結果から、地元企業活用審査型の試行を実施した工事においては、地元企業活用比率が試行対象外の工事に比べ、格段に高く、地元への効果は大きい。

○ 聞き取り調査において、改善すべき点はあるが、受注者(元請)・地元企業(一次下請)・発注者それぞれに利点があるとの回答である。

上記試行及び聞き取り調査の結果から、地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的に引き続き試行を実施していくこととした。



(4) 地域企業の適切な活用

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■平成20・21・22・23年度地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行

年度	件名	工種	総合評価	地元地域
H20	近畿自動車道紀勢線田野井地区工食用道路工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	和歌山県
	紀北東道路弁天谷川橋下部外工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	和歌山県
	中郷地区築堤他工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	兵庫県
H21	六十谷合口取水口建設(その2)工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	和歌山県
	下市地区下流部低水護岸工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	福井県
	岩井地区土砂受入地調整池整備工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	兵庫県
	大和御所道路居伝高架橋下部工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	奈良県
	矢湫地区高潮堤整備その6工事	一般土木B又はC	標準型Ⅱ型	和歌山県 三重県
	中角地区中流部低水護岸工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	福井県
	中山地区築堤護岸工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	京都府
H22	国道27号和久里橋他1橋下部工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	福井県
	永平寺大野道路太田地区他改良工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	福井県
	京都第二外環状道路小塩灰方地区改良工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	京都府
H23	岩井地区土砂受入地造成工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	兵庫県
	八州嶺堰堤補強工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	兵庫県
	上山地区護岸工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	兵庫県
	敦賀曙電線共同溝工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	福井県
	ひのそ地区護岸工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	兵庫県
	姉川新設橋下部工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	滋賀県
	公庄地区上流乗越道路工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	京都府
	和歌山北バイパス嘉家作改良工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	和歌山県
	塔の島地区改修工事	一般土木B又はC	標準型Ⅱ型	京都府
	近畿自動車道紀勢線十九湫地区改良工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	和歌山県
	近畿自動車道紀勢線富田川橋P4橋脚他工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	和歌山県
	近畿自動車道紀勢線秋津高架橋A2橋台他工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	和歌山県
	淀木津町地区掘削工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	京都府
	永平寺大野道路吉野塚地区地下道設置工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	福井県

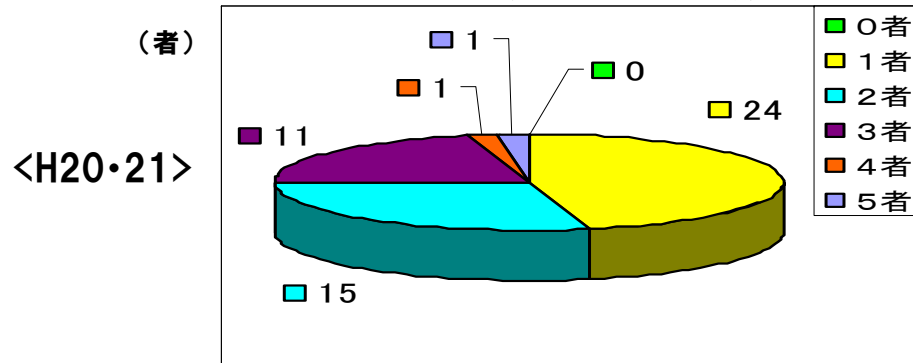


■ 地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行結果比較

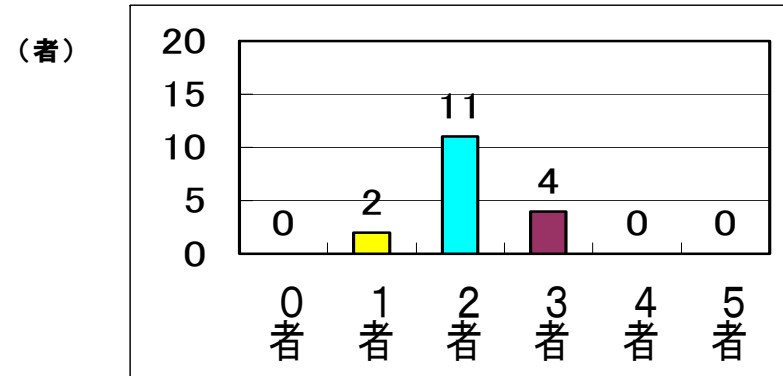
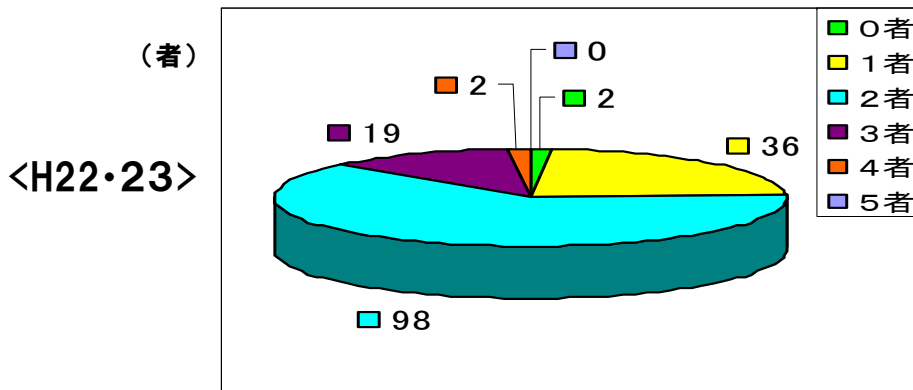
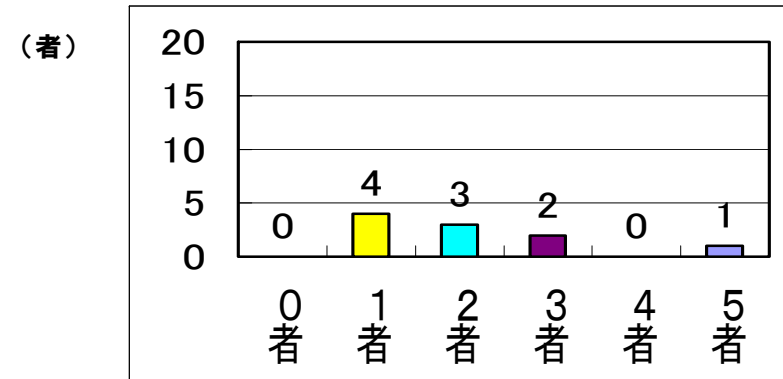
① 地元企業の活用者数について

施工府県に本店を置く企業で当該工事に一次下請けとして契約する予定の企業のうち、予定する入札金額に対して下請け契約予定金額が(地元企業活用比率)10%以上の企業の数

＜応札者の地元企業活用者数＞



＜落札者の地元企業活用者数＞



試行件数は少ないが、H22・23年度はH20・21と比較して、応札者及び落札者共、地元企業活用者数は増加傾向にある。

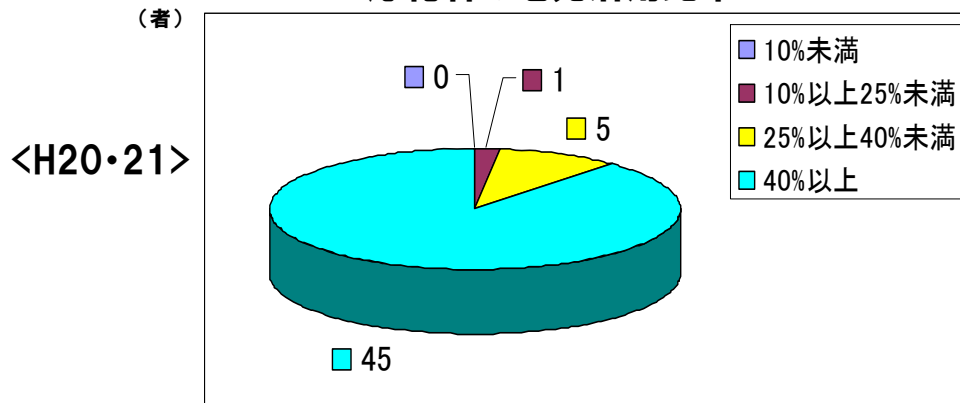


■ 地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行結果比較

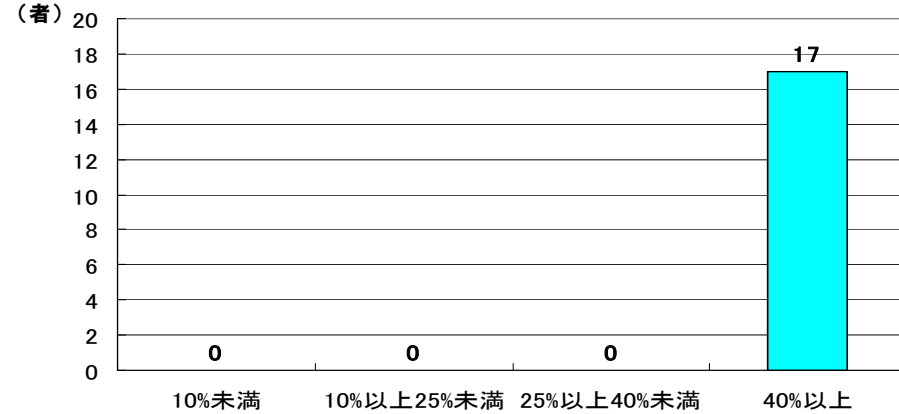
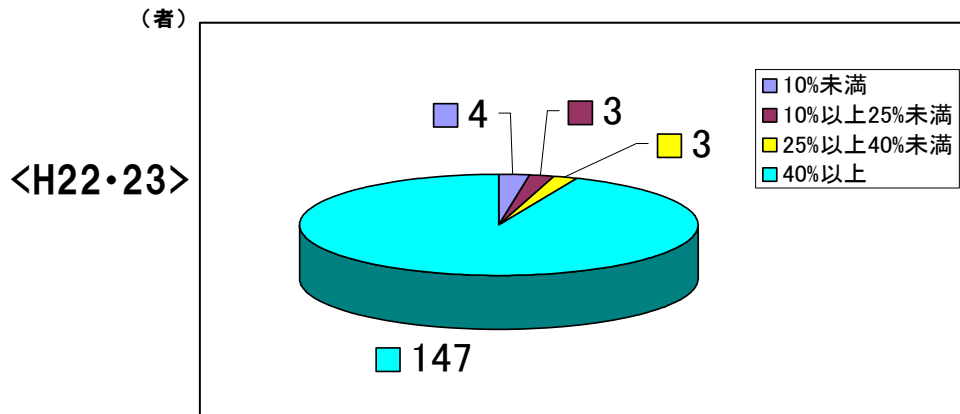
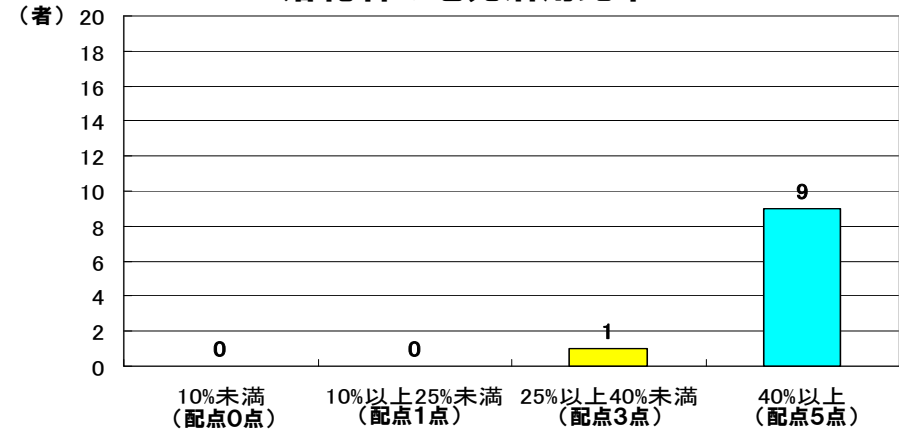
② 地元企業の活用比率について

施工府県に本店を置く企業で当該工事に一次下請けとして契約する予定の企業のうち、予定する入札金額に対する下請け契約予定金額(地元企業活用比率)が1者あたり10%以上の者の累計で算出

< 応札者の地元活用比率 >



< 落札者の地元活用比率 >



地元企業活用審査型を適用した場合、H22・23における落札者の活用比率はすべて40%以上であり、地元への効果は大きいと考えられる。



(4) 地域企業の適切な活用

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■地元企業活用型の評価手法見直し

地元企業活用審査型の実施について

H20年度から地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的に、一般土木B等級工事において地元企業の活用を総合評価における加算点項目とする試行を実施している。

○現状の評価手法

・1次下請企業の工事成績(5点)

→ 予定する下請比率が10%以上の地元企業について、当該企業の同種工事における過去の平均工事成績評定点で評価(5点)

但し、直轄工事における実績が無い場合は、該当府県発注の同種工事における過去の平均工事成績評定点で評価。

いずれの場合も複数の場合は累計する。

・地元企業の活用比率(5点)

→ 予定する下請比率が10%以上の1次下請企業毎についての発注予定額、発注予定工種及び元請として受注予定金額に対する比率を評価(5点)

複数の場合は累計する。

分類	評価項目	評価基準	配点	加算点	加算点の評価方法
地元企業(地元一次下請企業)活用について	地元一次下請企業の工事成績	過去2ヶ年の地元企業工事成績評定の平均	5	最大10	☆ 予定する下請比率が入札金額に対して10%以上の企業すべてを対象とする。 該当工事すべての工事成績評定通知書を様式5-8に添付すること。 地元企業の活用比率40%以上5点、25%以上40%未満3点、10%以上25%未満1点、10%未満0点 予定する下請比率が入札金額に対して10%以上の企業すべてを対象とする。 企業すべてを対象に活用状況について様式5-9の1)に記載すること。なお、元請が地元企業の場合は、様式5-9の2)に記載すること。
	地元一次下請企業の活用	地元企業の活用状況	5		

☆近畿地整実績で当該工種の工事成績評定点の平均点が75点以上 4点、70点以上75点未満 2点、65点以上70点未満 0点、60点以上65点未満 -2点、60点未満 -4点。複数ある場合は累積する。

☆施工府県(〇〇県)実績で工事成績評定点の平均点が〇〇点以上 4点、〇〇点以上〇〇点未満 2点、〇〇点以上〇〇点未満 0点、〇〇点以上〇〇点未満 -2点、〇〇点未満 -4点。複数ある場合は累積する。



■地元企業活用型の評価手法見直し

○課題

- 1) 申請書類として下請を予定している固有の企業名を記載する必要があるが、該当する下請企業の工事成績を評価することから、一部企業が固定化される。
- 2) 固有の下請企業への発注予定額を記載する必要があるが、申請書の提出期限内で十分な調整が困難である中、予め下請契約額が固定される。

○改善内容

① 予め地元下請企業として評価する社について、一定の工事成績以上であることを条件とする。(工事成績評価点による加点を行わない。)

→ 直轄工事における当該工種の過去の平均工事成績評価点が70点以上であること。
直轄工事における実績が無い場合は、該当府県発注の同種工事における平均点以上(該当府県単位で設定)であること。



一定以上の工事成績を要件とすることで品質の確保を図りつつ、企業の固定化要素を緩和

② 地元企業の活用比率は、受注予定金額に係る地元下請予定金額の総額(総比率)を評価する。

→ 下請企業毎の比率を算出せず、1次下請発注額の総額を記載する。



下請発注比率を総額で記載のうえ評価することで、企業毎の下請金額の固定要素を緩和



■現場の品質確保向上に向けた改善案

現場従事技能者の評価

- ・施工現場の生産性向上
- ・建設生産物の品質確保

上記を目的に平成22年度から標準型Ⅰ型において「基幹技能者」を評価。



「建設マスター」(優秀施工者国土交通大臣顕彰)、「現代の名工」の表彰を受けた者、国家検定制度の技能検定合格者である「技能士」は、現場従事技能者として優れた作業能力を習得した者である。



「基幹技能者」と同様に
「建設マスター」・「現代の名工」・「技能士」を評価。
(平成22年10月以降実施)

※平成23年度より標準型Ⅱ型へ試行範囲を拡大。

→平成24年度から簡易型についても試行を実施する。



■現場従事技能者評価の実施状況

1) 平成22年度 試行実施状況(基幹技能者評価のみ)

平成22年4月以降、13件の工事において、試行を実施している。

年度	件名	対象工種	現場技能者	配置提案率
H22	海老江地区築堤工事	盛土工	鳶・土工、機械土工基幹技能者	18者中15者 (83%)
	三宝大和川樋門築造工事	コンクリート工	鉄筋、型枠、コンクリート圧送基幹技能者	12者中9者 (75%)
	門真税務署耐震改修等工事	鉄骨工	鳶・土工基幹技能者	20者中3者 (15%)
	姫路法務総合庁舎増築等建築工事	鉄骨工	鳶・土工基幹技能者	20者中3者 (15%)
	和歌山下津港本港地区防波堤(外)(2)築造工事	床堀工、ケーソン据付工、消波ブロック工	海上起重基幹技能者	14者中13者 (93%)
	堺泉北港堺2区岸壁(-7.5m)(耐震)栈橋築造工事	鋼管杭工	海上起重基幹技能者	13者中11者 (85%)
	国道27号和久里橋他1橋上部工事	PC	PC基幹技能者	6者中1者 (17%)
	京都第二外環状道路小泉川橋(下り)工事	PC	PC基幹技能者	8者中6者 (75%)
	大阪府警察第一機動隊庁舎機械設備工事	機械設備工	配管、ダクト基幹技能者	18者中6者 (33%)
	大阪府警察第一機動隊庁舎電気設備工事	電気設備工	電気工事基幹技能者	7者中2者 (29%)
	税務大学校大阪研修所電気設備工事	電気設備工	電気工事基幹技能者	6者中1者 (17%)
	税務大学校大阪研修所機械設備工事	機械設備工	配管、ダクト基幹技能者	4者中1者 (25%)
	大和御所道路出屋敷高架橋PC上部工事	PC	PC基幹技能者	3者中2者 (67%)
H23	堺泉北北堺2区岸壁(-7.5m)(耐震)栈橋上部工工事	栈橋上部工	鉄筋、型枠、コンクリート圧送基幹技能者	11者中11者 (100%)



■現場従事技能者評価の実施状況

2) H22年度第2回総合評価委員会において、基幹技能者の評価に加え建設マスター、現代の名工、技能士(特級・1級)を評価することを提案し、委員会以降試行を実施している

年度	件名	対象工種	基幹技能者	建設マスター	現代の名工	技能士	配置提案率
H22	京都第二外環状道路小塩灰方地区改良工事	橋梁下部工	圧接、鉄筋、型枠、コンクリート圧送	コンクリート工、鉄筋工	鉄筋工、型枠工、コンクリート工	型枠施工、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送工	25者中20者(80%)
	天狗塚堰堤工事	コンクリート堰堤工	圧接、鉄筋、型枠	コンクリート工、鉄筋工	鉄筋工、型枠工、コンクリート工	型枠施工、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)	9者中4者(44%)
	東谷流域堰堤群工事	コンクリート堰堤工	圧接、鉄筋、型枠	コンクリート工、鉄筋工	鉄筋工、型枠工、コンクリート工	型枠施工、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)	8者中5者(63%)
	大津信楽線35号橋上部工事	鋼橋上部工	橋梁(鋼橋)	橋梁特殊工、鋼構造物	鋼橋の製作、架設	鉄工(鋼構造物鉄工作業)	11者中3者(28%)
H23	福知山道路新土師川橋鋼橋上部工事	鋼橋上部工	橋梁(鋼橋)	橋梁特殊工、鋼構造物	鋼橋の製作、架設	鉄工(鋼構造物鉄工作業)	21者中9者(43%)
	八洲嶺堰堤補強工事	コンクリート堰堤工	圧接、鉄筋、型枠	コンクリート工、鉄筋工	鉄筋工、型枠工、コンクリート工	型枠施工、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)	7者中1者(14%)
	大津信楽線33号橋上部工事	鋼橋上部工	橋梁(鋼橋)	橋梁特殊工、鋼構造物	鋼橋の製作、架設	鉄工(鋼構造物鉄工作業)	19者中13者(68%)
	姉川新設橋下部工事	橋梁下部工	鉄筋、型枠、コンクリート圧送	コンクリート工、鉄筋工	鉄筋工、型枠工、コンクリート工	型枠施工、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送工	12者中9者(75%)
	京都第二外環状道路小泉川橋(上り)工事	PC片持箱桁工	PC、鉄筋、型枠、コンクリート圧送	橋梁特殊工、コンクリート工、鉄筋工	鉄筋工、型枠工、コンクリート工、PC工	型枠施工、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送工	8者中7者(88%)
	敦賀曙電線共同溝工事	開削土工 道路土工	嵩・土工	土工	土工	—	5者中2者(40%)
	公庄地区上流乗越道路工事	土工	機械土工、型枠、嵩・土工	土工	型枠工、土木・舗装作業	型枠施工	18者中15者(83%)
	国道26号紀の川大橋耐震工事	橋梁巻立て工	PC、鉄筋、型枠、コンクリート圧送	コンクリート工、鉄筋工	鉄筋工、型枠工、コンクリート工、PC緊張工	型枠施工、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送工	10者中4者(40%)
	和歌山北バイパス嘉家作改良工事	カルバート工 橋台工	鉄筋、型枠、コンクリート圧送	コンクリート工、鉄筋工	鉄筋工、型枠工、コンクリート工	型枠施工、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送工	5者中2者(40%)
	紀北西道路倉谷川橋鋼上部工事	工場製作工 鋼橋架設工	橋梁(鋼橋)	橋梁特殊工、鋼構造物工	鋼橋の製作、架設	鉄工(鋼構造物鉄工作業)	19者中11者(58%)
	国道26号大和川大橋拡幅上部工工事	工場製作工 鋼橋架設工	橋梁(鋼橋)	橋梁特殊工、鋼構造物工	鋼橋の製作、架設	鉄工(鋼構造物鉄工作業)	9者中4者(44%)



現場従事技能者評価の実施状況

年度	件名	対象工種	基幹技能者	建設マスター	現代の名工	技能士	配置提案率
H23	阿倍野公共職業安定所建築工事	コンクリート工事 鉄筋工事	鉄筋、圧接、型枠 、コンクリート圧送	コンクリート工、鉄筋工	鉄筋工、コンクリート工	—	23者中14者 (61%)
	塔の島地区改修工事	河川土工、護岸 基礎工、法覆護 岸工、擁壁護岸 工	型枠、嵩・土工 、機械土工	コンクリート工、土工	型枠工、コンクリート工	型枠施工	7者中7者 (100%)
	近畿自動車道紀勢線十九淵地区改良工事	道路土工	機械土工、嵩・土工	建設機械運転工 、土工	土工	—	14者中5者 (36%)
	国立京都国際会館会議場 平成23年度電気設備改修工事	電気設備工	電気工事	電気工	電気配線工事	—	1者中0者 (0%)
	姉川新設橋上部工事	工場製作工 、鋼橋架設工	橋梁(鋼橋)	橋梁特殊工 、鋼構造物工	鋼橋の製作、架設	鉄工 (鋼構造物鉄工作業)	14者中10者 (71%)
	紀北東道路上の池橋他2橋PC上部工事	PC橋工	プレストレスコンクリート工	橋梁特殊工	PC橋工	—	12者中10者 (83%)
	近畿自動車道紀勢線周参見川橋上部工事	PC橋工	プレストレスコンクリート工	橋梁特殊工	PC橋工	—	11者中10者 (91%)
	永平寺大野道路小矢戸トンネル舗装工事	舗装工	—	舗装工	舗装工	—	14者中2者 (14%)
	国道2号長田尻池電線共同溝他工事	舗装工	—	舗装工	舗装工	—	12者中1者 (8%)
	近畿自動車道紀勢線富田川橋P4橋脚他工事	橋台工 RC橋脚工	鉄筋、型枠 、コンクリート圧送	コンクリート工、鉄筋工	鉄筋工、型枠工 、コンクリート工	型枠施工、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業) 、コンクリート圧送工	12者中9者 (75%)
	近畿自動車道紀勢線秋津高架橋A2橋台他工 事	橋台工 RC橋脚工 カルバート工	鉄筋、型枠 、コンクリート圧送	コンクリート工、鉄筋工	鉄筋工、型枠工 、コンクリート工	型枠施工、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業) 、コンクリート圧送工	16者中10者 (63%)
	国道8号三明川横断函渠設置工事	カルバート工	鉄筋、型枠 、コンクリート圧送	コンクリート工、鉄筋工	鉄筋工、型枠工 、コンクリート工	型枠施工、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業) 、コンクリート圧送工	4者中2者 (50%)
	淀木津町地区掘削工事	河川土工	嵩・土工、機械土工	建設機械運転工 、土工	土工	—	11者中6者 (55%)
	永平寺大野道路吉野塚地区地下道設置工事	擁壁工 RC橋脚工 カルバート工	鉄筋、型枠 、コンクリート圧送	コンクリート工、鉄筋工	鉄筋工、型枠工 、コンクリート工	型枠施工、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業) 、コンクリート圧送工	7者中6者 (86%)
永平寺大野道路松岡高架橋鋼上部工事	工場製作工 、鋼橋架設工	橋梁(鋼橋)	橋梁特殊工 、鋼構造物工	鋼橋の製作、架設	鉄工 (鋼構造物鉄工作業)	12者中8者 (67%)	



■現場従事技能者の評価拡大

基幹技能者の意義・役割

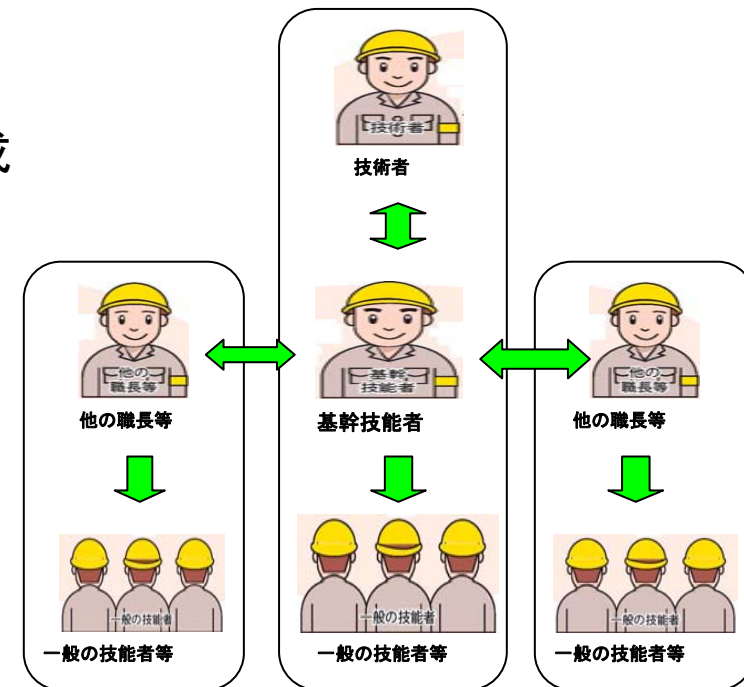
○品質、コスト、安全面で質の高い施工を確保するためには、施工現場に従事する技能労働者の中核をなす職長等の果たす役割が重要。

○職長等を中心とした技能労働者の中から、

- ①施工方法等の提案・調整
- ②適切な人員配置、作業方法、手順 等の構成
- ③一般の技能者の施工に係る指示、指導
- ④前工程・後工程の連絡調整

を行うことのできる者を「基幹技能者」
として位置づけ、その確保・育成・活用

を促進することにより、施工現場の
生産性の向上・建設生産物の品質の
確保を図る。





■現場従事技能者の評価拡大

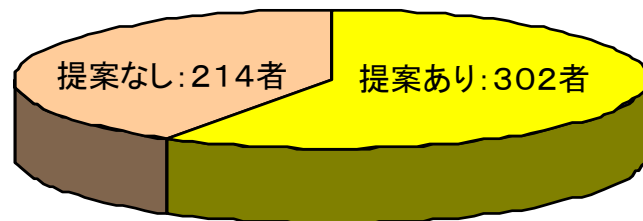
- ・ 今後、公共構造物の品質、コスト、安全面で質の高い施工を確保するためには **若手技術者を含め、施工現場に従事する優れた技能労働者の確保・育成・活用を促進する必要がある。**



- ・ 平成22年度より44件の工事で試行を実施しており、現場従事者を配置する提案があった社が落札した割合は約70%である。
結果、現場従事者の雇用や待遇改善に一定の効果があると考えられる。

現場従事技能者の配置提案率

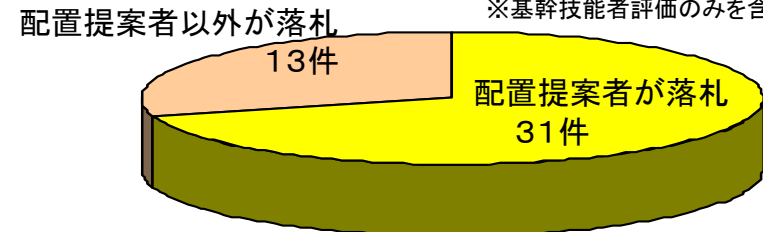
※基幹技能者評価のみを含む



※現場従事技能者を配置する提案があった者は約59%

配置提案者の落札率

※基幹技能者評価のみを含む



※現場従事技能者を配置する提案があった者が落札した割合は約70%



○改善内容

現場の品質確保及び優れた技能労働者の活用等に向けた改善策の一環として、
標準Ⅰ型、標準Ⅱ型における配点を最大2点から最大4点に拡大する。
現場従事技能者の評価について簡易型へ拡大する。(配点は最大2点)



■高度技術提案型の積極的な活用

○公共工事におけるコストの縮減や目的物の性能・機能の向上、工期短縮等の施工の効率化を図るとともに、ライフサイクルコストの低減、有用な技術提案についての積極的な活用を図ることを目的に、技術的な工夫の余地が大きい工事において高度技術提案型の活用を図る。

1)平成24年度の高度技術提案型総合評価方式の採用基準

原則、WTO対象工事として、

AⅠ型： 通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない。

AⅡ型： 想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者としてあらかじめ一つの構造・工法に絞り込まず、幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切。

AⅢ型： 標準技術による標準案に対し、**部分的に設計の変更を含む工事目的物に対する提案を求める**、あるいは高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、品質の向上、コスト縮減、工期短縮等を特に求める必要がある

⇒今年度、ダム再開発に係るトンネル放流設備工事について2件、比較的大規模な鋼橋上部工事として2件(計4件)の工事について高度技術提案型総合評価方式を活用する。



(6) 民間技術力の活用、発注者 及び競争参加者双方の事務量軽減

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■段階選抜の取り組み

・課題と方針

規模の大きな工事において、一般土木工事及び鋼橋上部工事では入札参加者が20者を越えるような工事も多く、技術審査に係る事務負担が大きい。
また、入札参加者の負担を軽減することも求められている。

建設産業の再生と発展のための方策2011(平成23年6月23日 国土交通省建設産業戦略会議)

諸外国でも多くみられるように第一段階の競争における評価点が上位の概ね5者程度に、最終的な落札者を決めるための入札書及び詳細な技術提案等を求める競争方式の活用を推進することが必要

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成23年8月9日 閣議決定)

受注者の選定を段階的に行い、技術提案やその審査及び評価に必要な発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減を図るなど、総合評価落札方式の円滑な実施に必要な措置を適切に講じるものとする。

方策及び指針の改正により、二段階選抜方式の導入を推進

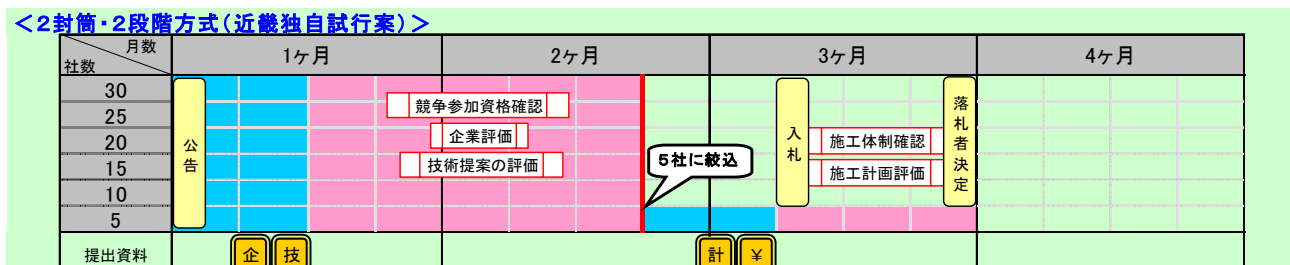
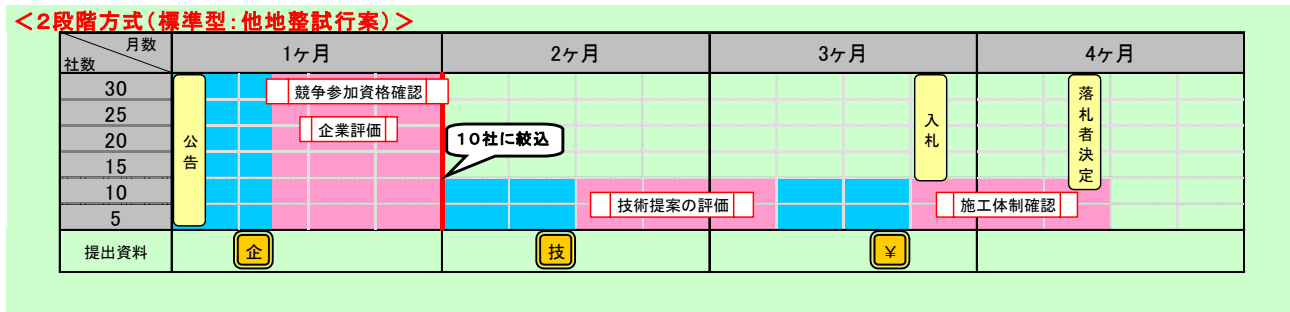
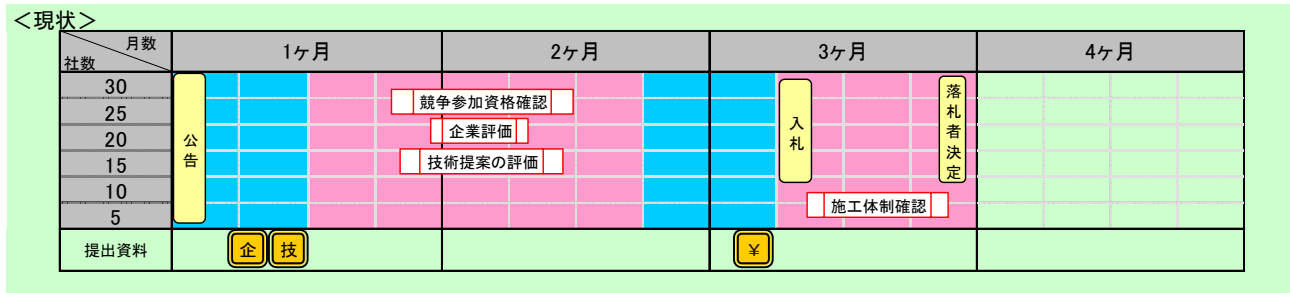


(6) 民間技術力の活用、発注者 及び競争参加者双方の事務量軽減

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 段階選抜の取り組み

・段階選抜方式 手続きイメージ図 (標準型Ⅱ型の場合)



<凡例>

	: 申請者手続期間		: 企業実績資料提出		: 施工計画書・工程表提出
	: 発注者審査期間		: 技術提案書提出		: 入札書提出

※申請者数30者として比較

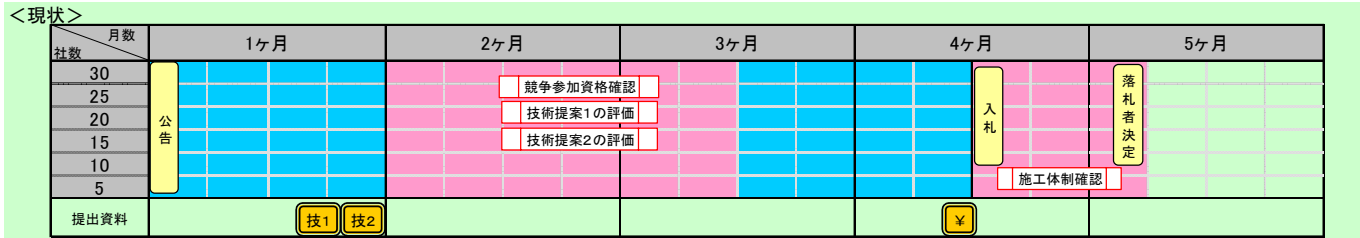


(6) 民間技術力の活用、発注者 及び競争参加者双方の事務量軽減

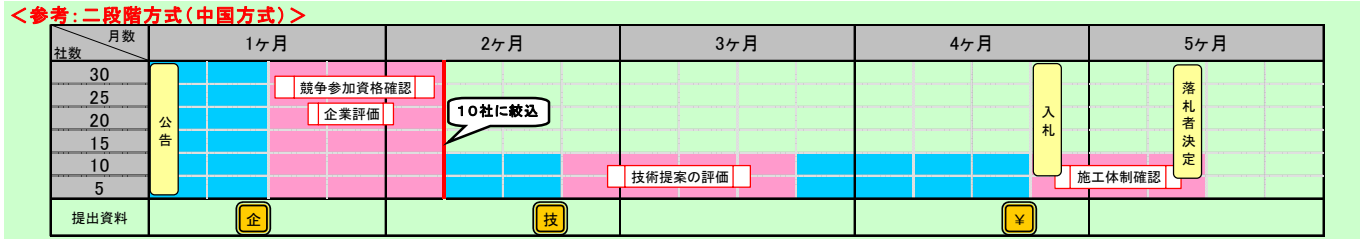
近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 段階選抜の取り組み

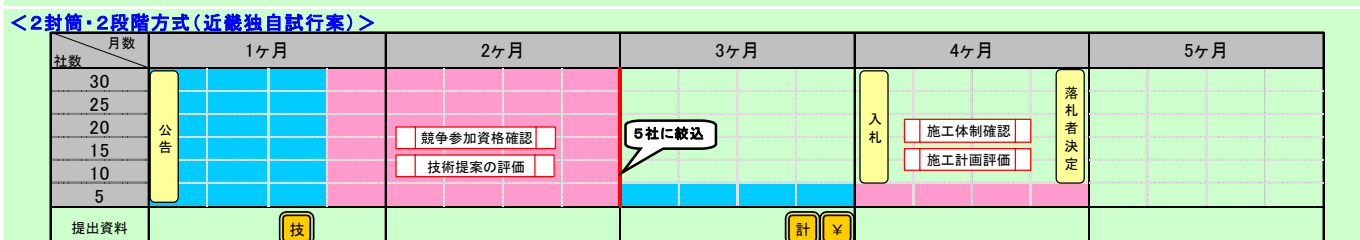
・段階選抜方式 手続きイメージ図(標準I型(WTO)の場合)



指定テーマが2
テーマあり、審査
に時間を要する



1次審査に技術提
案を求めないため
固定化の恐れ



2封筒にすること
で、開札までの時
間を短縮



指定テーマを2
回求め、審査に
時間を要する

凡例

- 申請者手続期間
- 発注者審査期間
- 企業実績資料提出
- 技術提案書提出
- 計
- 入札書提出

※申請者数30者として比較



(6) 民間技術力の活用、発注者 及び競争参加者双方の事務量軽減

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■段階選抜の取り組み

○WTO対象工事への拡大について

WTO対象工事における他地方整備局(中国)試行例と近畿独自案の比較

<中国地方整備局 試行例>

(1次審査)

- ・企業および配置予定技術者の能力(実績、成績)で上位10者を選抜

※国内実績のない海外企業が、海外での施工実績により参加する場合、同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

(2次審査)

- ・技術提案(1テーマ)

※総合評価の加算点は、2次審査の技術提案の点数による。

- ・選抜された10者以外は配置予定技術者の拘束期間が従来方式にくらべ3ヶ月短縮。
- ・同一工種の発注では選抜する者がほぼ固定化してしまう懸念がある。

<近畿地方整備局 独自案>

(1次審査)

- ・技術提案(1テーマ)で上位5者を選抜

(2次審査)

- ・施工計画(工事施工上の留意点等)



- ・2封筒方式
→落札者決定までの期間を短縮

※総合評価の加算点は、1次及び2次審査の合計点数による。

- ・選抜された5者以外は配置予定技術者の拘束期間が従来方式にくらべ2ヶ月短縮
- ・技術提案の審査による選抜のため固定化の批判は受けない。



(6) 民間技術力の活用、発注者 及び競争参加者双方の事務量軽減

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■ 段階選抜の取り組み (近畿地方整備局の対応)

一般土木工事B等級及び鋼上部工事において2件、段階選抜方式を試行した。

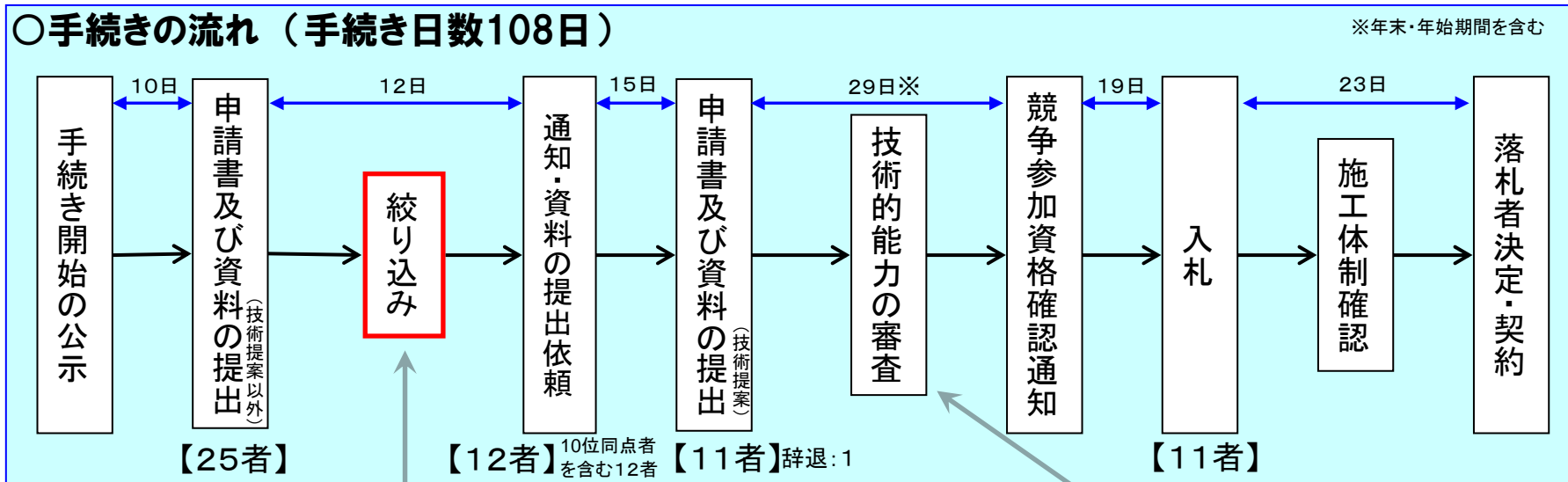
・ 試行例1) 他の地方整備局と同方式の試行事例

○ 工事概要

工事名	淀木津町地区掘削工事	標準Ⅱ型	公示日	H23.11.15
工種	一般土木	主な工事内容	河川掘削 97,000m ³ (L=500m)	

○ 手続きの流れ (手続き日数108日)

※年末・年始期間を含む



1段階目の 評価項目詳細 (選抜者数: 10者)	企業、技術者、現場従事者(最大25点)	2段階目の 評価項目 詳細	技術提案 (20点)	社会的要請の対応 に関する事項
	地域(5点)			
	地元企業活用(10点)			

落札結果

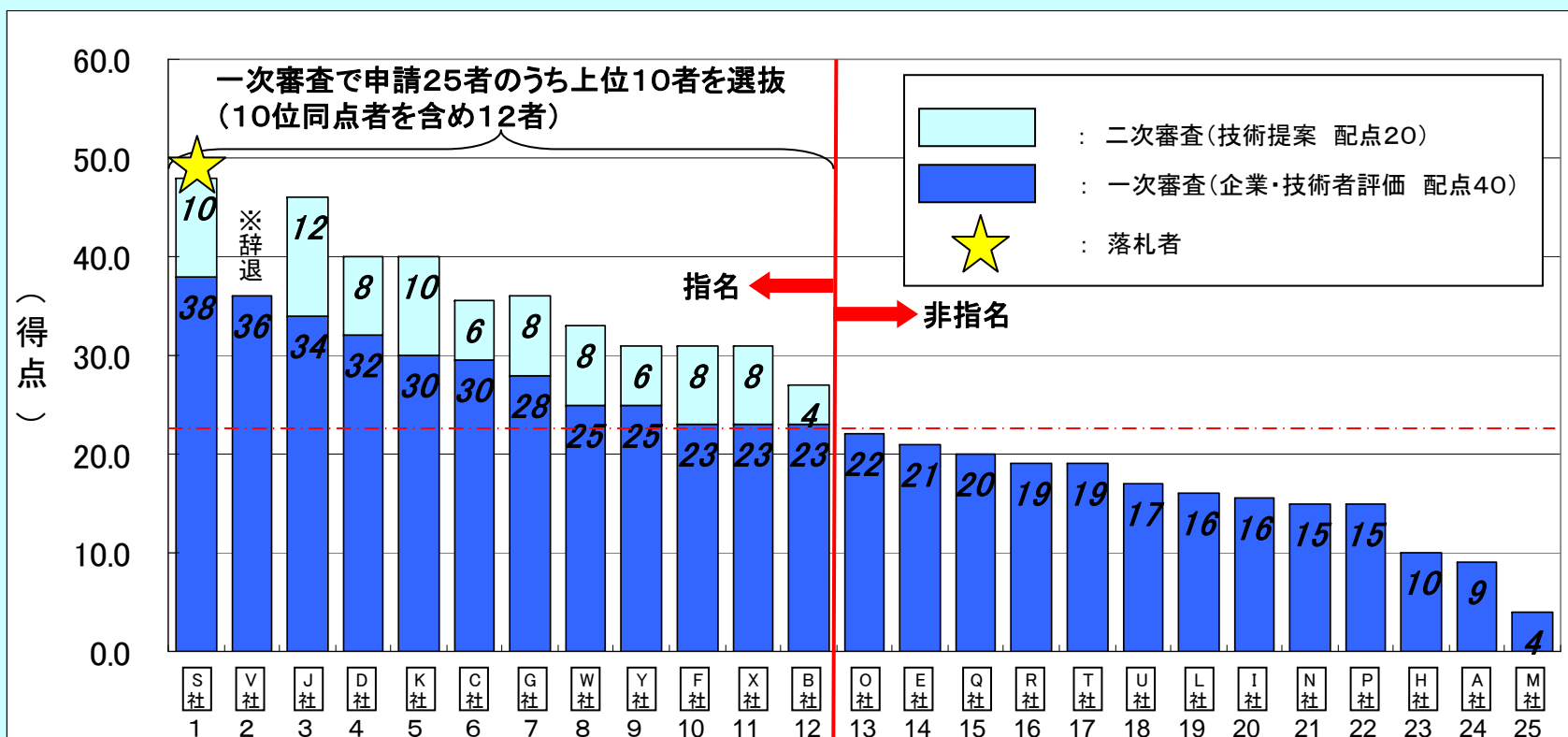
予定価格(税抜き)	392,540,000	↓ 予定価格に対する割合
調査基準価格(税抜き)	348,910,000	88.9%
落札価格(税抜き)	351,000,000	89.4%



(6) 民間技術力の活用、発注者 及び競争参加者双方の事務量軽減

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■段階選抜の取り組み(試行例①他の地方整備局と同方式試行事例)



・結果まとめ

企業評価において得点差が最大で34点ついており、技術提案での挽回は困難である社が、選抜により早い段階で今回工事からはずれ、次の工事に移ることが可能となった。(従来であれば2月末落札者決定まで配置予定技術者は拘束されてしまうが、今回は12月7日に非指名通知をおこなった。)



(6) 民間技術力の活用、発注者 及び競争参加者双方の事務量軽減

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

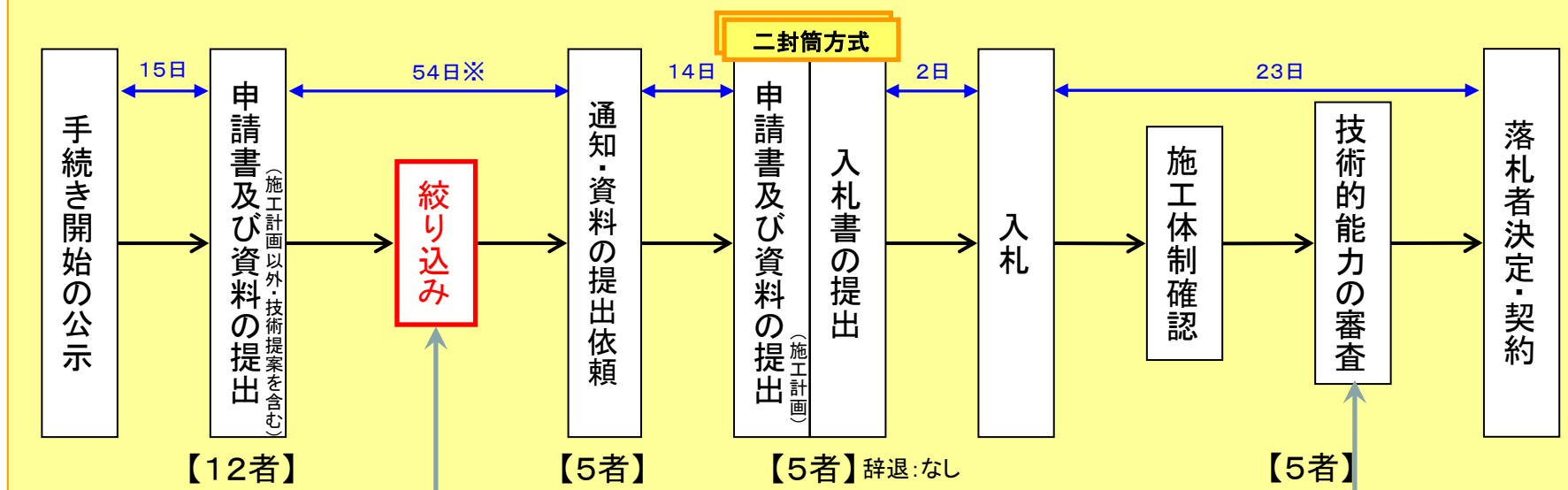
■段階選抜の取り組み(試行例②近畿地方整備局における独自案)

○工事概要

工事名	永平寺大野道路松岡高架橋鋼上部工事	標準Ⅱ型	公示日	H23.11.15
工種	鋼橋上部	主な工事内容	鋼3径間連続合成少数钣桁橋(L=119m)	

○手続きの流れ(手続き日数108日)

※年末・年始期間を含む



1段階目の 評価項目詳細 (選抜者数:5者)	企業、技術者、現場従事者(最大25点)	2段階目の 評価項目詳細	施工 計画 (10点)	工事施工上の 留意点と対応、 工程表
	地域(5点)			
	技術提案(20点):目的物の性能・機能の向上			



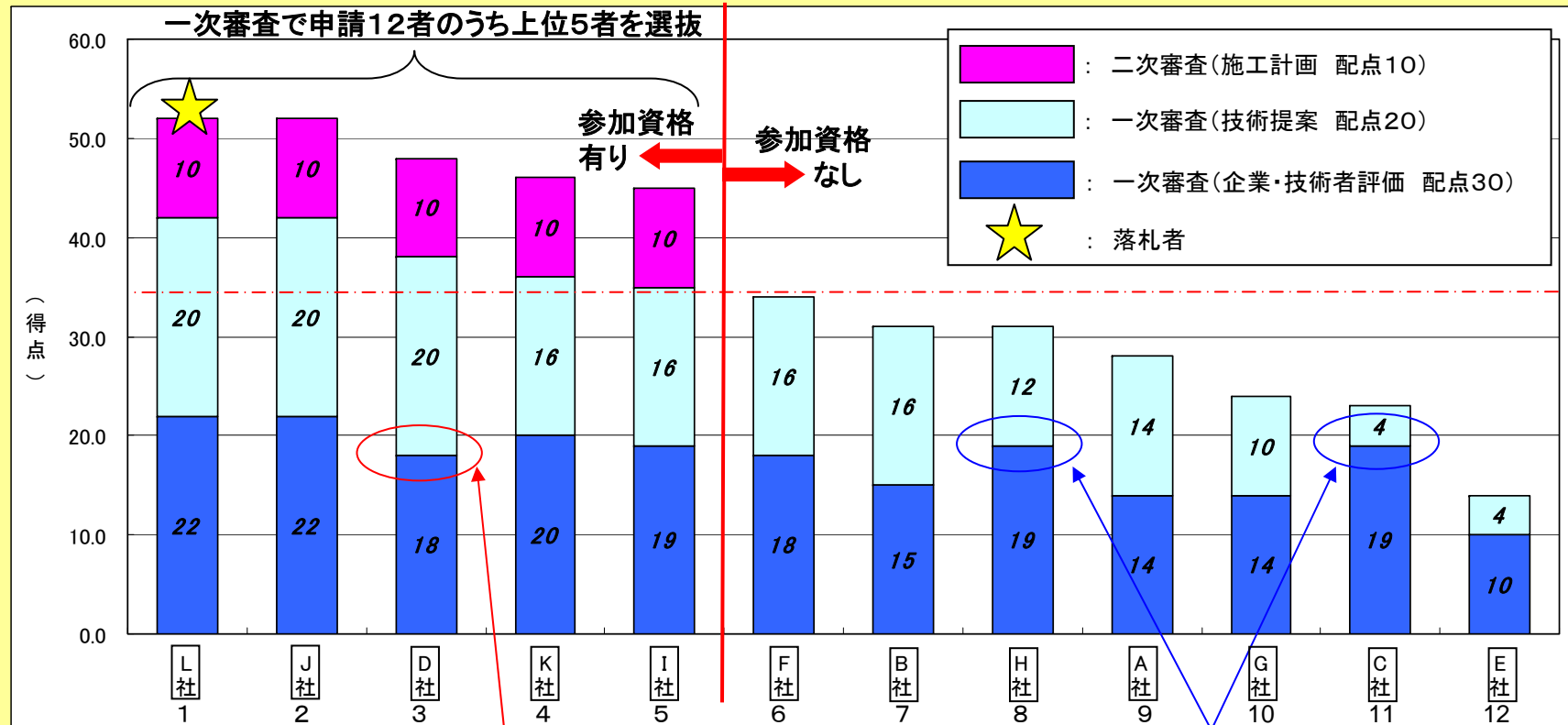
予定価格(税抜き)	280,330,000	↓予定価格に対する割合
調査基準価格(税抜き)	242,890,000	86.6%
落札価格(税抜き)	250,000,000	89.2%



(6) 民間技術力の活用、発注者 及び競争参加者双方の事務量軽減

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

■段階選抜の取り組み(試行例②近畿地方整備局における独自案)



D社は、技術提案により
上位5者に入った。

H社、C社は、施工能力のみ
であれば上位5者であった。

・結果まとめ

企業評価だけでなく、技術提案についても評価の高い社が選抜されることで、今回工事内容に対して、より評価の高い社を選抜することができた。施工計画については全社適切な内容であった。



(6) 民間技術力の活用、発注者 及び競争参加者双方の事務量軽減

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

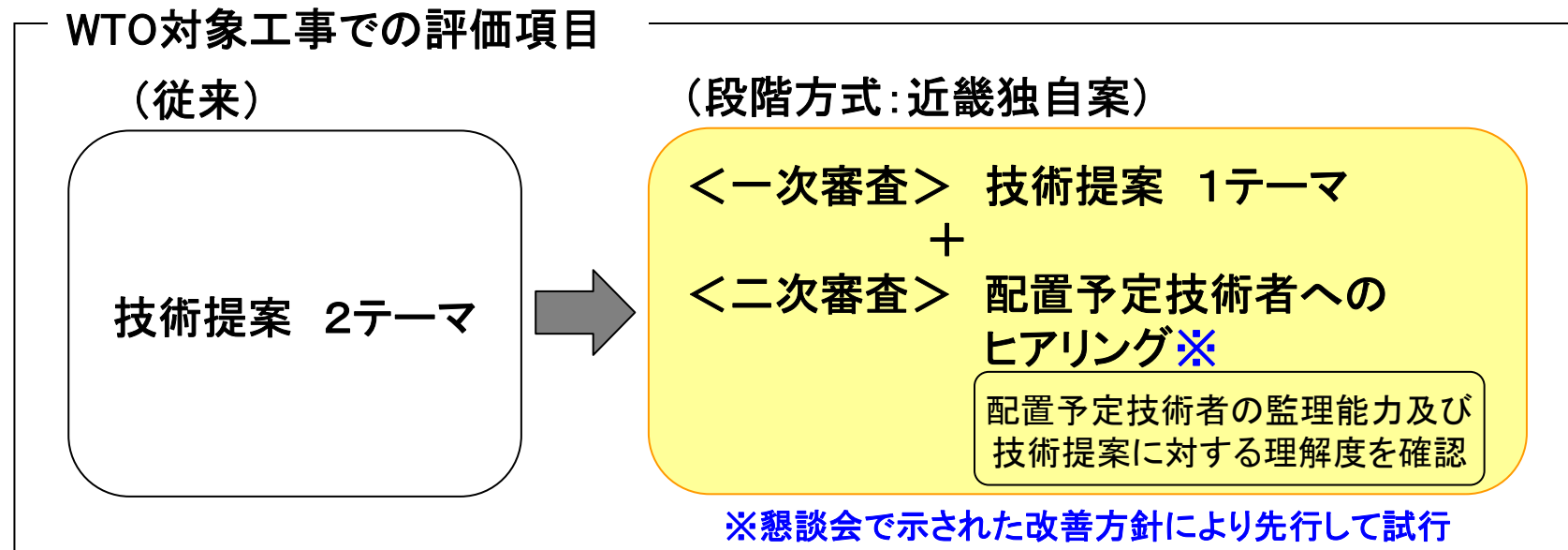
■段階選抜の取り組み (H24年度の取り組み方針)

- 1) 標準Ⅱ型(WTO対象工事以外)のうち、申請者が多く見込まれる工事について3件程度、他の地方整備局と同じ方式での試行を行う

(参考)H23年度において申請者数の多い工事種別
一般土木工事(改良工事)、鋼橋上部工事

- 2) WTO対象工事のうち、申請者が多く見込まれる工事について、3件程度近畿独自案での試行を行う

(参考)H23年度において申請者数の多い工事種別
一般土木工事(トンネル工事)、建築工事





■配置予定技術者における現場代理人としての実績評価

○現状

現場代理人は工事の技術的事項を取り扱う位置付けではなく、会社の代表者の工事現場における現場代理人であるという前提から、現場代理人としての経験を加点の対象としていない。

標準Ⅰ型、標準Ⅱ型の例(簡易型の場合は2点)

分類	評価項目	評価基準	配点	加算点	総合評価落札方式	
					加算点の評価方法	ペナルティー
企業の施工能力	配置予定技術者の能力	同種工事の経験における監理技術者等としての施工経験の有無	4		直轄の工事 4点、他省庁・特殊法人等☆1・府県・政令市、地方道路公社☆2・日本下水道事業団☆3の工事 2点	
		技術者表彰	4		左記の表彰があれば各年度毎に1点、複数ある場合は累積する。 ※表彰がある場合は、その内容を様式5-3に記載するものとする。	
		継続学習制度(CPD)	1		推奨単位数以上の履修実績があれば1点 ※各機関における継続学習の履修実績の証明書等を様式5-4に添付するものとする。	

【参考】企業の施工能力評価点(満点)における
配置予定技術者の施工経験配点の割合

- ・標準Ⅰ型 4点/20点
- ・標準Ⅱ型 4点/25点
- ・簡易型 2点/15点

監理技術者、主任技術者として従事した実績のみを加点。
(現場代理人での実績の場合は加点無し。)

○課題

- ・企業の施工能力として施工実績を有する技術者の配置に対して加点されるため、入札参加者の立場から常に経験豊富なベテラン技術者を配置することになり、工事を受注することでその経験者はさらに実績が蓄積されることが繰り返され、若手技術者に監理(主任)技術者としての実績が付きにくい状況にある。
- ・技術者の高齢化が進む中、企業は若手技術者育成のため、監理(主任)技術者と同等の資格を有した者を現場代理人として配置することで、技術者としての経験を積ませているが、現場代理人としての経験が次回工事の総合評価において加点されない状況にある。



■配置予定技術者における現場代理人としての実績評価

○改善内容

現場代理人として従事した過去の同種工事の経験について、当該工事において競争参加資格として求める国家資格等を有する場合に限り、加点の対象とする。

加算点については、現状評価している監理(主任)技術者として従事した過去の同種工事の経験に係る加算点の1/2評価とする。

標準Ⅰ型、標準Ⅱ型の例(簡易型の場合は2点)

分類	評価項目	評価基準	配点	加算点の評価方法
企業の施工能力	配置予定技術者の能力	同種工事の経験における監理技術者等としての施工経験の有無	4	直轄の工事 4点、他省庁・特殊法人等☆1・府県・政令市、地方道路公社☆2・日本下水道事業団☆3の工事 2点 但し、現場代理人として従事した経験を評価する場合は上記加算点の1/2とする。
	技術者表彰	平成19年度から平成22年度に元請として完成・引渡し完了した国土交通省近畿地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く。)における表彰の有無	4	左記の表彰があれば各年度毎に1点、複数ある場合は累積する。 ※表彰がある場合は、その内容を様式5-3に記載するものとする。
	継続学習制度(CPD)	各継続学習実施機関の推奨単位数以上の履修実績で評価	1	推奨単位数以上の履修実績があれば1点 ※各機関における継続学習の履修実績の証明書等を様式5-4に添付するものとする

◇改善に係る検討事項

・改善(案)により、加点の対象とするに至った判断要素

→現場代理人は請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締り等を行う受注者の代理人として工事現場への常駐が義務づけられており、併せて技術者としての国家資格等を有することで、一定の現場経験を有しているものとする。

よって、同種工事である当該工事の品質向上に資するものであると判断し、加点の対象とする。但し、評価は監理(主任)技術者として従事した者の1/2とする。

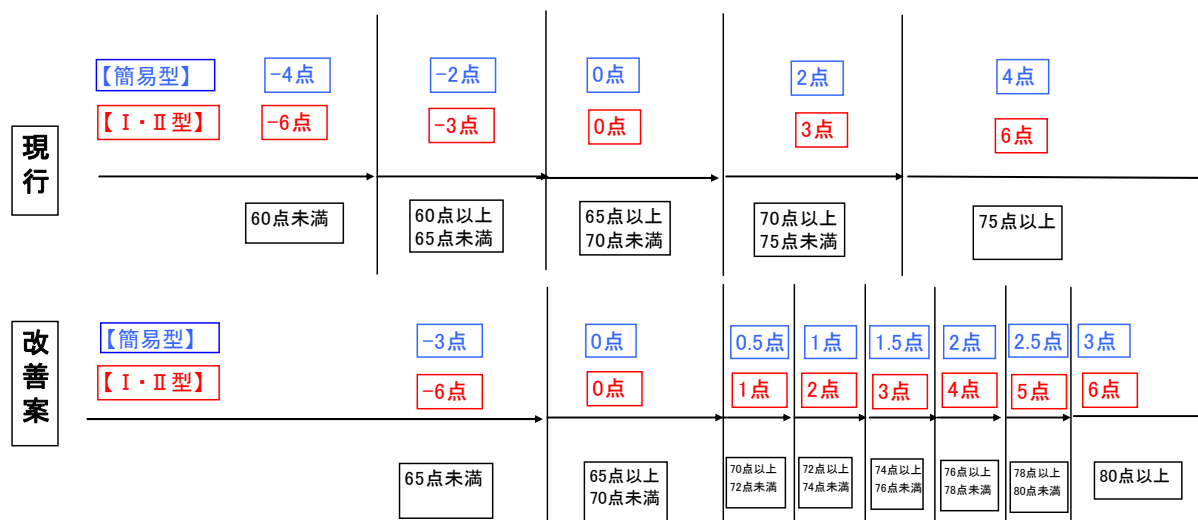
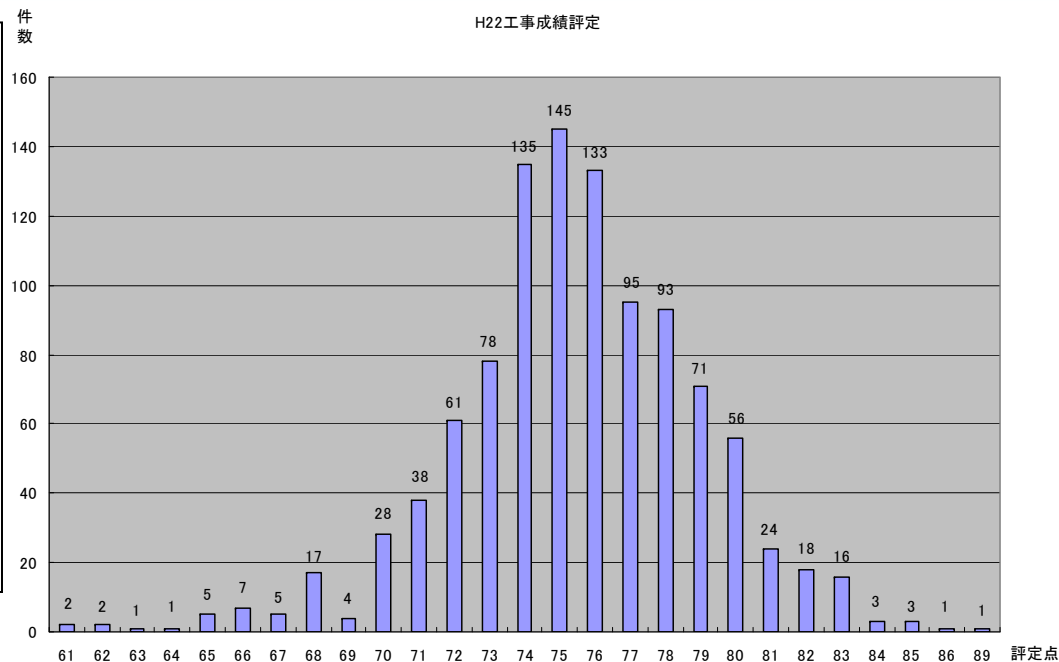


(8) 工事成績評価に係る加算点の見直し

近畿ブロック発注者協議会(第7回幹事会)

課題:H22工事成績評価において、75点を境にピラミッド型の分布をしている。

現行の加算点の評価方法では、75点と76点の1点差で、簡易型では2点、標準I・II型では3点と大きな差が出ているため、工事成績評価がより忠実に反映される評価基準として、配点を細分化する。

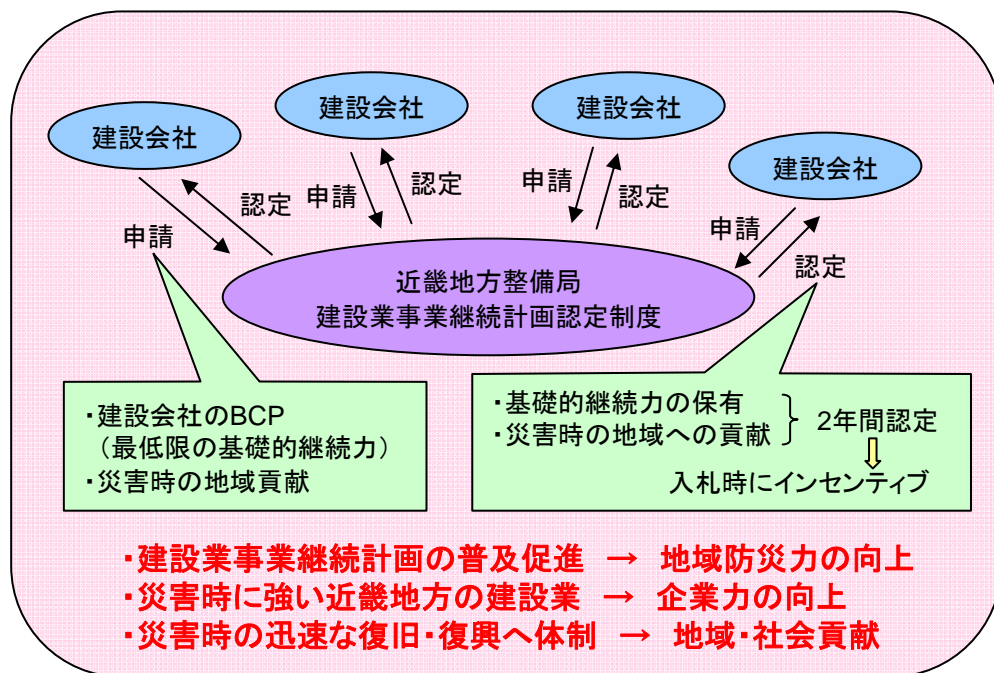




BCP (建設業事業継続計画) 認定制度の評価について

【建設業BCP(事業継続計画)認定制度】

建設会社が備えている基礎的事業継続力を近畿地方整備局が評価し、適合した建設会社に対する認定証の発行および、その建設会社を公表することにより、建設会社における事業継続計画の策定を促進し、近畿地方整備局管内の災害対応の円滑な実施と地域防災力の向上を目的として行う。



認定制度の概要(案)

【申請・認定の対象】

・近畿地方整備局管内に本店、支店、営業所を有する建設会社

【年間の申請・認定】

・認定日より2年間。ただし、認定後の1年以内に訓練実施状況等の報告を義務付け、認定継続の条件とする。

【認定の公表】

・認定証の交付を行うとともに近畿地方整備局HPで公開

【インセンティブ】

・総合評価の地域貢献項目で加点

【実施予定】

・平成24年度認定開始予定

○総合評価における評価内容

「地域・社会貢献」として認定を受けている場合に加点(1点)

- ・競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限までの有効期限を有する認定書を対象とする。
- ・近畿地方整備局災害時事業継続認定委員会(仮称)が交付する「認定証」の写しを添付する。

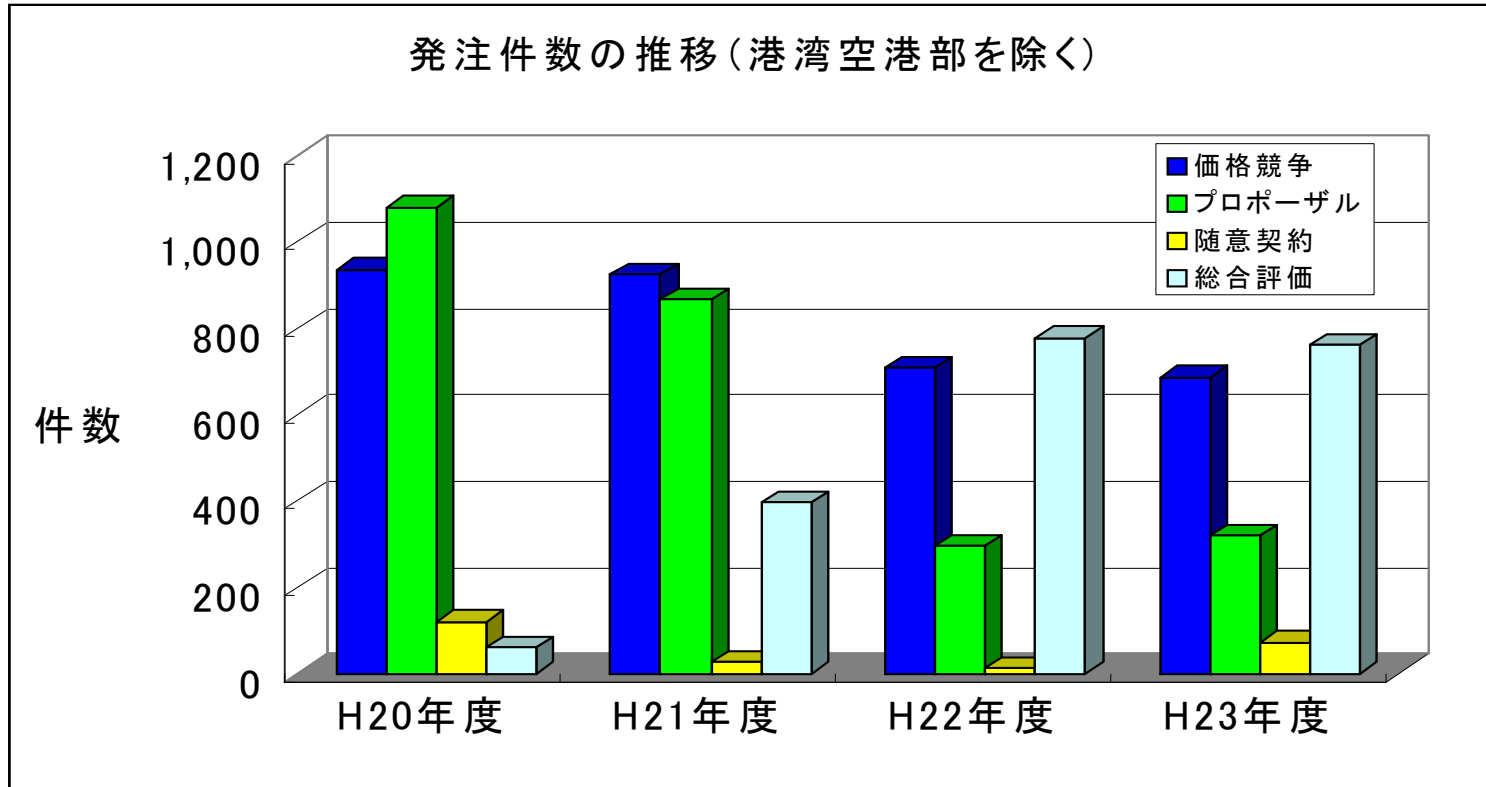
建設コンサルタント業務等における品質確保の対策について



平成24年5月15日



■ 業務発注件数の推移



	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
価格競争	937	923	708	687
プロポーザル	1,081	867	295	318
随意契約	119	26	12	72
総合評価	59	396	777	762
合計	2,196	2,212	1,792	1,839

災害により緊急随
契を行ったことか
ら増加



■ コンサルタント業務の契約方式

業務の落札者の決定

参加者の選定方法

☆公募方式

官側より参加要件を提示し参加希望者を募る
参加希望者から提出された参加表明書により業者を選定

※公募型は官報告示
簡易公募型は新聞公告

☆指名方式

官側において、経営状況・業務成績・誠実性・地域特性等を考慮し業者を選定

入札契約方式

☆価格競争

技術的工夫の余地が少ない業務

○公募型競争入札

○簡易公募型競争入札

・参加表明書により入札参加者を10者選定

・最低価格をもって入札した者と契約

☆価格＋技術 総合評価落札方式

技術的工夫の余地がある業務

・価格評価点＋技術評価点の最も高い者と契約

○指名競争入札

・入札参加者を10者指名

・最低価格をもって入札した者と契約

適用方式なし

☆技術競争

技術力が要求される業務

○公募型プロポーザル

○簡易公募型プロポーザル

・参加表明書により技術提案書提出者を3～5者選定

・技術提案内容のヒアリングにより技術的に最適な者を特定し、随意契約

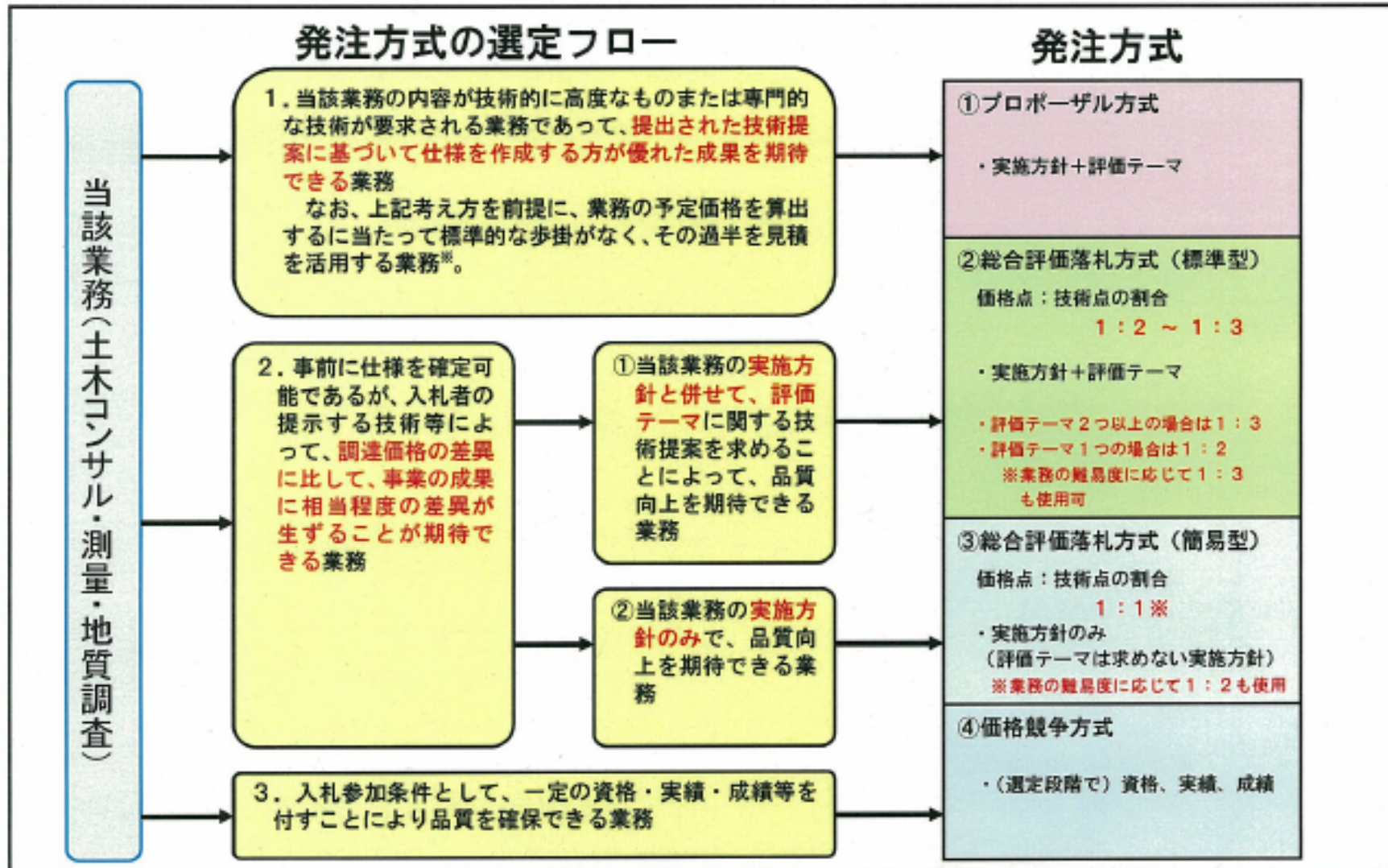
○標準プロポーザル

・選定した5者に対し技術提案書提出を要請

・技術提案内容のヒアリングにより技術的に最適な者を特定し、随意契約



■ 発注方式の選定フロー



※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争入札方式を選定できる



標準的な業務内容に応じた発注方式事例（河川）

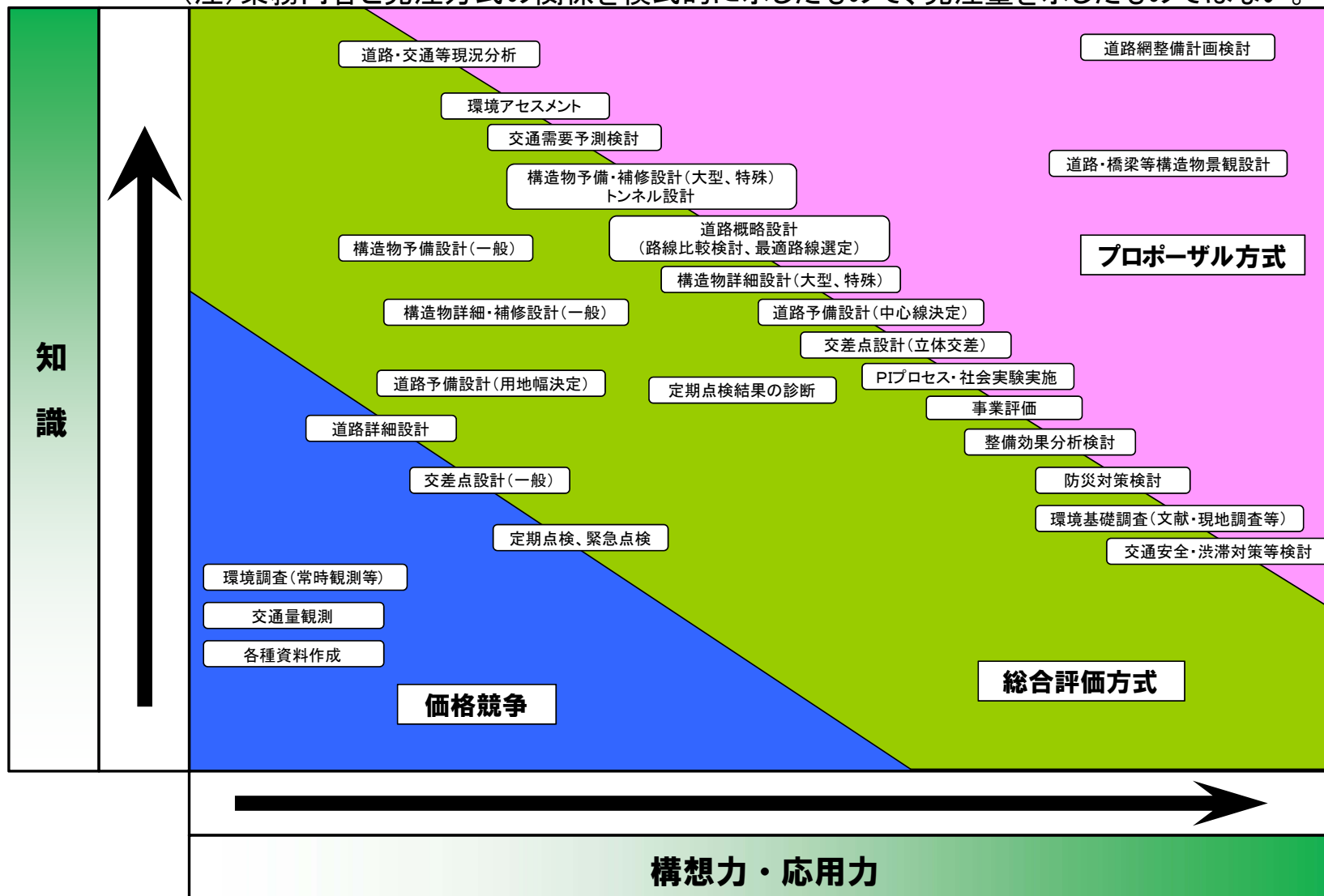
(注)業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。





標準的な業務内容に応じた発注方式事例（道路）

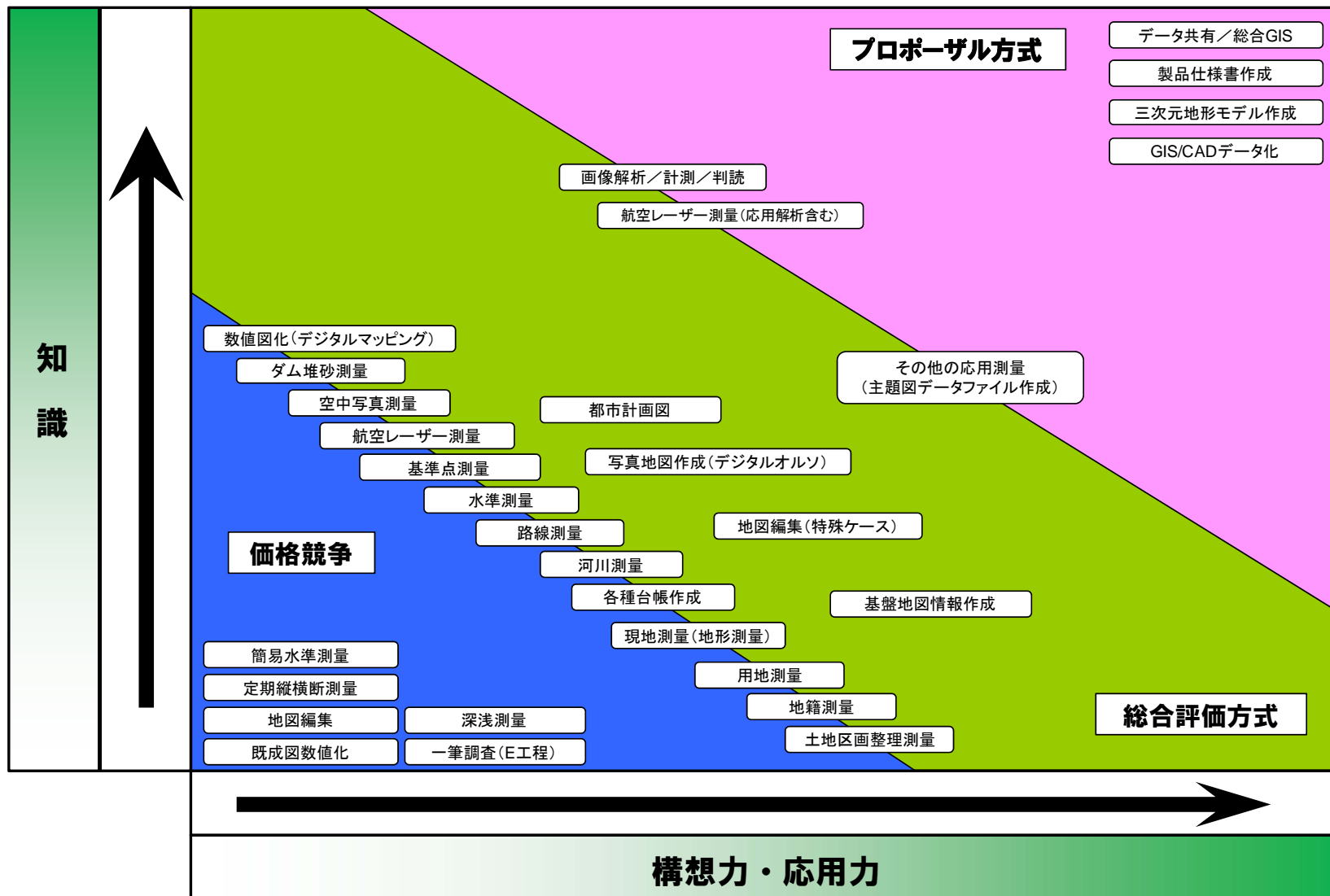
(注) 業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。





標準的な業務内容に応じた発注方式事例（測量）

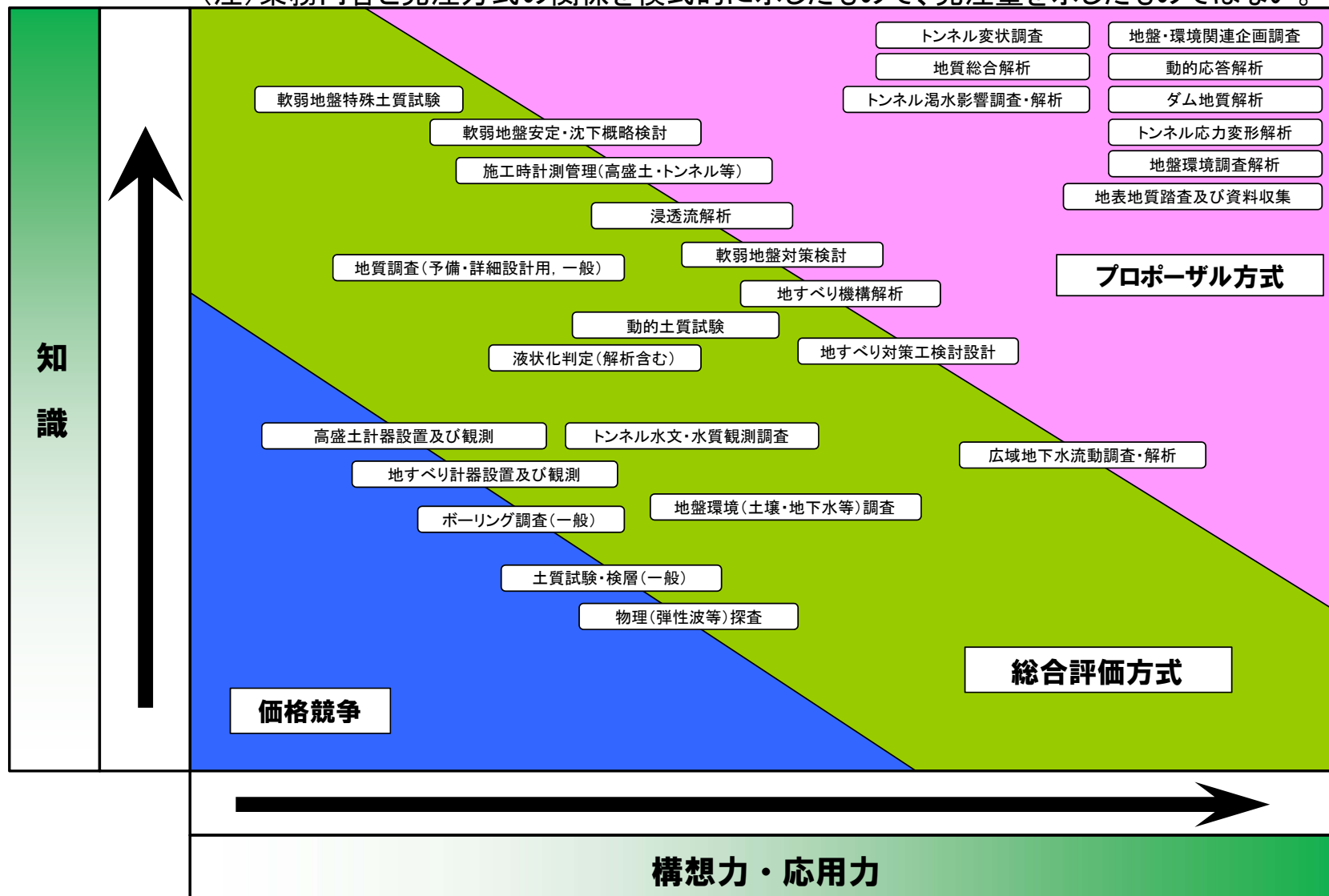
(注)業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。





標準的な業務内容に応じた発注方式事例（地質調査）

(注)業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではありません。





建設コンサルタント業務における技術評価の考え方

選定・指名 段階の技術 評価	プロポーザル方式 総合評価落札方式	企業の資格・実績等	企業の成績・表彰	技術者の資格・実績等	技術者の成績・表彰
		10～15%	25～35%	15～20%	35～45%

↓ 【プロポーザル方式】
3～5者程度を選定 ※同点の場合
はすべて選定

↓ 【総合評価落札方式】
原則10者以上を指名 ※同点の場合
はすべて指名

特定・入札 段階の技術 評価	総合評価落 札方式	標準型	1:3	25%				75%			
				技術者の 資格・実 績等	技術者の成績・ 表彰	実施方針	評価テーマ				
				5～10%	15～20%	12.5～25%	50～62.5%				
				価格点	技術者の 資格・実 績等	技術者の 成績・表 彰	実施方針	評価テーマ			
				5～10%	15～20%	12.5～25%	50～62.5%				
		簡易型	1:1	33%				67%			
価格点	技術者の 資格・実 績等			技術者の 成績・表 彰	実施方針	評価テーマ					
	7.5～15%			18～25.5%	15～30%	37～52%					
				12.5～25%	25～37.5%	50%	50%				
				価格点	技術者の 資格・実 績等	技術者の成績・ 表彰	実施方針				
								12.5～25%	25～37.5%	50%	



■ 総合評価落札方式における落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法としては、**加算方式**を基本とする。

ただし、今回定めた加算方式以外の方法を用いる場合は、財務大臣協議を行う必要がある。

加算方式を採用した理由

- 建設コンサルタント業務等の特徴として、業務成果の良否が建設コストや維持管理コストを大きく左右するため、受注者の技術的能力に重点を置いた選定が必要
- 資材購入や下請による労務調達等の割合が大きい工事に比べて、購入・再委託の割合が小さいため、落札率を下げやすい傾向がある



■ 総合評価落札方式における落札者の決定方法

評価値の算出方法

○評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1 : 1 ~ 1 : 3
(価格評価点 20 ~ 60点 : 技術評価点 60点)

○技術評価点の評価項目例

- ・業務への取組方針 : 業務実施の着目点・実施方針
- ・技術提案 : 評価テーマに対する提案
- ・技術者資格 : 技術者資格及びその専門分野
- ・業務執行技術力 : 同種及び類似の業務実績・業務成績
- ・手持ち業務 : 手持ち業務の金額及び件数

○価格評価点 = $20 \sim 60 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

○技術評価点 = $60 \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$



■ 総合評価落札方式「履行確実性」を加えた技術評価

◆ 総合評価の低入業務においては業務成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、技術提案の内容が適正に履行されないおそれ

◆ 当分の間、技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えた技術評価を実施

※建設コンサルタント業務等における総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行について(平成22年4月27日国土交通省大臣官房地方課長・技術調査課長・官庁営繕部整備課長通達)

◆ 適用開始日 平成22年6月21日

◆ 対象業務

● 平成22年度

予定価格が2千万円を超える業務

● 平成23年度以降

予定価格が1千万円を超える業務

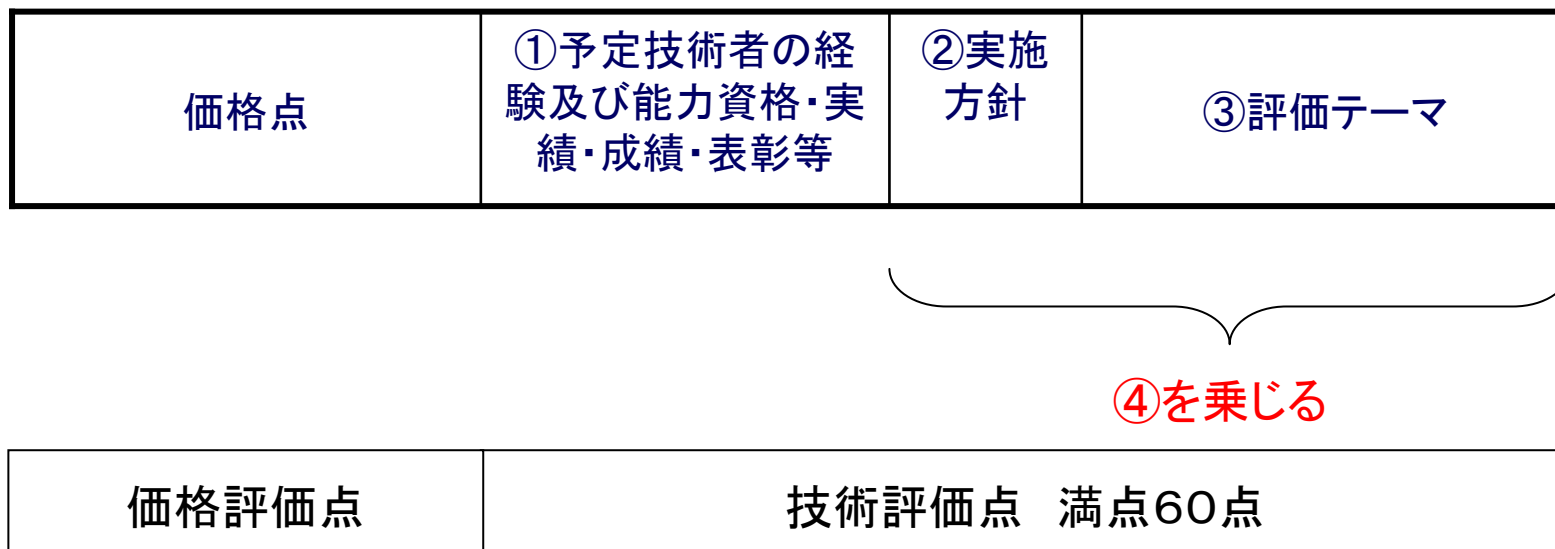


■ 総合評価落札方式「履行確実性」を加えた技術評価試行

◆ 技術評価点の算出方法

- ① 予定技術者の経験及び能力
- ② 実施方針など
- ③ 評価テーマに対する技術提案
- ④ 技術提案の履行確実性度 (5段階評価 1.00、0.75、0.50、0.25、0.00)

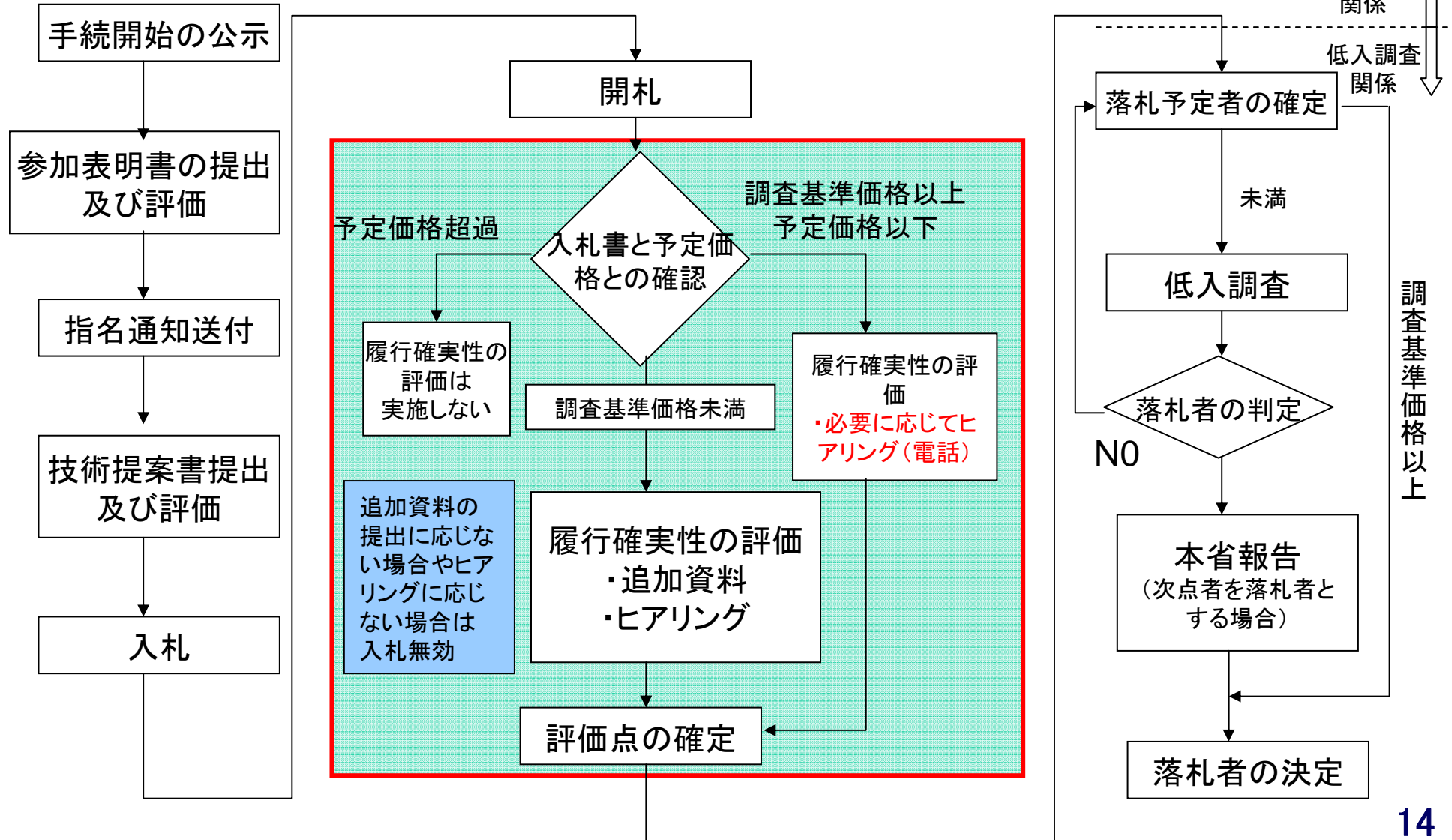
技術評価点 = 技術評価点の配点(60点) × (① + (② + ③) × ④) / (技術評価のウエイトの合計)





■ 総合評価落札方式「履行確実性」を加えた技術評価試行

審査・評価フロー





■ 平成22年度及び平成23年度の履行確実性評価の実施状況

●平成22年度

対象件数*1	うち審査対象 業務数*2	審査対象 会社数	うち辞退	うち審査実施	うち落札者
					0
104件	44件	123社	117社	6社 (6件)	0

*1 総合評価落札方式で予定価格が2千万円を超える業務

*2 調査基準価格以下の応札があり資料提出を要請した業務

●平成23年度(1月末までに契約した業務)

対象件数*1	うち審査対象 業務数*2	審査対象 会社数	うち辞退	うち審査実施	うち落札者
					0
514件	127件	221社	198社	20社 (23件)	0

*1 総合評価落札方式で予定価格が1千万円を超える業務。但し、平成23年3月31日までに入札手続きを開始した業務は2千万円を超える業務。

*2 調査基準価格以下の応札があり資料提出を要請した業務

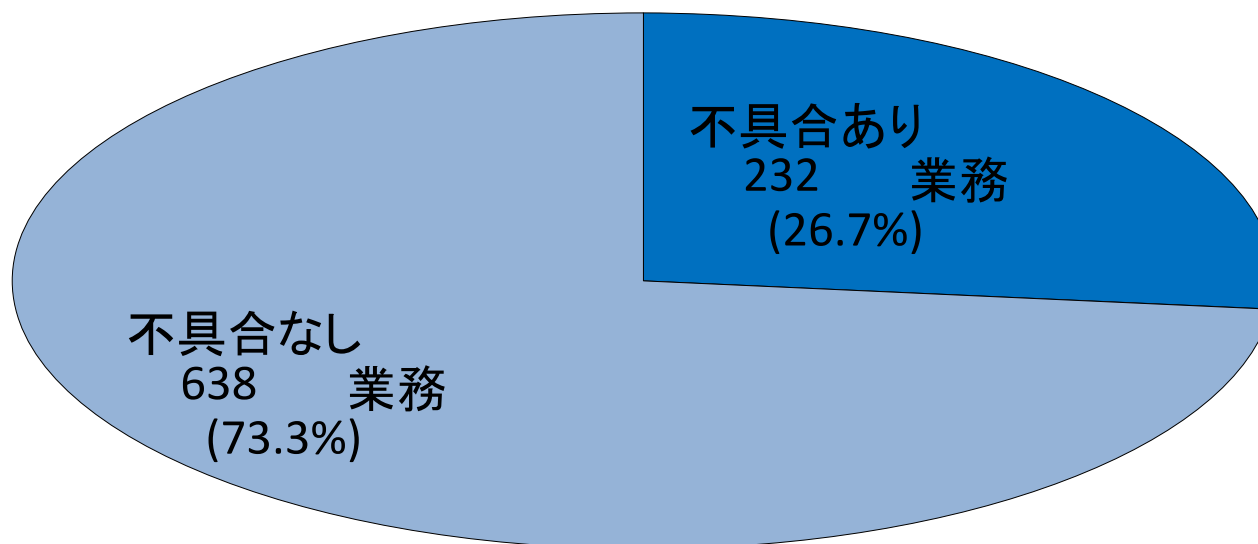


■ 三者会議で発覚した設計の不具合

国土交通省が発注した土木工事で開催した三者会議*1において発覚した設計成果の不具合について実施した調査結果では、構造物に影響が発生する不具合*2が発覚した設計業務の割合は26.7%となっている。

*1 三者会議：発注者、設計者、施工者の三者が設計思想の伝達及び情報共有を図る会議

*2 語句の修正等、施工される構造物に影響のない部分の修正は除く



【調査概要】

対象：平成22年度上半期に三者会議を実施した土木工事に関する設計業務

有効回答：870業務

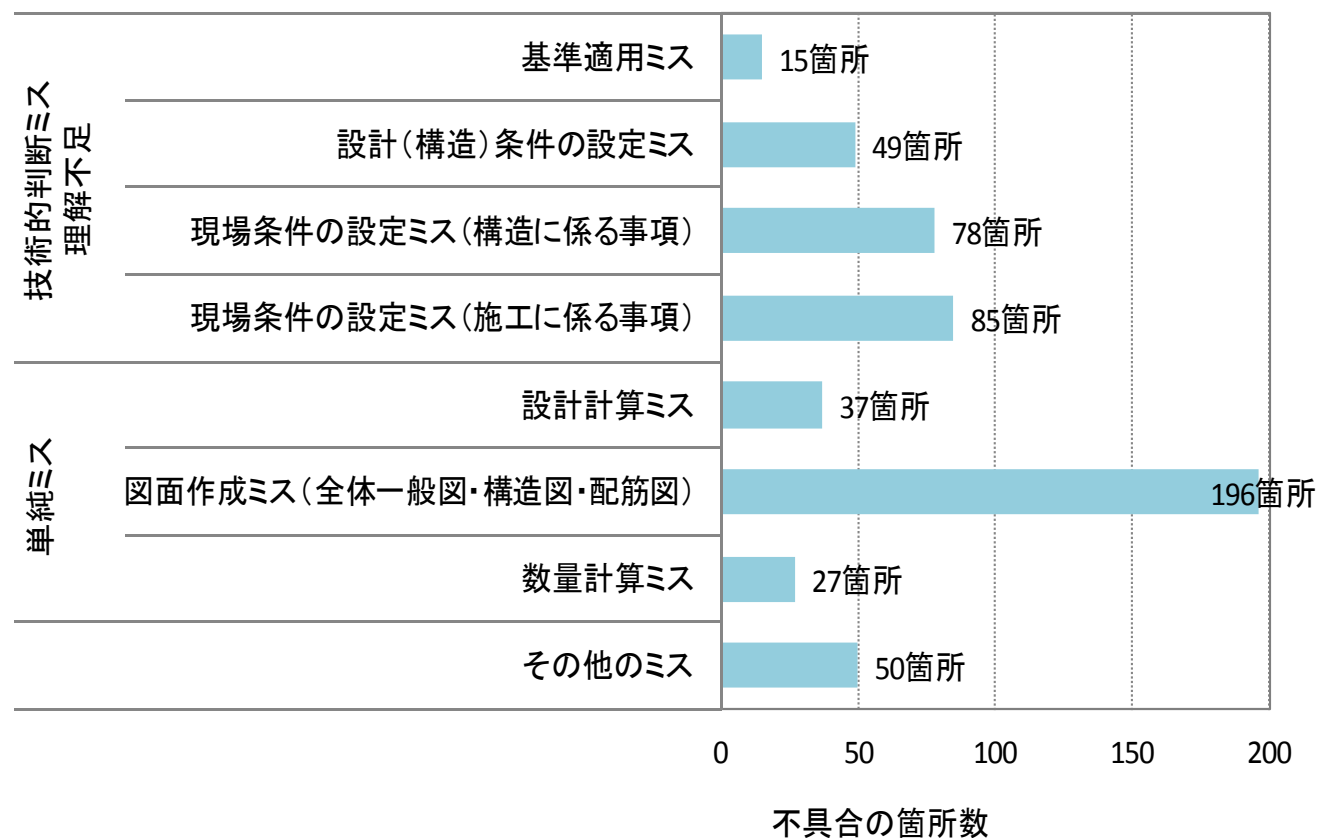
(うち、不具合が発覚した設計業務は232業務。発覚した不具合の箇所は537箇所)



■ 三者会議で発覚した設計の不具合（分類）

発覚した不具合の分類について実施した調査結果では、発覚した不具合のうち、半数が「図面作成ミス」等の単純ミスとなっている。次いで、「現場条件の設定ミス」が多く発生している。

(不具合が発覚した設計業務232業務における不具合 537箇所)

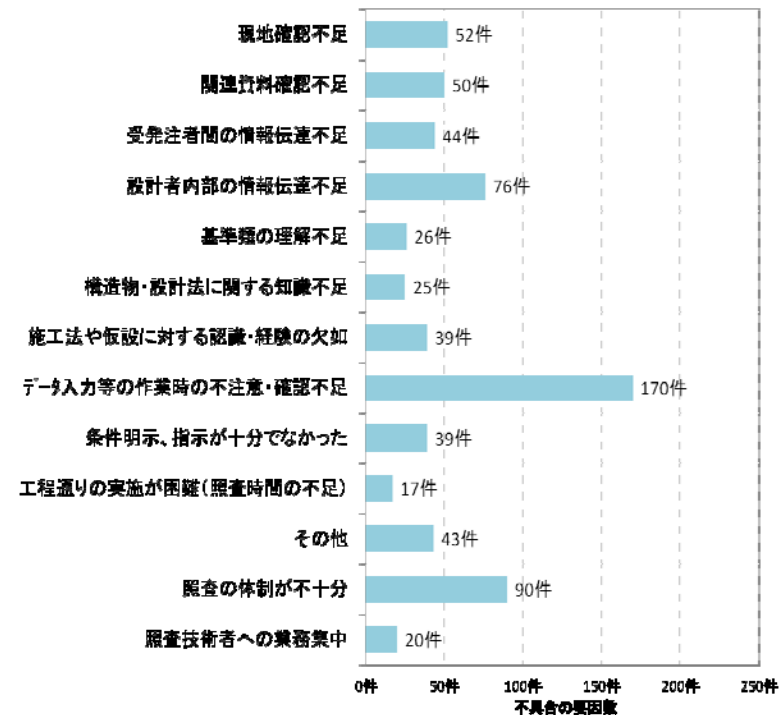
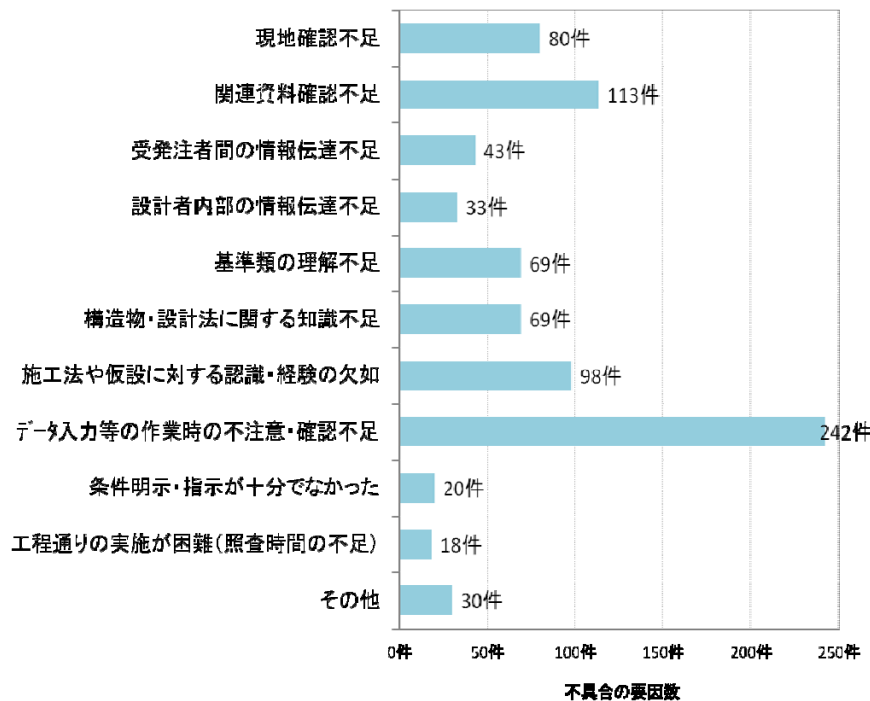




三者会議で発覚した設計の不具合（要因）

発覚した不具合の主な要因について、受発注者それぞれに実施したアンケート調査結果（複数回答）では、両者ともに「データ入力等の作業時の不注意・確認不足」といった基本的な要因が最も多い回答となっている。また、受注者アンケートにおいて「照査の体制が不十分」との回答が次いで多く挙がっている。

（不具合が発覚した設計業務232業務における不具合537箇所を対象に発生した要因を調査）
〔発注者アンケート〕



注：1箇所の不具合につき、最大3件まで要因を複数回答



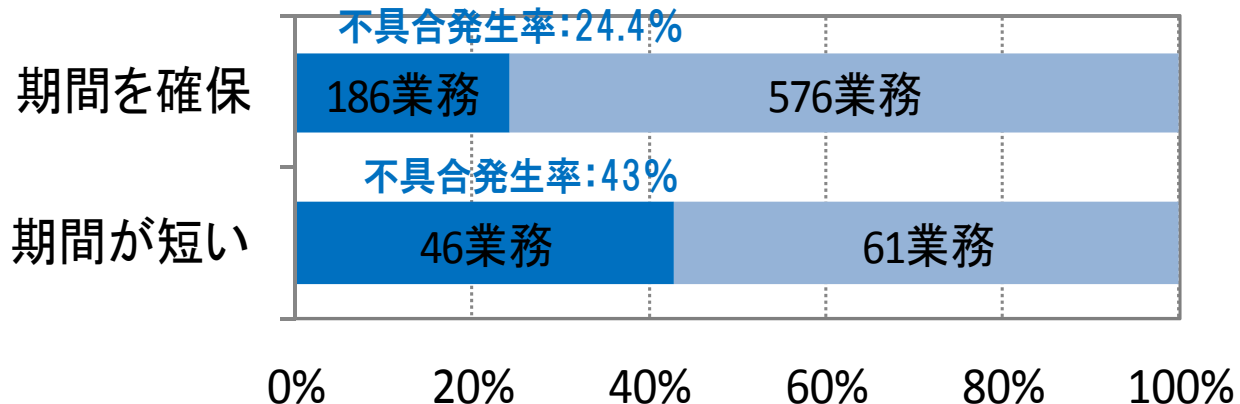
■三者会議で発覚した設計の不具合

積算基準で算定される設計業務の履行期間と比較して、「履行期間を確保」している業務において発生した不具合の割合は24.4%であり、「履行期間が短い」業務では43.0%となっており、履行期間が短い設計業務において、比較的多く不具合が発生している。

【履行期間による不具合】

(三者会議を実施した土木工事に関する設計業務 870業務)

■ 不具合あり ■ 不具合なし



不具合の発生状況の内訳

※未回答の1業務を除く

設計業務の履行期間は、「設計業務等積算基準書（参考資料）」に基づき、工種、業務価格等から算定された期間



■ 設計成果の品質向上に向けた取り組み

1. 設計業務における受発注者のコミュニケーション円滑化に係る取り組み(平成23年6月3日通知)

- ①受発注者での合同現地調査の実施
- ②業務スケジュール管理表の活用
- ③ワンデーレスポンスの実施

2. 設計業務における照査の確実な実施に係る取り組み(平成24年1月30日通知)

- ①必要な履行期間確保の徹底
- ②受注者による確実な照査の実施(平成24年2月20日以降の公示から)
 - ・業務スケジュール管理表へ照査期間の明記
 - ・照査技術者による照査報告

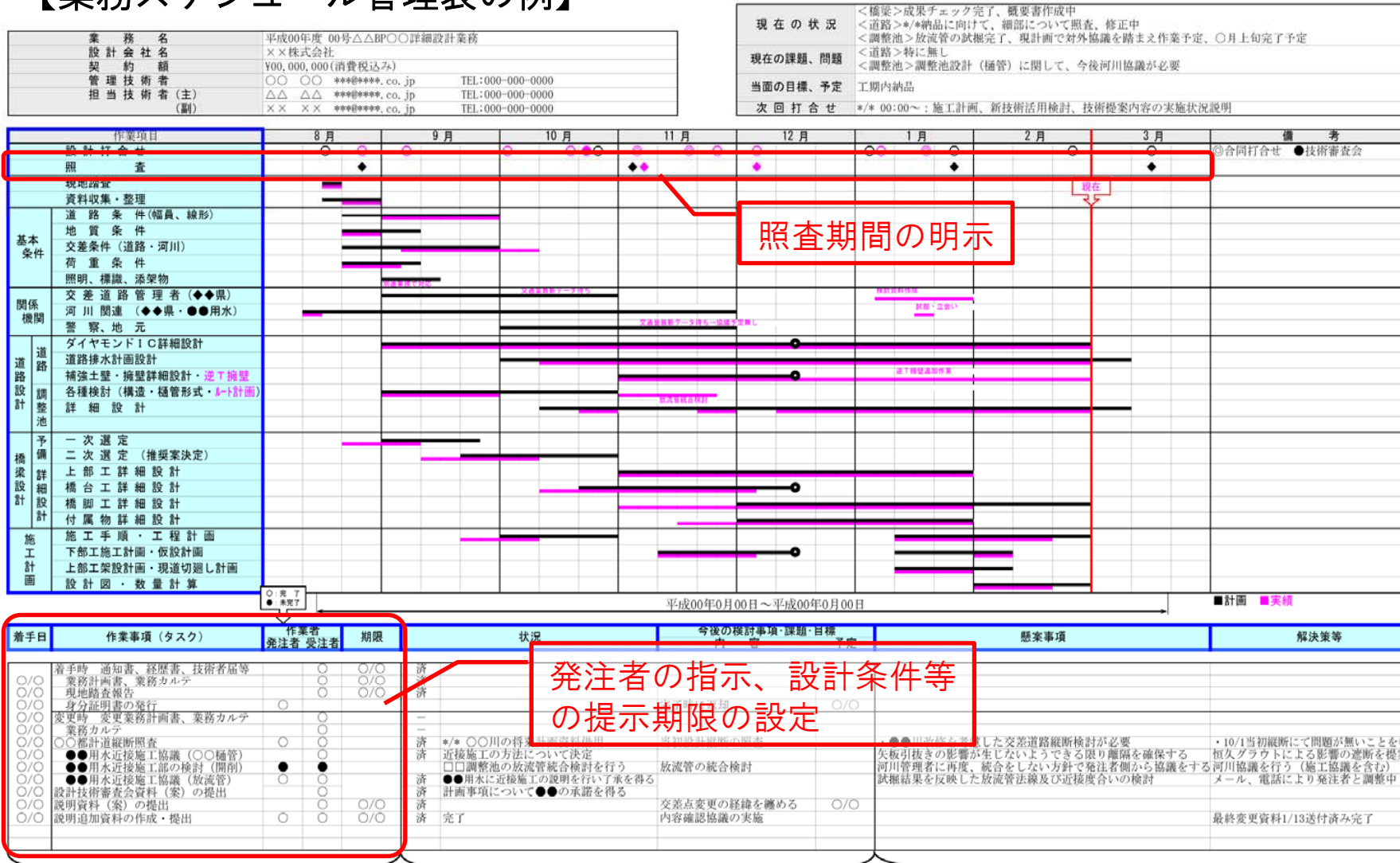


建設コンサルタント業務等における品質確保の対策について

近畿ブロック発注者協議会
(第7回幹事会)

受発注者による業務のスケジュール管理

【業務スケジュール管理表の例】



着手日	作業事項(タスク)	作業者 発注者 受注者	期限	状況	今後の検討事項・課題・目標	懸案事項	解決策等
〇/〇	着手時 通知書、経歴書、技術者届等	〇 〇/〇	〇/〇	済			
〇/〇	業務計画書、業務カルテ	〇 〇/〇	〇/〇	済			
〇/〇	現地踏査報告	〇 〇/〇	〇/〇	済			
〇/〇	身分証明書の発行	〇 〇/〇	〇/〇	済			
〇/〇	変更時 変更業務計画書、業務カルテ	〇 〇/〇	〇/〇	済			
〇/〇	業務カルテ	〇 〇/〇	〇/〇	済			
〇/〇	〇〇都計道縦断照査	〇 〇/〇	〇/〇	済	*/* 〇〇川の将来計画(河川改修)の調査	●●川を流す必要とした交差道路縦断検討が必要	・10/1当初縦断にて問題が無いことを報告
〇/〇	●●用水近接施工協議(〇〇極管)	● ●	●/●	済	近接施工の方法について決定	矢板引抜きの影響が生じないようできる限り離隔を確保する	恒久グラウトによる影響の遮断を提案
〇/〇	●●用水近接施工部の検討(開削)	● ●	●/●	済	□□調整池の放流管統合検討を行う	放流管の統合検討	河川管理者に再度、統合をしない方針で発注者側から協議をする
〇/〇	●●用水近接施工協議(放流管)	〇 〇/〇	〇/〇	済	●●用水に近接施工の説明を行った承を得る		河川協議を行う(施工協議を含む)
〇/〇	設計技術審査会資料(案)の提出	〇 〇/〇	〇/〇	済	計画事項について●●の承諾を得る		試掘結果を反映した放流管法線及び近接度合いの検討
〇/〇	説明資料(案)の提出	〇 〇/〇	〇/〇	済		交差点変更の経緯を纏める	メール、電話により発注者と調整中
〇/〇	説明追加資料の作成・提出	〇 〇/〇	〇/〇	済	完了	内容確認協議の実施	最終変更資料1/13送付済み完了

発注者の指示、設計条件等の提示期限の設定

○必要な作業事項、作業者、期限等を明確化する。

○作業事項毎に「状況」や「今後の作業や検討事項」をあらかじめ抽出する。

○懸案事項、解決策を記載し受発注者の情報共有を図る。



■ 設計便覧（案）の改訂

平成24年4月から
設計便覧（案）の改訂版の運用を開始しました。

改訂版は、近畿地方整備局のホームページに掲載しています。

<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/index.php> 又は
<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/gijyutu/gizyutu.html>

上位基準の改正等に伴う不整合箇所の解消や前回改訂後に明らかとなった要修正箇所等の改訂を行いました。

また、根拠となる上位基準を記載する等の利便性の向上も図りました。



設計便覧(案)の改訂(利便性の向上)

b. 設計に用いる河床高(「災害復旧工事の設計要領」参照)

(a) 自立矢板護岸

(図-イ) 根固め工のない場合は、洗掘を考えた設計地盤から護岸基礎天端までの壁高とする。

(図-ロ) 堅固な層積みの根固め工がある場合は、根固め工の天端から護岸基礎天端までの壁高とする。

(図-ハ) 鋼矢板の前面に根固め工を併用する場合は、根固め工の高さの1/2程度を受動土圧として有効と考え設計河床と仮定する。

(b) 控式矢板護岸

(図-ニ) 根固め工(乱積み)の断面が大きい場合は、根固め工の高さ1/2を設計地盤高と考える。(主に堤防護岸)

(図-ヒ) 根固め工(乱積み)の断面が小さい場合は、河床からとし根固めブロックを過載荷重(空隙率や水中重量を考慮する)とし、河床の受動土圧に考慮して矢板を設計する。(主に堤防護岸)

(図-ヘ) 層積みの根固め工がある場合は、根固め工の天端から壁高をとる。

図 2-13 設計壁高の考え方

c. 設計荷重

鋼矢板護岸の設計には設計荷重として、自重、土圧、残留水圧、地震時慣性力、護岸背面上の載荷重を考慮するものとする。

d. 継手効率

護岸用鋼矢板の継手効率は、「例規集 2.10 護岸鋼矢板の継手効率について」(昭和57年5月31日事務連絡)によるものとする。

e. 安全度照査

(a) 許容応力度

河川構造物に鋼矢板を使用する場合(仮設を除く)には、原則として JIS A 5523 SW295 若しくは SW390 を用いるものとする。鋼矢板およびタイ材の許容応力度は、「設計便覧(案) 第1編土木工事共通編」の値を参照すること。

(b) 杭頭変位量

杭頭変位は、常時50mmを標準とする。

地震時については「河川構造物の耐震性能照査指針(案)同解説」に準ずるものとし、レベル1地震動に対する変位としては70mm、レベル2地震動に対しては矢板の変位に伴う地震後の堤防高が耐震性能の照査において考慮する外水位を下回らないものとする。

出典: [b.]
平成23年版 災害復旧工事の設計要領
2-8(H23.7)P942
一部加筆

出典: [e. (b)]
平成23年版 災害復旧工事の設計要領
2-8(H23.7)P968
出典: [e. (b)]
河川構造物の耐震性能照査指針(案)同解説 III (H19.3)P11
一部加筆

本文右欄に出典名等を記載

(6) 橋脚架け違いは上部構造形状に対応するものとし、橋脚には段差を設けないこととする。やむを得ず段差を設ける場合は、担当課と協議の上、十分に検討を行うこと。

図 7-2-34 橋脚架け違い部

(7) 橋梁支点部の延命化対策

近畿地整管内の橋梁点検結果を受け、橋梁支点部における伸縮装置からの漏水に起因した支木の腐傷や鋼主桁の腐食が多数発生している。これらの相俵は、橋梁本体の寿命を縮める要因となることから、以下に示す延命化対策を行うものとする。

チェックリストを参照し、以下の対策がとれない場合は、別途担当課と協議すること。

(a) 橋座面の止水防止対策

橋座面には排水勾配を設置する。さらに、排水溝と配水管を設置する。

(b) 桁端部の湿潤防止対策

支承台座を高くとり、漏水の排水性・通気性を向上させる。

(c) 維持管理の作業空間対策

パフベットの桁端部との空間、桁端部同士の間を確保し、支継交換作業等の作業性を向上させる。

図 7-2-35 橋梁支点部の延命化対策

出典: 事務連絡(平成21年3月31日)道路工事課長「橋梁新設時における橋梁支点部の延命化対策の実施について」



■ 設計点検チェックシートの改訂

設計便覧(案)の改訂版と併せて、平成24年4月から設計点検チェックシートの改訂版の運用を開始しました。

改訂版は、近畿地方整備局のホームページに掲載しています。

<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/index.php> 又は
<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/gijyutu/gizyutu.html>

設計点検チェックシートは、設計ミスの防止を目的として、受注者による設計チェックのツールとして平成20年11月から運用しています。

現在、道路関連(橋梁構造物)が107工種、道路関連(土木構造物)が48工種、河川関連が12工種の設計点検チェックシートを運用しています。

今回の改訂では、設計点検業務で設計ミスの多かった箇所について、「**要注意箇所を着色により注意喚起する**」とともに「**チェックポイントボックスの追加**」を行いました。併せて、「**要注意箇所(着色箇所)に該当するミス内容の一覧**」及び記載ミス防止のために「**記入例**」を添付することとしました。



設計点検チェックシートの改訂

120-410

設計業務等のチェックシート

【欄目 4/8】		構造形式等								
種別	形状	項目	種別	単位	示方書等の規定	業務での採用値	備考	判定	計測項目	計測結果
実施工		構造	—	—	自立構造とし 本体と分離 し型or壁工型					
		高さ	m	計画階防断面 に合致	H=	m				
		範囲(L)	m	計画階防断面 以上の範囲	L=	m				
		高さ(L1)	m	取水通路の取 りより1.0m以上 幅延距離-1.0m 以内の範囲	L1=	m				
遮水工		設置箇所数	箇所	1箇所以上						
		高さ	m	高さ1.0m以上						
管理橋		幅員	m	1.0m以上	B=	m				
		スパン	m	基本は1スパン 間仕切りを付す	L=	m				
取付け護岸工		設置高さ	m	1.5m以上						
		防備及び備	m	1.5m以上						

欄目別チェックポイントボックス-1

- 基礎地盤の性状は、当該箇所の地質調査データだけでなく、周辺地盤の地質データも含めて総合的に判断されているか。
- 総合的な地盤性状の評価に基づき、地盤のモデル化が行われているか。
- 欄目設置位置は妥否か。
- 両体の断面は、水路の計画流量および形状、余裕高さ等を考慮して決定されているか。
- 本体長は、堤防断面をできるだけ切り込まないように決定しているか。
(必要最小限の切り込みとは、両体頂部の天端から胸壁の天端までの高さを1.5m以下にすることであり胸壁が護岸の基礎として機能することを考慮して、0.5m程度とすることが望ましい)
- 橋ぎ手は、水密性と必要な可とう性を確保し、耐久性・施工性に配慮した構造となっているか。
- 両体端部(コンクリート構造)は、部材厚を増やして補強するのが望ましいが、これを行っているか。
- ゲートの管理に必要な高さとして、引上げ余裕高さ(0.5m程度)を考慮しているか。
- 翼壁は、堤防または堤脚の保護のため、原則として堤防断面以上まで設置しているか。
- 管理橋下の堤防のり面は、管理橋断面幅部から45°線とHRLとの交点以上の範囲(上開断面)に取付け護岸工が設置しているか。

チェックポイントボックスの追加

120-411

設計業務等のチェックシート

【欄目 5/8】		設計条件・応力度等										
種別	項目	種別	単位	示方書等の規定	業務での採用値	備考	判定	計測項目	計測結果			
部材の設計条件	許容応力度	躯体土(水中)	kN/m ³	17~20 (8~19)								
		鉄筋コンクリート	kN/m ³	24.5								
		水重量	kN/m ³	10								
		設計基準強度	N/mm ²	24								
		引張	N/mm ²	8 (16)								
		圧縮	N/mm ²	10								
		せん断	N/mm ²	12								
		せん断	N/mm ²	0.39								
		せん断	N/mm ²	0.48								
		せん断	N/mm ²	0.58								
断面	縦方向の調査	頂部	必要鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使用主鉄筋	使用配筋筋	鉄筋引張 σs (N/mm ²)	Co/ECo (N/mm ²)	Co/E入断 σs/Ea (N/mm ²)	判定	計測項目	計測結果
		側面	必要鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使用主鉄筋	使用配筋筋	鉄筋引張 σs (N/mm ²)	Co/ECo (N/mm ²)	Co/E入断 σs/Ea (N/mm ²)			
		底面	必要鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使用主鉄筋	使用配筋筋	鉄筋引張 σs (N/mm ²)	Co/ECo (N/mm ²)	Co/E入断 σs/Ea (N/mm ²)			
		頂部	必要鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使用主鉄筋	使用配筋筋	鉄筋引張 σs (N/mm ²)	Co/ECo (N/mm ²)	Co/E入断 σs/Ea (N/mm ²)			
		側面	必要鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使用主鉄筋	使用配筋筋	鉄筋引張 σs (N/mm ²)	Co/ECo (N/mm ²)	Co/E入断 σs/Ea (N/mm ²)			
		底面	必要鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使用主鉄筋	使用配筋筋	鉄筋引張 σs (N/mm ²)	Co/ECo (N/mm ²)	Co/E入断 σs/Ea (N/mm ²)			
		頂部	必要鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使用主鉄筋	使用配筋筋	鉄筋引張 σs (N/mm ²)	Co/ECo (N/mm ²)	Co/E入断 σs/Ea (N/mm ²)			
		側面	必要鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使用主鉄筋	使用配筋筋	鉄筋引張 σs (N/mm ²)	Co/ECo (N/mm ²)	Co/E入断 σs/Ea (N/mm ²)			
		底面	必要鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使用主鉄筋	使用配筋筋	鉄筋引張 σs (N/mm ²)	Co/ECo (N/mm ²)	Co/E入断 σs/Ea (N/mm ²)			
		底面	必要鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使用主鉄筋	使用配筋筋	鉄筋引張 σs (N/mm ²)	Co/ECo (N/mm ²)	Co/E入断 σs/Ea (N/mm ²)			
実工	断面	頂部	必要鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使用主鉄筋	使用配筋筋	鉄筋引張 σs (N/mm ²)	Co/ECo (N/mm ²)	Co/E入断 σs/Ea (N/mm ²)	判定	計測項目	計測結果
		側面	必要鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使用主鉄筋	使用配筋筋	鉄筋引張 σs (N/mm ²)	Co/ECo (N/mm ²)	Co/E入断 σs/Ea (N/mm ²)			
		底面	必要鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使用主鉄筋	使用配筋筋	鉄筋引張 σs (N/mm ²)	Co/ECo (N/mm ²)	Co/E入断 σs/Ea (N/mm ²)			
		頂部	必要鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使用主鉄筋	使用配筋筋	鉄筋引張 σs (N/mm ²)	Co/ECo (N/mm ²)	Co/E入断 σs/Ea (N/mm ²)			
		側面	必要鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使用主鉄筋	使用配筋筋	鉄筋引張 σs (N/mm ²)	Co/ECo (N/mm ²)	Co/E入断 σs/Ea (N/mm ²)			
		底面	必要鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使用主鉄筋	使用配筋筋	鉄筋引張 σs (N/mm ²)	Co/ECo (N/mm ²)	Co/E入断 σs/Ea (N/mm ²)			
		頂部	必要鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使用主鉄筋	使用配筋筋	鉄筋引張 σs (N/mm ²)	Co/ECo (N/mm ²)	Co/E入断 σs/Ea (N/mm ²)			
		側面	必要鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使用主鉄筋	使用配筋筋	鉄筋引張 σs (N/mm ²)	Co/ECo (N/mm ²)	Co/E入断 σs/Ea (N/mm ²)			
		底面	必要鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使用主鉄筋	使用配筋筋	鉄筋引張 σs (N/mm ²)	Co/ECo (N/mm ²)	Co/E入断 σs/Ea (N/mm ²)			
		底面	必要鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使用主鉄筋	使用配筋筋	鉄筋引張 σs (N/mm ²)	Co/ECo (N/mm ²)	Co/E入断 σs/Ea (N/mm ²)			

ミスが多かった箇所を着色



■ 設計点検チェックシートの改訂

設計ミス内容一覧表【河川関連】

ファイル番号	ファイル名	設計点検チェックシートの項目			ミス内容
		シート名	セル	項目	
H24-W10	橋門	橋門5	W7	単位体積重量	<p>改良ボックスカルバートの設計で、支持地盤の単位体積重量が地下水を考慮した水中の値となっていない。</p> <p>土の単位体積重量が、上流側橋門と下流側橋門で異なり、その設定根拠が不明確。</p> <p>土の単位体積重量が標準設計の値と異なっている。</p>
		橋門4	AH28	運水工	<p>水平方向の湧き出る材料で、地層を柔らかい粘土として計算しているが、躯体側面には砂礫または砂の層が分布しており、また、埋戻土・擁壁側土も躯体側面に施工される。安全側を考えれば、砂礫又は砂、若しくは埋戻土の加重クリップを考慮すべき。</p>
H24-W30	護岸	護岸工	AB45	擁壁土の力学的安定性の調査	<p>運水工の擁壁工が設計図面と不一致。</p> <p>運水工流出部の護岸工が報告書では標準ブロックの採用となっているが、設計図面に記載されているのは保脚ブロックとなっている。</p>
			AB22	橋脚土の力学的安定性の調査	<p>橋脚土の力学的安定性の調査結果が設計図面に記載されていない。</p> <p>護岸工の埋入れ高さの決定根拠不明。</p> <p>護岸工の埋入れ高さの決定根拠として、報告書に記載されている埋入れ高さを考慮して決定すること。</p> <p>護岸工の埋入れ高さの決定根拠として、報告書に記載されている埋入れ高さを考慮して決定すること。</p> <p>区別護岸基礎の埋入れが不足している。</p>
			AB24	標準河床	<p>道路関連(土工構造物)、道路関連(橋梁構造物)、河川関連ごと</p> <p>標準河床の設計が設計図面に記載されていない。</p> <p>標準河床の設計が設計図面に記載されていない。</p> <p>護岸工の天端高さが曲線部のブロック勾配の関数を考慮して計算されていない。</p> <p>また、護岸工の基礎延長に埋入れ高さが考慮されていない。</p> <p>護岸工(ブロック型)の標準断面図を記載のこと。軟弱部埋戻し等のパーラインについても記載のこと。</p>
			AB16	代表流速 V_d の算出	<p>護岸の力学設計に基づく安全計算において、代表流速・設計水深の根拠が不明。</p>
H24-W40	砂防入ん境	砂防入ん境	X17	水満し部	<p>断面壁の水満し断面が設計基準と不適合。</p> <p>断面壁の水満し断面は基準によれば本環境の断面と同一と規定されているが、本設計においては下流の取り付け水路断面に一致させているのは基準に不適合である。</p>
		砂防入ん境1	X25	数値誤差	<p>護岸のコンクリート単位体積重量が間違っている。</p>
		砂防入ん境2,3	W17	擁体の埋入れ	<p>軟弱(DM~CL層)に対して安定計算では軟弱の条件としているが、埋入れでは土砂強いとしており、整合がとれていない。</p>
W37	閉鎖		<p>併置工前岸の工事前岸側の埋戻し法面に対して擁壁工が計画されていない。</p> <p>法面崩壊等を防止するため負戻土による埋戻しを行い、擁壁工を施工すること。</p> <p>床面工正断面図の法勾配記載なし。</p> <p>階段及び水路の設置するために地山を大きく開削しているが、両サイドの切土法面について法面保護工が施されていない。</p> <p>法面の崩壊を防止するための擁壁工を施工すること。一般的には種子吹き付け工、張り芝等が適する。</p>		

**着色箇所に対応した設計ミス
内容一覧の添付**



建設コンサルタント業務等における品質確保の対策について

近畿ブロック発注者協議会
(第7回幹事会)

設計点検チェックシートの改訂

SD-410

設計業務等のチェックシート

【編目 5/8】		設計条件・耐力層等				判定		
項目	細別	単位	示方書等の規定	業務での採用値	備考	判定	計算書頁	
部材の設計条件	単位体積重量	躯体土(水中)	kN/m ³	17~20 (18~19)	18.8(19.8)		F18	
	コンクリート	躯体コンクリート	kN/m ³	24.5	24.5		F18	
		水重量	kN/m ³	10	10		F18	
	許容応力度	設計基準強度	N/mm ²	24	24		F18	
		圧縮	常時	N/mm ²	8.0(8)	8.0(8)	(1) 断面ハンチ無効	F18
			地震時	N/mm ²	10	10		F18
		せん断	常時	N/mm ²	0.39	0.39		F18
			地震時	N/mm ²	0.48	0.48		F18
		鉄筋の規格	常時	N/mm ²	0.58	0.58		F18
			地震時	N/mm ²	0.68	0.68		F18
		引張	常時	N/mm ²	180/(180)	180/(180)		F18
			地震時	N/mm ²	200/(225)	200/(225)		F18
		繰り手許応力	N/mm ²	200	200		F18	

SD-411

設計業務等のチェックシート

【編目 6/8】		耐力層等							判定					
項目	位置	必要鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使用主鉄筋	使用配筋筋	鉄筋引張 (N/mm ²)	Co圧縮 (N/mm ²)	Coせん断 (N/mm ²)	判定	計算書頁				
											単位	常時	地震時	備考
											mm	mm	mm	mm
基礎の安定計算	基礎	-	-	-	-	-	-	-	U型タイプの場合は調査は行わなくてよい。					
支持	支持	-	-	-	-	-	-	-	許容支持力計算 124頁にあり	F18				
	支持	-	-	-	-	-	-	-						
門	横方向	上端部	254960	329×4	303#250	35.9	3.8	0.45	0.24	0.45	F20			
		下端部	254960	329×4	303#250	33.0	3.8	0.45	0.24	0.45	F20			
	縦方向	上端部	192720	329×2	303#250	168.8	8.8	10.0	0.13	0.49	F20			
		下端部	192720	329×2	303#250	271.3	300	10.9	12.0	0.24	0.59	F20		
	かぶり	頂部	75mm	採用値: 75mm							F20			
		底版上面	120mm	採用値: 120mm							F20			
		底版下面	100mm	採用値: 100mm							F20			
		中心まで	150mm	採用値: 150mm							F20			
		側面	75mm	採用値: 75mm							F20			
		中心まで	120mm	採用値: 120mm							F20			
		側面	40mm	採用値: 40mm							F20			
		中心まで	90mm	採用値: 90mm							F20			

記入例の添付

道路関連(土工構造物)、道路関連(橋梁構造物)、河川関連ごと

1 面体縦方向の計算において、面体が排水地盤と接続する等で面体内に水圧が作用する場合は、この設計を行っているか、この設計においては、考えられる最小の外圧(側圧・水平土圧等)とする必要がある。……

2 面体縦方向の計算において、RC構造の場合は、以下に示すT断面にモデル化して設計することができる。……

3 面体(鉄筋コンクリートの場合)の最小鉄筋量は、下記を満足しているか、………

- 面体縦方向の最小鉄筋量は、コンクリート有効断面面積の0.2%以上とする。
- 面体縦方向の最小鉄筋量は、コンクリート有効断面面積の0.3%以上とする。

4 脚壁(縦壁)の計算には、主動側の土圧、残留水圧等を考慮し、受動側の荷重は考慮しないものとする。……

5 門柱と面体頂接合部は、下記に示すような補強筋を配置するのが望ましいが、これを配置しているか、……



■ 設計便覧等のHP掲載場所(1)

近畿地方整備局のトップページ

企画部をクリック



■ 設計便覧等のHP掲載場所（1）

企画部のページ

設計便覧(案)及び設計点検
チェックシートのメニューがありま
す。



■ 設計便覧等のHP掲載場所（2）

近畿地方整備局のトップページ

The screenshot shows the website of the Kansai Region Construction Consultants Association. A callout box with a yellow background and black border points to the '技術情報' (Technical Information) link in the '建設関連事業者の方へ' (For construction-related business operators) section. The callout text reads: 「建設関連事業者の方へ」の中の「技術情報」をクリック (Click on 'Technical Information' in the 'For construction-related business operators' section).

建設関連事業者の方へ

- 発注・入札情報 (物品・役務契約含む)
- 総合評価落札方式関係
- CALS/EC 公共事業のITによる革新 (宮崎関連)
- 公共工事の品質確保
- 技術情報**
- 建設業・経審・宅建業・測量業・建コン・地質・不動産鑑定業・賃貸住宅管理業
- 地域建設業経営強化融資制度の創設について

技術情報

- 建設業・経審・宅建業・測量業・建コン・地質・不動産鑑定業・賃貸住宅管理業
- 地域建設業経営強化融資制度の創設について

各種ご相談・Q&A

- 各種申請書
- 道の相談室
- 海とみなの相談窓口
- まちづくり相談窓口
- 市町村合併支援相談室
- 情報公開窓口
- 個人情報窓口
- ご意見・お問い合わせ

国土交通省近畿地方整備局
[総務部・企画部・建政部・河川部・道路部・営繕部・用地部]
〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 [地図](#) TEL:06-6942-1141 (代表)
FAX:06-6943-1629
[港湾空港部]
〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎 [地図](#) TEL:078-391-7571 (代表)
FAX:078-325-8287
[ご意見・お問い合わせ](#)

個人情報取り扱いについて / プライバシーポリシーについて

copyright(c)2007 近畿地方整備局. All Rights Reserved.



■ 設計便覧等のHP掲載場所（2）

技術情報のページ

技術情報のページ - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り

アドレス http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/gijyutu/gizyutu.html

技術情報

- [新技術活用システム](#)
- [交通バリアフリー比較体験コースについて](#)
- [土木構造物検査技術 研修施設について](#)
- [設計便覧\(案\)](#)
- [設計点検チェックシート](#)

HOME

スタート 受信トレイ - Micros... 2 Microsoft Power... 2 Internet Explorer Microsoft Excel - ... 18:55

設計便覧(案)、設計点検チェックシートのメニューがあります。



■ 低入札の状況

平成23年度 建設コンサルタント業務等における入札状況(総合評価落札方式を含まない)

	1,000万円超			1,000万円以下			合計		
	対象発注 件数	低入札件 数	発生率	対象発注 件数	低入札相 当の件数	発生率	対象発注 件数	低入札(相 当)件数	発生率
土木関係建設コ ンサルタント	148	99	66.9%	171	120	70.2%	319	219	68.7%
測量	35	16	45.7%	73	33	45.2%	108	49	45.4%
地質調査	39	30	76.9%	21	17	81.0%	60	47	78.3%
建築関係建設コ ンサルタント	1	1	100.0%	38	21	55.3%	39	22	56.4%
補償関係コンサ ルタント	10	9	90.0%	76	38	50.0%	86	47	54.7%
合 計	233	155	66.5%	379	229	60.4%	612	384	62.7%

※H24.1.19現在

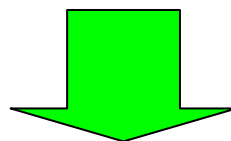
- 総合評価落札方式を除くと、低入札の発生率は非常に高い。
- 土木関係コンサルタント業務、地質調査業務においては、1000万円以下の業務において、低入札相当の発生率が非常に高い。

【1,000万円以下の場合の低入札相当の考え方】
土木コン: 平均的な調査基準価格の比率75%以下
測量: 平均的な調査基準価格の比率78%以下
地質: 平均的な調査基準価格の比率82%以下
建築コン: 平均的な調査基準価格の比率77%以下
補償コン: 平均的な調査基準価格の比率79%以下



■ 低入札対策

価格競争で実施する建設コンサルタント業務においては、品質確保の観点から抜本的な低入札対策が必要



- 低入札受注時の条件付けの強化
- 1000万円以下の業務において、調査基準価格に代わる基準価格の設定

平成24年6月以降に公示または指名する業務から適用



■ 低入札受注時の条件付けの強化

業務規模	現行	今回変更(◎の項目を追加)
1000万円超	<p>【入札参加者に対する条件】 ○管理技術者の手持ち業務量の制限(4億円未満かつ10件未満)。ただし、低入札業務の手持ちがある場合は、2億円未満かつ5件未満。</p> <p>【低入札落札者に対する条件】 ○業務成績が70点未満の場合は実績として認めない ○低入札価格調査の実施 ○設計業務については、受注者と同程度の企業規模の者による第三者照査の実施 ○表彰対象外(技術者表彰は除く) ○業務コスト調査の実施(業務完了後)</p>	<p>【入札参加者に対する条件】 ○管理技術者の手持ち業務量の制限(4億円未満かつ10件未満)。ただし、低入札業務の手持ちがある場合は、2億円未満かつ5件未満。-----▶ 調査基準価格を下回る場合</p> <p>【低入札落札者に対する条件】 ○低入札価格調査の実施 ○業務成績が70点未満の場合は実績として認めない ○表彰対象外(技術者表彰は除く) ○業務コスト調査の実施(業務完了後) ◎調査業務については管理技術者の現場常駐 →実施できなかった場合は、業務成績を5点減点 ◎調査業務以外については、受注者と同程度の企業規模の者による第三者照査の実施 (過去2年間に低入札により受注した者による照査は認めない) →実施できなかった場合は、業務成績を5点減点</p>
1000万円以下 500万円超	<p>【入札参加者に対する条件(簡易公募型のみ)】 ○管理技術者の手持ち業務量の制限(4億円未満かつ10件未満)。</p> <p>【低入札落札者に対する条件】 なし</p>	<p>【入札参加者に対する条件】 ◎管理技術者の手持ち業務量の制限(4億円未満かつ10件未満)。ただし、低入札業務の手持ちがある場合は、2億円未満かつ5件未満。-----▶ 品質確保基準価格を下回る場合</p> <p>【低入札落札者に対する条件】 ◎業務成績が70点未満の場合は実績として認めない ◎表彰対象外(技術者表彰は除く) ◎調査業務については管理技術者(主任技術者)の現場常駐 →実施できなかった場合は、業務成績を5点減点 ◎調査業務以外については、受注者と同程度の企業規模の者による第三者照査の実施 (過去2年間に低入札により受注した者による照査は認めない) →実施できなかった場合は、業務成績を5点減点</p>
500万円以下		<p>【入札参加者に対する条件】 ◎管理技術者の手持ち業務量の制限(4億円未満かつ10件未満)。ただし、低入札業務の手持ちがある場合は、2億円未満かつ5件未満。</p> <p>【低入札落札者に対する条件】 なし</p>



■ 調査基準価格に相当する基準価格の設定

1000万円以下の業務においては、調査基準価格の設定がないことから、低価格の入札・契約があった場合の対応ができない。
そのため、調査基準価格に相当する基準価格として、「**品質確保基準価格**」を設定する。

品質確保基準価格

区分	予定価格に対する割合
土木関係建設コンサルタント業務	75%
測量業務	78%
地質調査業務	82%
補償関係コンサルタント業務	79%

※1,000万円超の業務における平均的な調査基準価格の割合を適用



平成 24 年 5 月 1 日

国土交通省土地・建設産業局

**「建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び
「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件
の一部を改正する告示」について**

1. 背景

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在することから、技能労働者の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるという状況が生じています。

このため、関係者を挙げた社会保険未加入問題への対策の一環として、建設業の許可に際しての保険加入状況の確認・指導、経営事項審査における未加入企業への評価の厳格化を進めることにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と事業者間における公平で健全な競争環境の構築を図る必要があります。

また、昨今、我が国建設企業の活動範囲が国内外を問わず拡大している中で、外国における建設工事の受注に際し、進出先国の規制により子会社を設立しなければならない場合や、子会社により現地に根付いた事業活動を行う場合があることから、外国子会社の経営実績を適正に評価するとともに、我が国建設企業の海外進出意欲の醸成を図ることが求められています。

こうした状況にかんがみ、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会の中間とりまとめ（平成 24 年 1 月 27 日）等を踏まえ、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）及び建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 85 号。以下「告示」という。）について、所要の改正を行うこととしましたのでお知らせします。

2. 概要

(1) 建設業における社会保険未加入問題への対策

【別添1参照】

①建設業の許可申請書の添付書類への保険加入状況の追加

(規則第4条及び様式(新)第20号の3関係)

許可行政庁が、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条に基づく許可（許可の更新を含む。）の申請時に、保険加入状況の確認、指導等を行うため、法第6条第1項に基づく申請書の添付書類として、健康保険等の加入状況^(※)を記載した書面の提出を求めるとし、当該書面の様式を整備する。

(※)「健康保険等の加入状況」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法（昭和29年法律115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出の状況をいう。以下同じ。

②施工体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加

(規則第14条の2及び第14条の4関係)

特定建設業者及び下請負人が、その請け負う工事における下請負人等の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するよう、法第24条の7第1項に基づき特定建設業者が作成する施工体制台帳の記載事項及び同条第2項に基づき下請負人が特定建設業者に通知すべき事項に、健康保険等の加入状況を追加することとする。

③経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化

(規則様式第25号の11及び第25号の12並びに告示第1の4の1及び付録第2関係)

法第27条の23に基づく経営事項審査（以下単に「経営事項審査」という。）において、社会性等（労働福祉の状況）に係る評価の項目及び基準を次のとおり見直す。

- ・評価項目のうち「健康保険及び厚生年金保険」を、「健康保険」と「厚生年金保険」に区分し、各項目ごとに審査することとする。（規則及び告示第1の4の1）
- ・「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合それぞれ40点の減点（3保険に未加入の場合120点の減点）とする。（告示付録第2）

※ 建設業における社会保険未加入問題への対策については、行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となって、総合的対策を実施し、実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すこととしています。

【別添2参照】

(2) 経営事項審査における外国子会社の経営実績の評価

(規則様式第25号の11及び告示附則関係)

経営事項審査において、本邦親会社及び外国子会社の経営規模に係る次の数値について、国土交通大臣に申請し、認定を受けた場合には、当該数値を評価の対象とすることとする。

- ・外国子会社の完成工事高
- ・親会社及び外国子会社合算の利益額及び自己資本額

(3) その他

その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布 平成24年 5月1日

施 行 平成24年 7月1日 (2. の (1) ③及び (2)・(3) 関係)

平成24年11月1日 (2. の (1) ①②関係)

4. 参照資料

- ・中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会「中間とりまとめ」(平成24年1月27日)
<http://www.mlit.go.jp/common/000189925.pdf> (「社会保険未加入問題への対策」P8~9)
- ・中央建設業審議会(平成24年3月14日)
<http://www.mlit.go.jp/common/000204540.pdf> (「経営事項審査の審査基準の改正について」)

【問い合わせ先】

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 企画専門官 佐藤

03-5253-8111(代表) 03-5253-8277(直通)

(許可関係) 許可係長 石島(24718)

(経営事項審査関係) 経営指導係長 大越(24734)

(その他全般) 法規係長 井上(24754)

「みんなで取り組む」建設業の保険加入

～平成24年7月から、新たな取り組みがスタートします～

別添 1

建設業の社会保険未加入対策の一環として、省令等^(※)の改正が行われました(H24.5.1公布)。
これを受け、次のとおり、新たな取り組みがスタートします。^(※)

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）
建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第855号）

(1) 平成24年7月より、保険未加入企業に対する経営事項審査の評価が厳しくなります。

- 経営事項審査について、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への未加入企業に対する減点幅が拡大されます。
(3保険すべてに未加入の場合：現行▲60点→改正後▲120点)

(規則様式第25号の11・第25号の12、告示第1の4の1・付録第2関係)

(2) 平成24年11月より、許可申請書に、保険加入状況を記載した書面の添付が必要となります。

- 建設業の許可・更新の申請時に、新たに保険加入状況を記載した書面を提出していただきます。
国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則第4条・様式(新)第20号の3関係)

(3) 平成24年11月より、施工体制台帳に、保険加入状況の記載が必要となります。

- 施工体制台帳に、特定建設業者及び下請企業の保険加入状況を記載していただきます。また、下請企業には、再下請企業の保険加入状況を特定建設業者に通知していただきます。
国・都道府県の建設業担当部局は、営業所への立入検査による保険加入状況の確認を行うとともに、工事現場への立入検査による施工体制台帳等の確認を行い、元請企業による下請企業への指導状況の確認を実施します。

(規則第14条の2・第14条の4関係)

「みんなで取り組む」建設業の保険加入

～社会保険加入の徹底に向けて、関係者が連携して取り組みます～

赤字：省令改正等(H24.5.1)
を受けて取り組む施策

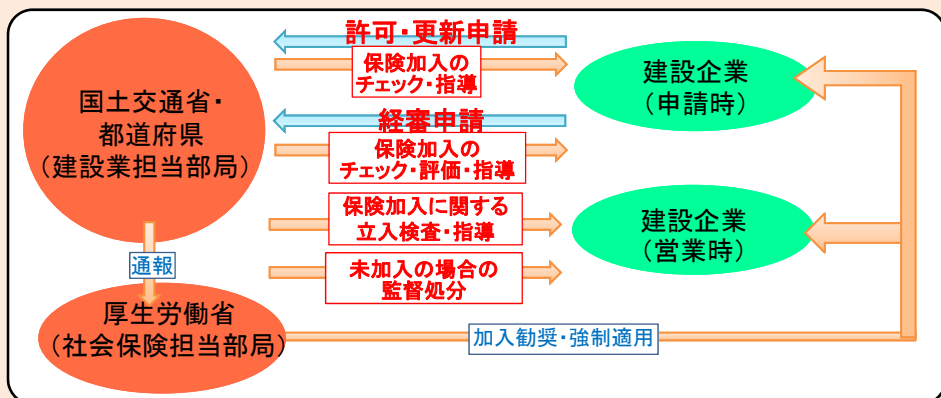
目的

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

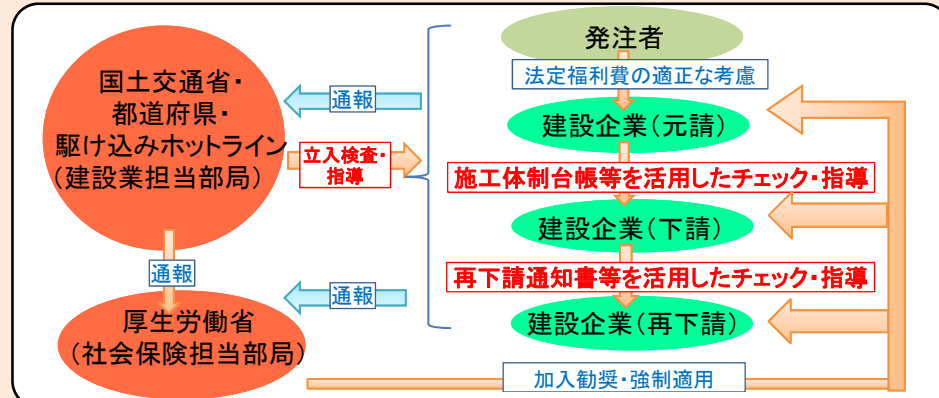
取組

- 行政、元請、下請など関係者が一体となって建設業界の保険加入徹底に取り組む。
- 営業所・工事現場での取組のほか、保険加入促進のネットワークを構築して保険加入を推進・支援する。

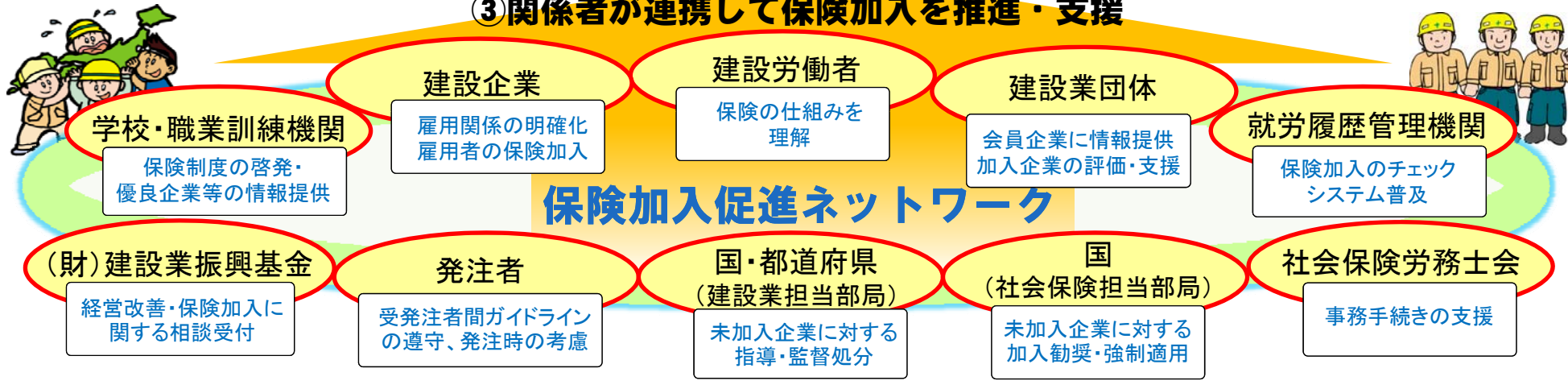
① 営業所での取組



② 工事現場での取組



③ 関係者が連携して保険加入を推進・支援



課題

- 下請企業を中心に、特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
- 技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利

総合的対策の推進

1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった保険加入の推進

- ①行政、建設業団体、関係団体による推進協議会の設置
(全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置)
- ②各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

2. 行政による制度的チェック・指導

- ①建設業許可・更新時の加入状況確認
・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。
- ②建設業担当部局による監督
・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業の下請企業指導状況を確認・指導。指導・通報をしても、なお保険関係法令に違反する企業に対する監督処分。
- ③経営事項審査の厳格化
・経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大。
- ④社会保険担当部局(厚生労働省)との連携
・社会保険担当部局への通報、社会保険担当部局からの働きかけ。

3. 建設企業の取組

- 元請企業による下請指導
・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。
- 元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組
・元請企業、下請企業(特に1次下請企業)による重層下請の抑制に向けた啓発・指導。
・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契約締結の抑止。
- 建設企業(特に下請企業)における取組
・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。
・雇用関係にある者の保険加入徹底。
・業界における見積時の法定福利費の明示 等。

4. 法定福利費の確保

- ①発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ②業界における見積時の法定福利費の明示
- ③ダンピング対策 ④重層下請構造の是正

5. その他

- ①就労履歴管理システムの普及・活用 ②社会保険適用促進に向けた研究

※平成29年度までの中間時点でそれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

目指す姿

実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
 - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築
- を実現

平成24年5月1日
国土建第50号

各公共発注機関の長 へ

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

経営事項審査制度の改正に伴う留意事項について

今般、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成24年国土交通省令第52号）及び建設業法第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成24年5月1日付け国土交通省告示第523号。以下「告示」という。）が制定され、経営事項審査の項目及び基準が改正されたところです。

告示による改正前の建設業法第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準を定める件（以下「旧基準」という。）に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合は、旧基準に基づいて受審した経営事項審査の審査基準日と同じ日を審査基準日として、告示による改正後の建設業法第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準を定める件（以下「新基準」という。）に基づいて改めて経営事項審査を受審したとしても、総合評定値に影響はなく、旧基準に基づく審査結果と新基準に基づく審査結果は、競争参加資格審査においても同等に取り扱うことが可能です。

告示の施行後は、新基準が適用されることとなりますが、公共工事の入札契約手続の円滑な実施に支障が生じないように、貴職におかれましては、当該影響のない場合について、特段の御配慮をお願いいたします。

再審査の取扱いについて (保険未加入企業への減点措置の厳格化関係)

参考

- 既に受審した経営事項審査において、いずれの保険も「加入有」又は「適用除外」とされている場合においては、新基準による再審査を受けた場合も総合評定値に影響はないが、いずれか一つの保険について「加入無」とされている場合には、総合評定値が変わることとなる。
- 発注者が、今後の競争参加資格審査において、下表のうち「影響なし」とされているケースについては旧経審の使用を認める旨の取扱いを行った場合、再審査の受審が必要となる建設業者は下表のうち「影響あり」とされる企業に限定される。

【現行の加入有無による改正の影響】

		健康保険及び厚生年金保険		
		加入有	加入無	適用除外
雇用保険	加入有	影響なし	影響あり	影響なし
	加入無	影響あり	影響あり	影響あり
	適用除外	影響なし	影響あり	影響なし

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

審査基準日 平成 年 月 日 許可 号 日

電話番号
市区町村コード
資本金額
完成工事高/売上高(%)
行政庁記入欄

殿

[金額単位：千円]

許可区分	建設工事の種類	総合評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点 (Z)	
			N年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高 N年平均	技術職員数					
						一級	(講習受講)	基幹	二級		その他
	010 土 木 一 式										
	011 プレストレストコンクリート										
	020 建 築 一 式										
	030 大 工										
	040 左 官										
	050 とび・土工・コンクリート										
	051 法 面 処 理										
	060 石										
	070 屋 根										
	080 電 気										
	090 管										
	100 タイル・れんが・ブロック										
	110 鋼 構 造 物										
	111 鋼 橋 上 部										
	120 鉄 筋										
	130 ほ 装										
	140 し ゆ ん せ つ										
	150 板 金										
	160 ガ ラ ス										
	170 塗 装										
	180 防 水										
	190 内 装 仕 上										
	200 機 械 器 具 設 置										
	210 熱 絶 縁										
	220 電 気 通 信										
	230 造 園										
	240 さ く 井										
	250 建 具										
	260 水 道 施 設										
	270 消 防 施 設										
	280 清 掃 施 設										
	そ の 他										
	合 計										

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額		
利益額		
評 定 点 (X ₂)		

その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険及び厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働福祉の状況		
営 業 年 数		
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
建設業の営業の状況		
防災協定の締結の有無		
防災活動への貢献の状況		

経営規模等評価の結果を通知します。
総合評定値

平成 年 月 日

(新)

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

審査基準日 許可
平成 年 月 日

電話番号
市区町村コード
資本金額
完成工事高/売上高(%)
行政庁記入欄

殿

[金額単位：千円]

許可区分	建設工事の種類	総合評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						評点 (Z)
			N年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高 N年平均	技術職員数					
						一級	(講習受講)	基幹	二級	その他	
	010 土 木 一 式										
	011 プレストレストコンクリート										
	020 建 築 一 式										
	030 大 工										
	040 左 官										
	050 とび・土工・コンクリート										
	051 法 面 処 理										
	060 石										
	070 屋 根										
	080 電 気										
	090 管										
	100 タイル・れんが・ブロック										
	110 鋼 構 造 物										
	111 鋼 橋 上 部										
	120 鉄 筋										
	130 ほ 装										
	140 し ゆ ん せ つ										
	150 板 金										
	160 ガ ラ ス										
	170 塗 装										
	180 防 水										
	190 内 装 仕 上										
	200 機 械 器 具 設 置										
	210 熱 絶 縁										
	220 電 気 通 信										
	230 造 園										
	240 さ く 井										
	250 建 具										
	260 水 道 施 設										
	270 消 防 施 設										
	280 清 掃 施 設										
	そ の 他										
	合 計										

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額		
利益額		
評 定 点 (X ₂)		

経営規模等評価の結果を通知します。
総合評定値

平成 年 月 日

その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険加入の有無		
厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働福祉の状況		
営 業 年 数 年		
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
建設業の営業の状況		
防災協定の締結の有無		

土木工事共通仕様書

平成23年版

建関技第3号
昭和50年3月31日
建関技第28号
昭和54年2月26日一部改正
建関技第55号
昭和56年3月31日一部改正
建関技第57号
昭和57年3月31日一部改正
建関技第47号
昭和58年3月15日一部改正
建関技第62号
昭和59年3月23日一部改正
建関技第84号
昭和62年3月31日一部改正
建関技第131号
平成元年4月1日一部改正
建関技第4号
平成3年5月1日一部改定
建関技第31号
平成5年4月1日改訂
建関技調第53号
平成6年6月29日改訂
建関技調第90号の2
平成7年10月16日改訂
建関技調第52号の2
平成8年7月1日改正
建関技調第28号の2
平成10年3月20日改定
建関技調第31号の2
平成12年4月3日改定
国関整技調第7号
平成13年4月4日改定
国関整技調第2号
平成15年4月3日改定
国関整技調第6号
平成17年4月4日改定
国関整技調第1号
平成19年4月6日改定
国関整技調第33号
平成19年10月15日改定
国関整技調第7号
平成21年4月1日改定
国関整技調第54号
平成22年3月31日改定
国関整技調第4号
平成23年4月1日改定

2. 設計図書で定めた基準

契約書第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

(2) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。

① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上

② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上

③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上

④ その他設計図書で定めた基準

(3) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合

(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合

(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3. その他

契約書第29条第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-1-39 特許権等

1. 一般事項

受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。

2. 保全措置

受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

3. 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成22年12月3日改正 法律第65号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願および権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

1-1-40 保険の付保及び事故の補償

1. 一般事項

受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及

び動産総合保険を付保しなければならない。

2. 回航保険

受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。

3. 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

4. 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

5. 掛金収納書の提出

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。

1-1-41 臨機の措置

1. 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。

2. 天災等

監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

保険未加入企業の排除事例

【青森県】

第1 建設工事競争入札参加資格審査申請の概要

5 申請できる要件

次のすべてに該当している方が資格審査を申請することができます。

- ⑦ 労働保険及び社会保険に加入し、かつその保険料の未納がないこと

(出典)平成24・25年度青森県建設工事競争入札参加資格審査申請の手引

【岩手県】

2 申請要件

(1) 申請者に係る欠格要件（申請できない者）

- ④ 雇用する労働者（適用除外の者を除く。）が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者

(出典)平成23・24年度 県営建設工事競争入札参加資格審査申請の手引き

【秋田県】

3 格付要件

⑥ 社会保険の加入状況

・社会保険（健康保険及び厚生年金保険）加入義務のある事業所で、社会保険に未加入である場合は格付けしない。

平成23・24年度適用定期年審査に限り、平成23年1月31日までに加入が認められたものについては審査対象期間とする（特例審査）。ただし、次回中間年（24年適用）審査においては、審査基準日を対象として判断し、特例審査を認めない。

(出典)平成23・24年度適用入札参加資格審査について

【愛知県】

1 申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

(2) 愛知県が独自に設定する要件

雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていること（ただし、届出を行う義務のない者を除く）。

(出典)平成22・23年度 入札参加資格審査申請要領(建設工事)

【鳥取県】

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

(6) 県内に本店を有する者にあつては、2の(1)のアの(ア)のgに定める労働保険料納付証明書に未納額がないこと。

2 申請手続

(1) 提出書類

ア 平成24年度鳥取県建設工事入札参加資格審査申請書、入札参加 資格希望票及び次に掲げる書類

(ア) 県内に本店を有する建設業者

g 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書(入札参加資格申請を行う日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。)

(出典)鳥取県告示第433号(平成23年7月26日)

【岡山県】

1 申請者の資格要件

審査を受けるためには、次の要件を備えていなければなりません。

(5) 建設業に係る労働者災害補償保険に加入していること。
※基幹番号が6で始まるもの又は9で始まって末尾が5(一人親方の場合は末尾8)であるなど建設業に係る労働者災害補償保険であるものに限る。

(出典)平成24・25年度 岡山県建設工事入札参加資格審査申請の手引

【徳島県】

第1 一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書の提出要領

5 申請書類の作成方法

(6) 社会保険料納入証明(確認)書(原本で、未納がないことを証明したもの)

(出典)(平成24年度追加分)一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書【建設工事】作成の手引

【熊本県】

(入札参加者資格の認定除外)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者については、その事実があった後2年間入札参加者資格を認定しないことができる。

(10) 労賃の不払若しくは支払の遅延のある者又は労災保険料の納付を怠っている者。

(出典)熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱

【沖縄県】

3. 建設工事入札参加資格申請要件

(1) 申請要件 (※基準日は申請の日とする。)

次の①から⑩を全て満たしていること。

① 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。(個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く)

② 雇用保険に加入していること。(従業員が一人もいないため適用が除外されている場合を除く)

(出典)[平成23・24年度]沖縄県建設工事入札参加資格審査申請書提出要領

平成24年5月15日
近畿ブロック発注者協議会 第7回幹事会

保険未加入問題について(提案)

1. 背景

1) 建設産業の再生と発展のための方策 2011

(平成23年6月23日、国土交通省建設産業戦略会議)より

対策2-1 保険未加入企業の排除

(3) 進め方

専門工事業の業態、職種によっては、保険加入の現況と目指すべき姿にギャップがあることから、排除方策の全体像を示した上で、1年程度の周知・啓発期間を設け、行政、元請企業、下請企業が一体となって、保険加入の促進に向けた機運を醸成する体制を整備する必要がある。周知・啓発期間の終了後、速やかに大規模工事から行政によるチェックの徹底を進め、その範囲を順次拡大していくことで、実施後5年を目途に、企業単位では加入義務のある許可業者について加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すべきである。

2) 国土交通省土木工事積算基準等の改正について (平成24年3月30日記者発表)

3. 土木工事間接工事費率の改正

1)現場管理費率式の見直し

国土交通省では、建設業の社会保険の加入徹底に向けた対策を検討しており、関係業界団体・労働者団体等で構成される検討会において、法定福利費については、「発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積等から適正に考慮するよう徹底する」こととされました。

国土交通省直轄土木工事における現在の積算では、実態調査による法定福利費の支払額に基づき現場管理費の一部として計上しているところですが、本来事業者が負担すべき法定福利費(事業主負担分)の額について、予定価格に適切に反映できるように現場管理費率式の見直しを行いました。

3) 「建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」について

(平成24年5月1日 国土交通省土地・建設産業局)より

(1)建設業における社会保険未加入問題への対策

②施工体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加

(規則第14条の2及び第14条の4関係)

特定建設業者及び下請負人が、その請け負う工事における下請負人等の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するよう、法第24条の7第1項に基づき特定建設業者が作成する施工体制台帳の記載事項及び同条第2項に基づき下請負人が特定建設業者に通知すべき事項に、健康保険等の加入状況を追加することとする。

公 布 平成24年 5月1日

施 行 平成24年11月1日

2. 提案

近畿ブロック発注者協議会としての取り組み

■ 近畿ブロック発注者協議会での

発注者間の情報共有

■ 社会保険未加入対策推進協議会との

連携や支援

参 考

(記者発表資料)

○平成 24 年度総合評価落札方式の評価方法の見直しについて
(平成 24 年 3 月 30 日)

○建設コンサルタント業務等における低価格受注対策の更なる強化について
(平成 24 年 3 月 30 日)

○建設生産システム効率化に向けた取り組みの報告
(平成 24 年 2 月 13 日)

近畿地方整備局
資料配布

配布日時	平成24年3月30日
	14時00分

件名	平成24年度総合評価落札方式の評価方法の見直しについて
----	-----------------------------

概要	<p>近畿地方整備局では、平成24年度において以下の総合評価落札方式の評価方法の見直しを実施することとなりましたのでお知らせします。 なお、周知期間を確保するため、この見直しは、平成24年6月1日以降、公告する工事から適用となります。</p> <p>品質確保と技能労働者の育成に向けた見直し 配置予定技術者の育成に向けた見直し 加算点方法の見直し 防災上の地域貢献度の評価拡大</p>
----	--

取扱	_____
----	-------

配布	大手前記者クラブ
----	----------

問合せ先	近畿地方整備局 企画部 技術開発調整官 技術管理課長 建設専門官	電話番号 (06) 6942-1141 大西 博 (内線 3120) 和佐 喜平 (内線 3311) 中川 圭正 (内線 3157)
------	---	---

平成 24 年度総合評価落札方式の評価方法の見直しについて

近畿地方整備局では、平成 24 年度において以下の総合評価落札方式の評価方法の見直しを実施することとなりましたのでお知らせします。

なお、評価方法見直しの周知期間を確保するため、この見直しは、平成 24 年 6 月 1 日以降、公告を行う工事から適用となります。

品質確保と技能労働者の育成に向けた見直し（参考資料 P 1 参照）

従来より標準 型、標準 型の整備局発注工事で試行的に評価していた基幹技能者等（基幹技能者、建設マスター、現代の名工、技能士）の評価を WTO 対象工事を除く全ての工事に拡大。

また、標準 型、標準 型工事における 評価点を最大 2 点から最大 4 点へ変更。

配置予定技術者の育成に向けた見直し（参考資料 P 2 参照）

配置予定技術者の実績評価において、同種工事の監理（主任）技術者としての評価だけでなく、同種工事の現場代理人の実績も評価。

（但し、評価点は監理（主任）技術者の 1 / 2。また、現場代理人としての実績を評価するには、現場代理人として工事に従事した時点で、監理（主任）技術者と同等の国家資格を有していたことを証明する必要があります。）

加算点方法の見直し

- 1) 工事成績評価において、実際の工事成績の平均値がより忠実に評価点に反映されるよう 工事成績評価の配点を細分化。（参考資料 P 3 参照）
- 2) 地元企業活用審査型（一般土木 B ランク工事に適用）における地元下請企業の評価において、下請企業が固定化される傾向にあることから、地元企業活用審査型の対象となる 下請企業の要件を緩和。（参考資料 P 4 参照）

防災上の地域貢献度の評価拡大（参考資料 P 5 参照）

従来から加点していた近畿地方整備局との防災協定に加えて、平成 24 年度から始める 建設業 B C P（事業継続計画）の認定を受けた企業に対し加点。

- 以 上 -

現場の品質確保向上に向けた改善案として平成22年度より現場従事技能者の評価を試行

評価項目：現場従事技能者の能力(施工能力等として加点点評価)

評価基準：(登録)基幹技能者、建設マスター、現代の名工、技能士(特級・1級)の配置を評価

配点：登録基幹技能者・建設マスター・現代の名工 1.0点

基幹技能者・技能士(特級・1級)

0.5点

最大2点

営繕工事については、技能士の配置を特記仕様書で義務づけているため、評価対象外。

- ・ 今後、公共構造物の品質、コスト、安全面で質の高い施工を確保するためには
若手技術者を含め、施工現場に従事する優れた技能労働者の確保・育成・活用を促進する必要がある。



改善内容

現場の品質確保及び優れた技能労働者の育成等に向けた改善策の一環として、

標準型、標準型における配点を最大2点から最大4点に拡大する。

現場従事技能者の評価について簡易型へ拡大する。(配点は最大2点)

配置予定技術者の育成に向けた見直し

現状

現場代理人は工事の技術的事項を取り扱う位置付けではなく、会社の代表者の工事現場における代理人であるという前提から、現場代理人としての経験を加点の対象としていない。

標準 型、標準 型の例(簡易型の場合は2点)

分類	評価項目	評価基準	配点	加算点	総合評価落札方式	
					加算点の評価方法	ペナルティー
企業の施工能力	配置予定技術者の能力	同種工事の経験における監理技術者等としての施工経験の有無	4	4	直轄の工事 4点、他省庁・特殊法人等 1・府県・政令市、地方道路公社 2・日本下水道事業団 3の工事 2点	
	技術者表彰	平成19年度から平成22年度に元請として完成・引渡しが完了した国土交通省近畿地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く。)における表彰の有無	4	4	左記の表彰があれば各年度毎に1点、複数ある場合は累積する。表彰がある場合は、その内容を様式5-3に記載するものとする。	
	継続学習制度(CPD)	各継続学習実施機関の推奨単位数以上の履修実績で評価	1	1	推奨単位数以上の履修実績があれば1点 各機関における継続学習の履修実績の証明書等を様式5-4に添付するものとする。	

監理技術者、主任技術者として従事した実績のみを加点。
(現場代理人での実績の場合は加点無し。)

課題

- ・企業の施工能力として施工実績を有する技術者の配置に対して加点されるため、入札参加者の立場から常に経験豊富なベテラン技術者を配置することになり、工事を受注することでその経験者はさらに実績が蓄積されることが繰り返され、**若手技術者に監理(主任)技術者としての実績が付きにくい状況**にある。
- ・技術者の高齢化が進む中、企業は**若手技術者育成のため、監理(主任)技術者と同等の資格を有した者を現場代理人として配置**することで、技術者としての経験を積ませているが、現場代理人としての経験が**次回工事の総合評価において加点されない状況**にある。

改善内容

現場代理人として従事した過去の同種工事の経験について、当該工事において競争参加資格として求める国家資格等を有する場合に限り、加点の対象とする。

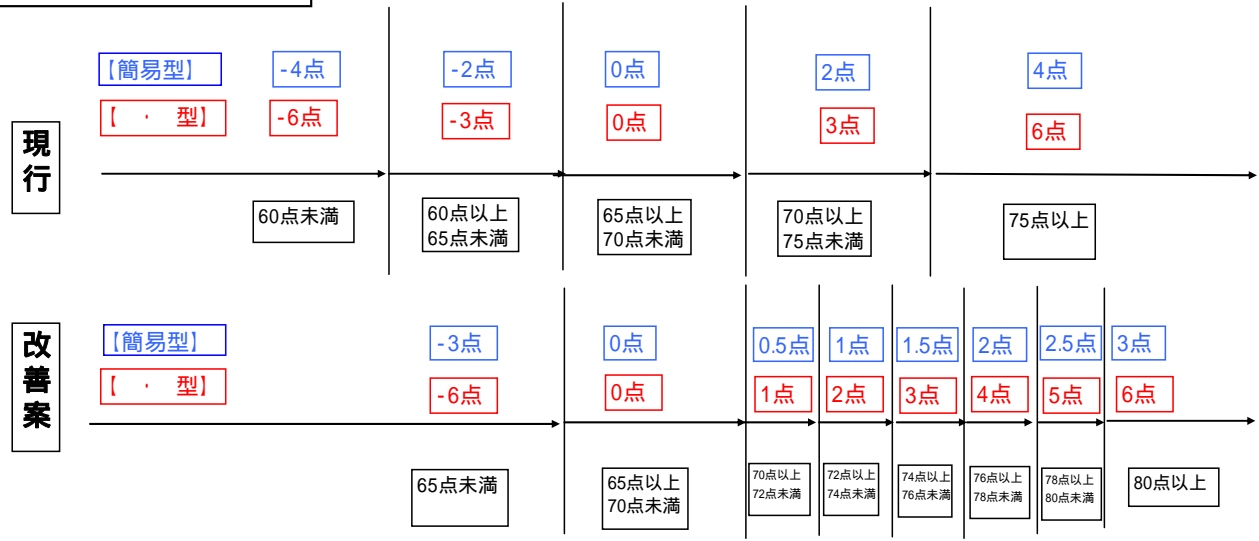
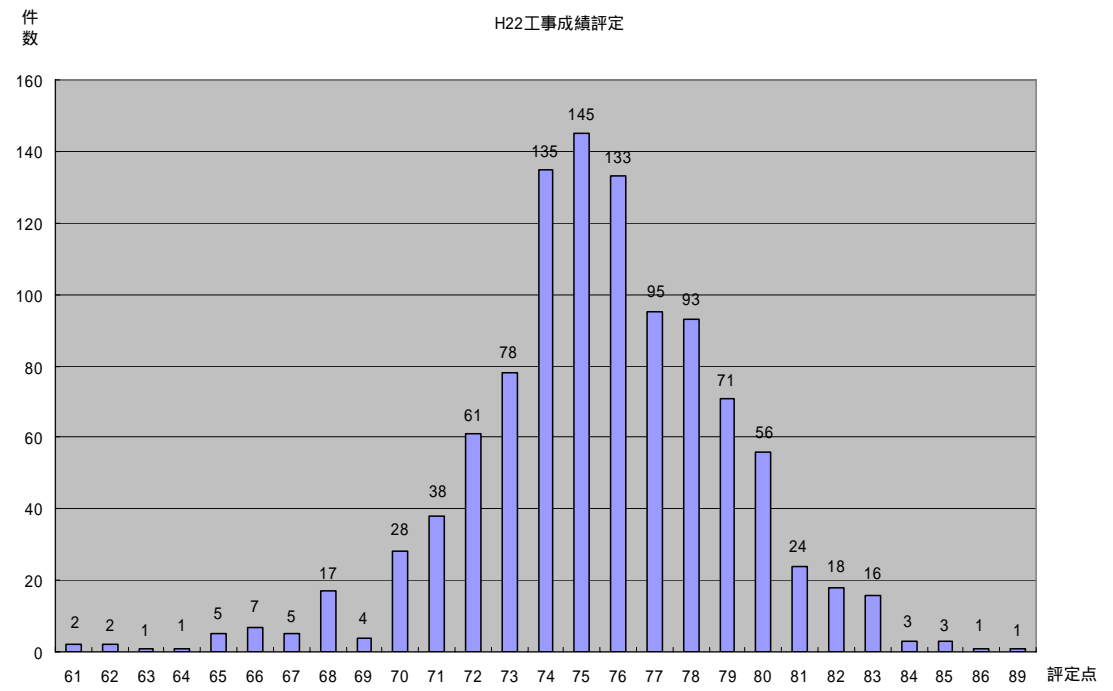
加算点については、現状評価している監理(主任)技術者として従事した過去の同種工事の経験に係る加算点の1/2評価とする。

加算点評価方法の見直し

1) 工事成績評価における配点の細分化

課題：H22工事成績評定において、75点を境にピラミッド型の分布をしている。

現行の加算点の評価方法では、75点と76点の1点差で、簡易型では2点、標準型では3点と大きな差が出ているため、**工事成績評定がより忠実に反映される評価基準として、配点を細分化する。**



加算点評価方法の見直し

2) 地元企業活用審査型における下請け企業の要件緩和

H20年度から地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的に、一般土木B等級工事において地元企業の活用を総合評価における加算点項目とする試行を実施している。

分類	評価項目		評価基準	配点	加算点	加算点の評価方法
地元企業(地元一次下請企業)活用について	地元一次下請企業の工事成績	過去2ヶ年の地元企業工事成績評定の平均	平成21年度及び平成22年度に元請として完成し、引渡しが完了した国土交通省近畿地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く。)のうち当該工事と同じ工事種別の工事における工事成績評定点又は平成22年度に元請として完成し、引渡しが完了した施工府県の当該工事と同じ工事種別の工事における工事成績評定点	5	最大10	予定する下請比率が入札金額に対して10%以上の企業すべてを対象とする。 該当工事すべての工事成績評定通知書を様式5-8に添付すること。 地元企業の活用比率40%以上5点、25%以上40%未満3点、10%以上25%未満1点、10%未満0点 予定する下請比率が入札金額に対して10%以上の企業すべてを対象とする。 企業すべてを対象に活用状況について様式5-9の1)に記載すること。なお、元請が地元企業の場合は、様式5-9の2)に記載すること。
	地元一次下請企業の活用	地元企業の活用状況	地元企業の活用比率(元請が地元企業の場合も含む。)で評価	5		

近畿地整実績で当該工種の工事成績評定点の平均点が75点以上4点、70点以上75点未満2点、65点以上70点未満0点、60点以上65点未満-2点、60点未満-4点。複数ある場合は累積する。
 施工府県(県)実績で工事成績評定点の平均点が 点以上4点、 点以上 点未満2点、 点以上 点未満0点、 以上 点未満-2点、 点未満-4点。複数ある場合は累積する。

課題

- 1) 申請書類として下請を予定している固有の企業名を記載する必要があるが、該当する下請企業の工事成績を評価することから、**一部企業が固定化される。**
- 2) 固有の下請企業への発注予定額を記載する必要があるが、申請書の提出期限内で十分な調整が困難である中、予め**下請契約額が固定される。**

改善内容

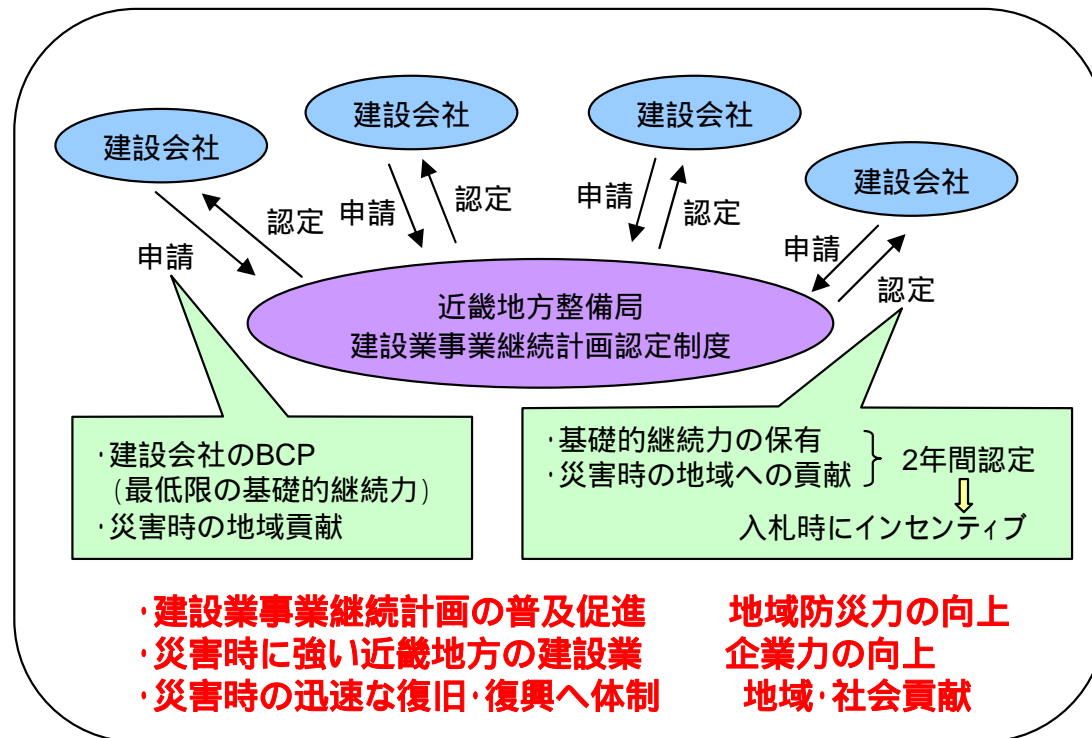
予め地元下請企業として評価する社について、一定の工事成績(70点)以上であることを条件とする。

地元企業の活用比率は、受注予定金額に係る地元下請予定金額の総額(総比率)を評価する。

防災上の地域貢献度の評価拡大

【建設業BCP(事業継続計画)認定制度】

建設会社が備えている基礎的事業継続力を近畿地方整備局が評価し、適合した建設会社に対する認定証の発行および、その建設会社を公表することにより、建設会社における事業継続計画の策定を促進し、近畿地方整備局管内の災害対応の円滑な実施と地域防災力の向上を目的として行う。



認定制度の概要(案)

【申請・認定の対象】

・近畿地方整備局管内に本店、支店、営業所を有する建設会社

【年間の申請・認定】

・認定日より2年間。ただし、認定後の1年以内に訓練実施状況等の報告を義務付け、認定継続の条件とする。

【認定の公表】

・認定証の交付を行うとともに近畿地方整備局HPで公開

【インセンティブ】

・総合評価の地域貢献項目で加点

【実施予定】

・平成24年度認定開始予定

総合評価における評価内容

「地域・社会貢献」として認定を受けている場合に加点(1点)

- ・競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限までの有効期限を有する認定書を対象とする。
- ・近畿地方整備局災害時事業継続認定委員会(仮称)が交付する「認定証」の写しを添付する。

近畿地方整備局
資料配布

配布日時	平成24年 3月30日 14時00分
------	-----------------------

件名	建設コンサルタント業務等における低価格受注対策の更なる強化について
----	-----------------------------------

概要	<p>近年、建設コンサルタント業務等の発注においては、低価格受注による品質低下が懸念されており、従来より1000万円を超える総合評価落札方式による業務発注においては、履行確実性評価を導入するなどの対策を実施してきたところですが、<u>平成24年度からは、価格競争により実施する業務も含めて、以下の品質確保対策を実施することとしましたので、お知らせします。</u></p> <p>なお、この新たな対策の周知期間を確保するため、<u>平成24年6月1日以降公示又は指名通知する業務から適用することとします。</u></p> <p>【新たに実施する対策】</p> <p>① <u>予定価格が1000万円以下で500万円を超える業務発注においても、調査基準価格に相当する「品質確保基準価格」を導入し、低価格受注と判断された場合には、1000万円を超える業務発注と同等の措置を義務づけ</u></p> <p>② <u>500万円を超える業務発注において、低価格受注と判断された場合、以下を義務づけ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>調査業務（環境調査、測量、地質調査業務等）については、管理技術者（主任技術者）の現場常駐を義務付け</u> ・ <u>調査業務以外については、受注者と同程度の企業規模で、かつ過去2年間に低入札による受注を行っていない者による第三者照査を義務付け</u> <p>③ <u>1000万円以下の業務発注において、低入札により受注した業務を実施している入札参加者の手持ち業務量の制限を強化</u></p> <p>④ <u>500万円以下の業務においても、入札参加者の手持ち業務量の制限を追加</u></p>
----	--

取 扱	_____
-----	-------

配布場所	大手前記者クラブ
------	----------

問い合わせ先	近畿地方整備局 企画部 電話番号 (06) 6942-1141 技術開発調整官 大西 博 (内線 3120) 技術管理課長 和佐 喜平 (内線 3311) 技術管理課長補佐 井川 貴史 (内線 3313)
--------	---

建設コンサルタント業務等における 低価格受注対策の更なる強化について

近年、建設コンサルタント業務等の発注においては、低価格受注による品質低下が懸念されており、従来より1000万円を超える総合評価落札方式による業務発注においては、履行確実性評価を導入するなどの対策を実施してきたところですが、平成24年度からは、価格競争により実施する業務も含めて、以下の品質確保対策を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、この新たな対策の周知期間を確保するため、平成24年6月1日以降公示又は指名通知する業務から適用することとします。

また、この新たな対策は、一般競争入札（総合評価落札方式）やプロポーザル方式による業務発注、建築関係建設コンサルタント業務には適用されません。

【新たに実施する対策】

① 予定価格が1000万円以下で500万円を超える業務発注においても、調査基準価格に相当する「品質確保基準価格」を導入し、低価格受注と判断された場合には、1000万円を超える業務発注と同等の措置を義務づけ

○品質確保基準価格

業 種 区 分	予定価格に対する割合
土木関係建設コンサルタント業務	75%
測量業務	78%
地質調査業務	82%
補償関係建設コンサルタント業務	79%

※1000万円超の業務における平均的な調査基準価格の割合を適用

○1000万円を超える業務と同等の措置とは、以下のとおり

【入札参加者に対する条件】

- ・ 下記③の条件の適用

【低価格受注者に対する条件】

- ・ 業績成績が70点未満の場合は実績として認めない。
- ・ 表彰の対象外とする。(ただし、技術者表彰は除く。)

(下記②の条件も適用となります。)

なお、1000万円を超える業務においては、上記以外に低入札価格調査(予算決算及び会計令第86条に基づく調査)の実施と業務コスト調査(業務完了後)の実施が義務づけられていますが、1000万円以下の業務については適用しません。

② 500万円を超える業務発注において、低価格受注と判断された場合、以下を義務づけ

- ・ 調査業務(環境調査、測量、地質調査業務等)については、管理技術者(注1)の現場常駐を義務付け
- ・ 調査業務以外については、受注者と同程度の企業規模で、かつ過去2年間に低入札による受注を行っていない者による第三者照査を義務付け

上記の義務づけが実施できなかった場合は、業績成績を5点減点

○低価格受注とは、予定価格が1000万円を超える業務においては、調査基準価格を下回る価格、予定価格が1000万円以下の業務においては、上記①の「品質確保基準価格」を下回る価格。

○従来から、予定価格が1000万円を超える業務のうち、詳細設計業務の一部においては、受注者と同程度の企業規模の者による第三者照査が義務づけられていましたが、「過去2年間に低入札による受注を行っていない者」の条件は付けていませんでした。

(注1) 測量、地質調査業務の場合は、主任技術者。

③ 1000万円以下の業務発注において、低入札により受注した業務を実施している入札参加者の手持ち業務量の制限を強化

- 低入札により受注した業務とは、1000万円を超える業務において、調査基準価格を下回る価格により受注した業務のこと。
- 管理技術者（注1）の手持ち業務量の制限は、4億円未満かつ10件未満であるが、低入札により受注した業務を実施している場合は、2億円未満かつ5件未満に強化。

④ 500万円以下の業務においても、入札参加者の手持ち業務量の制限を追加

- ③と同様の条件を適用することとし、管理技術者（注1）の手持ち業務量の制限を4億円未満かつ10件未満とし、低入札により受注した業務を実施している場合は、2億円未満かつ5件未満に強化。

近畿地方整備局	配布	平成24年2月13日
資料配布	日時	14時00分

件名	建設生産システム効率化に向けた取り組みの報告 ～受発注者パートナーシップ向上2012～
----	--

概要	<p>近畿地方整備局では、入札契約制度のさらなる改善と建設生産システムのさらなる効率化に向けて、今年度、受注者へのアンケートを実施し、その結果を踏まえて、今後の取り組み内容を「受発注者パートナーシップ向上2012」としてまとめましたので、報告します。</p> <p>(背景)</p> <p>ライフサイクルコストが安く、質の高い社会資本整備を推進するためには、総合評価方式の適切な運用などの入札契約制度の改善を推進するとともに、施工段階におけるさらなる効率化に向けて、受発注者間のパートナーシップを向上させることが重要となります。</p>
----	--

取扱い	_____
-----	-------

配布場所	大手前記者クラブ みなと記者クラブ
------	----------------------

問合せ先	<p>国土交通省 近畿地方整備局</p> <p>企画部 企画調整官 安原 達 (内線 3112)</p> <p>技術調整管理官 山本 剛 (内線 3115)</p> <p>電話 06 - 6942 - 1141 (代)</p> <p>港湾空港部 港湾空港企画官 宮島 正悟 (内線 6404)</p> <p>電話 078 - 391 - 7571 (代)</p>
------	---

建設生産システム効率化に向けた取り組みの報告

～受発注者パートナーシップ向上 2012～

近畿地方整備局では、過去に実施した工事・業務について受注者に対するアンケート等を実施し、その結果を踏まえて、入札契約制度や工事の円滑化などの建設生産システムにおける改善すべき主な課題や取り組みの方向性、進め方を「受発注者パートナーシップ向上 2012」としてとりまとめました。

この「受発注者パートナーシップ向上 2012」では、詳細設計から工事発注段階までの「工事発注適正化発注者心得八箇条」、工事施工段階における「工事円滑化発注者心得十箇条」、発注者の資質・技術力向上に向けた「現場技術力向上発注者心得八箇条」の全 26 箇条からなる発注者心得を新たに制定し関係する職員や受注者への周知の徹底を図るとともに、入札・契約制度のさらなる透明性の向上と事務の簡素化を図るための改善策や設計便覧の改訂等による設計品質の向上策等をとりまとめています。

また、こうした取り組みを P D C A サイクルによって、さらに効果を高めていくために、毎年度受注者へのアンケートを行い、取り組み内容の改善に反映させることとしています。

《受発注者パートナーシップ向上 2012 の概要》

「受発注者パートナーシップ向上 2012」の周知徹底（関係団体へも通知）
毎年度、工事成績・業務成績通知後に受注者アンケートの実施とその内容の公表、アンケート結果に基づく対応方策の見直し（P D C A サイクル）

< 参考資料 4 を参照 >

平成 23 年度設計便覧改訂において、受注者側（コソカウト）の意見を踏まえたチェックシートの見直しと、受発注者双方が活用する「利用の手引き」の策定、基準等が改訂された時の速やかな改訂方策の実現。

入札・契約手続きのさらなる簡素化・合理化。

入札・契約手続きにおける技術提案者への対応マニュアルの作成。

入札・契約手続きに関する問い合わせ窓口の明確化

A S P 導入に関する F A Q の作成（平成 23 年度に第 1 版作成）と問い合わせ窓口の明確化。

発注者側の資質向上を図るため、研修において接遇内容を取り入れたコンプライアンス講義の実施。

～ 受発注者パートナーシップ向上 2012 ～
工事発注適正化発注者心得八箇条

- 第 1 条：主任調査員は、詳細設計業務の発注にあたり、設計条件を明確に示すとともに、積算基準書に基づき適切な履行期限を設定し、業務履行中に業務内容の追加が発生した場合は適切に工期延期を行うこと。
- 第 2 条：主任調査員は、詳細設計業務の重要な打合せ（設計条件等）に必ず出席すること。
- 第 3 条：主任調査員は、受注者と合同現地調査を実施し、詳細設計業務の業務報告書には工事発注時における必要な条件明示等の留意事項を明記するよう受注者を指導すること。
- 第 4 条：主任調査員は、詳細設計業務の業務スケジュール管理表において照査期間を明記し、確実に実施できるように工程管理を行うこと。
- 第 5 条：主任調査員は、成果品納入時に受注者が設計点検チェックシートを用いた照査を実施しているかを確認すること。
- 第 6 条：発注担当課は、工事発注前に発注図面を持参して現地調査を実施し、現場条件を把握した上で設計図書に反映すること。
- 第 7 条：発注担当課は、工事発注時のチェックシートを活用した発注管理を徹底すること。
- 第 8 条：発注担当課は、発注者の技術提案に求める意図の明示や受注者が質問や見落としそうな箇所に注意を払い、受注者がよりよい技術提案の作成ができるように努めること。

～ 受発注者パートナーシップ向上 2012 ～
工事円滑化発注者心得十箇条

- 第1条：河川及び道路管理者等への法令協議は、発注者（協議担当者）が行い、その状況は受注者にも情報提供すること。
- 第2条：事務所長は、ワンデーレスポンス、工事施工調整会議（三者会議）、設計変更審査会の実施状況を点検し、受発注者間の意思疎通、情報共有を図ること。
- 第3条：発注担当課は、原則として工事施工調整会議（三者会議）、設計変更審査会を開催し、副所長又は工事品質管理官が必ず会議に出席すること。
- 第4条：発注担当課は各種ガイドラインの内容を理解し、設計変更審査会、工事施工調整会議（三者会議）においてガイドラインを見せながら受注者に対して説明を行うこと。
- 第5条：発注担当課は、工事中止の必要がある場合は、速やかに受注者に一時中止の通知をするとともに、再開に向けた協議等の進捗状況を受注者に情報提供すること。
- 第6条：事務所工事関係者は、常にワンデーレスポンスの意識を持って、受注者からの工事（協議）書類を定めた期日までに回答できるよう努めること。
- 第7条：事務所工事関係者は、ASPを活用し、受発注者間ならびに事務所内での情報共有に努めること。
- 第8条：監督職員及び検査職員は、受注者に求める工事関係書類を明確にし、受発注者における業務の効率化を図ること。
- 第9条：検査職員は、工事の目的、内容を把握するとともに、各検査項目の目的、内容を十分理解して検査に臨むこと。
- 第10条：検査職員は、検査終了時に給付の確認検査の合否を明確に伝えるとともに、技術検査における講評を行うこと。

～ 受発注者パートナーシップ向上2012 ～

現場技術力向上発注者心得八箇条

- 第1条：受発注者は契約に基づき、ライフサイクルコストが安く、質の高いインフラを整備するパートナーであり、互いの技術力を切磋琢磨することによって、その目的が達成されることを十分に認識すること。
- 第2条：監督員は、工事の受注者と対等な立場であることをわきまえて、決して威圧的な態度を取ることなく、コミュニケーションを図り、円滑な工事の推進に努めること。
- 第3条：主任監督員は、重要な打ち合わせに必ず出席するとともに、監督員等に対し、「現場を見る力」及び工事の受注者への適切な接し方について指導すること。
- 第4条：監督員・主任監督員・主任調査員は、現場で困難な課題が発生した場合は、経験豊富な事務所長・副所長、専門分野に詳しい「技術継承人」「スペシャリスト会議」等に相談するなど、組織として問題を解決すること。
- 第5条：事務所長、副所長、所属長は、設計段階・工事中等の日常業務において、職員の「現場技術力」(現場を見る力・考える力・説明する力)を向上させる機会や知見を高める研修、研究発表会等に参加できる機会を増やすよう努めること。
- 第6条：監督員は、『検査職員の心得(検査技術マニュアル(案))』等を学習し、段階確認時等に現場に出向き、「現場を見る力」をつけること。
- 第7条：設計・発注担当者は、設計の考え方を理解するため、施工検討会(工事前) 施工調整会議、設計変更審査会、段階確認、完成検査(工事中)に積極的に参加し、「現場技術力」をつけること。
- 第8条：事務所長、副所長は、上記の項目についての実施状況を点検、評価、改善検討を定期的に行い、事務所職員の技術力・資質の向上を目指すこと。

アンケート調査の結果について

受注者へのアンケートについては、平成 22 年度に完了した工事・業務を対象に、以下の 3 種類のアンケートを実施し、結果をとりまとめました。

1. 工事発注・施工段階における発注者の対応に関するアンケート

- ・平成 22 年度完成工事 1043 件（土木：981 件、港湾：62 件）から 364 件を抽出しアンケートを実施。そのうち 232 件から回答（回答率：64%）があり、631 のコメントが寄せられた。
- ・現場の生の声を反映するため現場代理人または監理技術者（主任技術者）に直接依頼。

< アンケート調査の結果 >

- ・適切または概ね適切との回答が約 8 割。
- ・不適切と回答された方から、631 のコメントをいただいた。
- ・コメントの中で指摘が多かった項目は以下のとおり。
 - 設計内容が現場条件と不一致。 56 件
 - 積算内容が現場条件と不一致。 42 件
 - 工事用図面が不適切。 47 件
 - 発注時の条件明示が不十分。 33 件
 - 工期設定が不適切。 58 件
 - 一時中止の対応が適切でない。 20 件
 - ワンデーレスポンスが適切に実施されていない。 29 件
 - 三者会議が開催されなかった。 22 件
 - 設計変更審査会が開催されなかった。 21 件
 - 紙と電子の二重納品を求められた。 20 件
 - 監督員の知識不足、威圧的な態度 15 件
 - 過度な業務指示 25 件
 - 現場技術員の態度が不適切 14 件

2. 工事の入札・契約制度の運用状況に関するアンケート

- ・平成 22 年度 4 月以降に近畿地方整備局で入札公告した工事を対象に(社)日本建設業連合会関西支部 69 社と埋設浚渫協会近畿支部 27 社の会員 96 社を対象にアンケートを実施。そのうち 42 社から回答(回答率:44%)があり、268 のコメントが寄せられた。
- ・総合評価落札方式の技術提案等を担当している部長、課長等に依頼。

< アンケート調査の結果 >

- ・適切または概ね適切との回答が約 7 割。
- ・不適切と回答された方から、268 のコメントをいただいた。
- ・コメントの中で指摘が多かった項目は以下のとおり。
技術提案を求める指定テーマ及びその設定理由がわかりにくい。

15 件

3. コンサルタント業務に関するアンケート

- ・平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日までに完了した設計業務 244 件(土木:221 件、港湾:23 件)から 201 件を抽出しアンケートを実施。そのうち 134 件から回答(回答率:67%)があり、212 のコメントが寄せられた。
- ・現場の生の声を反映するため業務を総括的に掌握している管理技術者に直接依頼。

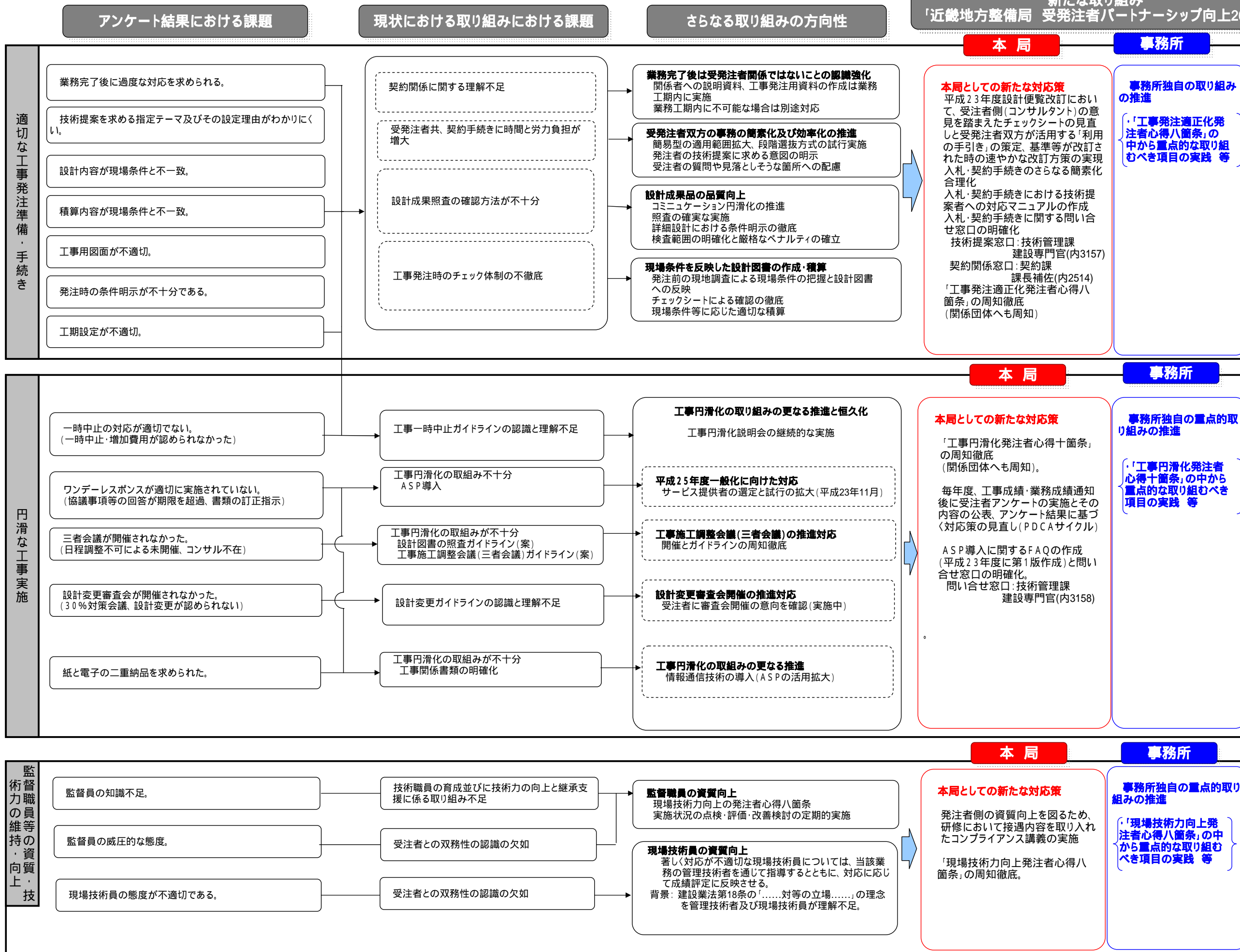
< アンケート調査の結果 >

- ・適切または概ね適切との回答が約 9 割。
- ・不適切と回答された方から、212 のコメントをいただいた。
- ・コメントの中で指摘が多かった項目は以下のとおり。
業務完了後に過度な対応を求められる。 28 件
主任調査員が対応していない。 27 件

受注者アンケートの結果と工事円滑化・建設生産システム効率化の取り組みの方向性の関係

参考資料 3

新たな取り組み
「近畿地方整備局 受発注者パートナーシップ向上2012」



「近畿地方整備局 受発注者パートナーシップ向上2012」 フロー図

